

第2 行政評価・監視結果

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

勸告	説明図表番号
<p>(1) 有料老人ホームの普及等の状況</p> <p>ア 有料老人ホームの概況</p> <p>(高齢者向け住まいの確保の重要性)</p> <p>我が国においては、高齢化の進展に伴い、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が昭和58年の243万世帯から平成25年には1,136万世帯へと急激に増加している。これら的高齢者世帯は、平成37年には1,346万世帯、47年には1,387万世帯へと今後一層の増加が見込まれる中で、政府は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき、「地域包括ケアシステム（注1）」の構築を進めることとしており、介護を必要とする高齢者がその心身の状況に応じて安心して居住することができる住まいの確保が重要となっている。</p> <p>高齢者向け住まいは、福祉施策の観点から厚生労働省において施策を展開している老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどの施設と、住宅施策の観点から国土交通省において施策を展開している高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）に大別され、その目的や提供するサービスの違いなどによって様々な種類がある。また、特別養護老人ホームや軽費老人ホームは、事業主体が地方公共団体や社会福祉法人等に限定されているのに対し、有料老人ホームやサ高住は、事業主体に限定はなく、その多くを株式会社などの民間事業者が占めている。</p> <p>なお、特別養護老人ホームは、有料老人ホームなどと比較して専門的な介護が安価で受けられることもあって、平成26年3月時点の入所待機者は約52万人（厚生労働省調べ）に上っているが、27年4月から、原則として、入所者は要介護3（注2）以上の要介護者に限定されている。</p> <p>（注1）「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援を行うことにより、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す体制をいう。</p> <p>（注2）「要介護3」は、要介護状態の目安として「立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄や入浴・衣服の着脱など全面的な介助が必要な状態」とされている。</p>	<p>図表 1-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③</p> <p>図表 1-(1)-④</p> <p>図表 1-(1)-⑤</p> <p>図表 1-(1)-⑥</p> <p>図表 1-(1)-⑦</p>

<p>(有料老人ホーム数の推移)</p> <p>有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の3において、i）老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、ii）当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。</p> <p>有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度の導入以降、民間企業の参入が活発化したことに伴い、施設数及び定員が年々増加している。平成27年6月時点における施設数は10,627施設、定員は42万2,612人となっており、12年と比較すると、施設数は349施設から30.4倍、定員は36,855人から11.5倍となっている（注3）。</p> <p>このようなことから、主な高齢者向け住まいの定員全体に占める有料老人ホームの定員の割合は、平成26年時点で28%、サ高住を含める（注4）と40%と、有料老人ホームは高齢者向け住まいの主要な受皿となっている。</p> <p>（注3） 有料老人ホームは、事業者が介護サービスを提供することを前提とした「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護サービスの提供を受ける「住宅型有料老人ホーム」とに大別される。介護付有料老人ホームは、介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」（介護保険法第8条第11項）の提供を行う施設であり、老人福祉法に基づく設置時の届出（後述参照）とは別に、職員配置等の一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受ける必要がある。</p> <p>平成18年の介護保険法の改正により特定施設入居者生活介護に総量規制（注5）が導入されたため、近年、住宅型有料老人ホームの施設数が急激に伸びており、その数は、27年6月時点で有料老人ホーム全体の約6割を占めている。</p> <p>（注4） サ高住については、平成26年3月末時点で、その約95%が老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する（ただし、高齢者住まい法第23条の規定により、老人福祉法に基づく設置時の届出（後述参照）は不要）ことから、本行政評価・監視においては、サ高住のうち有料老人ホームに該当するものも調査対象とした。</p> <p>（注5） 特定施設入居者生活介護等の必要利用定員総数については、都道府県の介護保険事業支援計画（介護保険法第118条）において記載することとされており、当該総数を超えるような指定申請については、都道府県知事が指定を行わないことができることとされている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧ 図表 1-(1)-⑨</p> <p>図表 1-(1)-⑩</p> <p>図表 1-(1)-⑪ 図表 1-(1)-⑫</p> <p>図表 1-(1)-⑬</p> <p>図表 1-(1)-⑭</p> <p>図表 1-(1)-⑮ 図表 1-(1)-⑯</p> <p>図表 1-(1)-⑰ 図表 1-(1)-⑱</p>
<p>(有料老人ホームに対する指導監督)</p> <p>有料老人ホームについては、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）への設置時の届出が義務付けられており、都道府</p>	<p>図表 1-(1)-⑨ (再掲)</p>

<p>県等が有料老人ホームへの立入検査やその設置者に対する改善命令等の指導監督を実施することとされている（老人福祉法第29条第1項、第9項及び第11項）（注6）。また、都道府県等は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正：平成27年3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「27年3月通知」という。）により、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）（注7）を参考に指導指針を策定し、これに基づき有料老人ホームに対する指導を実施している。</p>	<p>図表 1-(1)-⑲ 図表 1-(1)-⑳</p>
<p>しかし、都道府県等への届出を行うことなく施設を設置・運営しているものが全国的にみられ、厚生労働省が都道府県等を通じて把握している未届施設（疑いのあるものを含む。以下同じ。）の数は全国で1,650施設（平成28年1月31日時点）と、平成21年10月31日時点の389施設と比較して4.2倍増加している。加えて、厚生労働省が把握している数以上の未届施設が実際には存在しているとの指摘もされており、その実態は十分に解明されていない。また、平成26年11月には、東京都内の未届の有料老人ホームにおいて、入居者に対する恒常的な身体拘束等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生している。</p>	<p>図表 1-(1)-㉑ 図表 1-(1)-㉒ 図表 1-(1)-㉓</p>
<p>（注6）有料老人ホームに該当するサ高住については、高齢者住まい法に基づく指導監督に加え、老人福祉法第29条第9項及び第11項の規定に基づく立入検査や改善命令の対象になる。</p>	<p>図表 1-(1)-㉔ 図表 1-(1)-㉕</p>
<p>（注7）従前の標準指導指針では、サ高住は有料老人ホームに該当するものであっても適用対象外とされていたが、厚生労働省は、都道府県等からの要望を受け、有料老人ホームに該当するサ高住を標準指導指針の対象とする見直しを平成27年3月30日付けで行い、同年7月1日から適用している。</p>	<p>図表 1-(1)-㉖</p>
<p>イ 未届施設の概況</p>	
<p>調査した30都道府県等（注8）では、平成26年10月31日現在で未届施設を計569施設把握していたが、今回、当省が地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）（注9）に対する調査や有料老人ホームの検索サイトの活用等により未届施設を把握（平成27年5月1日現在）したところ、当該30都道府県等のうち16都道府県等において、上記569施設以外に、26年10月31日現在で既に開設されていたもので、これら都道府県等が把握していなかった未届施設を計97施設確認した。</p>	<p>図表 1-(1)-㉗</p>
<p>（注8）17都道府県、8指定都市、4中核市、1市町村（有料老人ホームに関し、都道府県が処理することとされている事務は、都道府県によっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例により市町村が処理することとされているものがある。）を調査対象とした。</p>	<p>図表 1-(1)-㉘ （再掲）</p>
<p>（注9）包括センターは、市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護</p>	<p>図表 1-(1)-㉙</p>

<p>保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施している。</p> <p>(7) 未届施設の基本属性等</p> <p>今回、当省において、38 未届施設（注 10）における平成 27 年 4 月 1 日現在の実態を調査し、届出施設とサ高住の全国データ（注 11）との比較を行った。その結果は、以下のとおりである。</p> <p>（注 10）厚生労働省把握の 569 未届施設から 24 施設を、当省把握の 97 未届施設から 14 施設を抽出し、計 38 未届施設を調査対象とした。</p> <p>（注 11）平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成 27 年 3 月）による。</p> <p>a 事業主体</p> <p>調査した 38 未届施設の事業主体をみると、「株式会社」の占める割合が 47.4%と最も高く、次いで「有限会社」が 28.9%などとなっており、届出施設やサ高住と同様に、両者がその多くを占めている。</p> <p>b 設置時期</p> <p>調査した 38 未届施設の設置時期をみると、71.0%が特定施設入居者生活介護に総量規制が導入された平成 18 年以降に設置されており、近年、届出施設だけでなく、未届施設も高齢者の老後の受皿となっていることがうかがわれる。</p> <p>c 定員及び入居率</p> <p>調査した 38 未届施設の定員の状況をみると、平均で 24.2 人となっており、民家等を転用した「10 人未満」の小規模施設が 21.1%を占めている。また、定員に対する入居率の平均は未届施設で 79.9%となっており、届出施設（介護付有料老人ホームで 88.1%、住宅型有料老人ホームで 86.7%）と比較して低くなっている。</p> <p>d 入居者の状況</p> <p>(a) 年齢層別</p> <p>調査した 38 未届施設における年齢層別の入居者数の状況をみると、「65 歳未満」の占める割合は 8.6%となっており、届出施設（介護付有料老人ホームで 2.2%、住宅型有料老人ホームで 3.0%）と比較して高くなっている。</p> <p>(b) 要介護度別</p> <p>調査した 38 未届施設における要介護度別の入居者数の状況をみると、平均要介護度は 2.20 となっており、「自立」の占める割合が 18.2%と最も高くなっている。これは、上記 (a) のとおり、未届施設では、届出施設と比較して「65 歳未満」の占める割合が高くなっており、後述 e のとおり、福祉事務所からの紹介などにより低所得の高齢者を受け入れているものがみられることも影響</p>	<p>図表 1-(1)-29</p> <p>図表 1-(1)-30</p> <p>図表 1-(1)-31 図表 1-(1)-32</p> <p>図表 1-(1)-33</p> <p>図表 1-(1)-34</p>
---	--

<p>しているものと考えられる。</p> <p>e 入居者の主な受入方法</p> <p>調査した 38 未届施設における入居者の主な受入方法をみると、「医療機関からの紹介」を挙げたものが 44.7%と最も多く、次いで、「居宅介護支援事業所からの紹介」を挙げたものが 39.5%、「市区町村（福祉事務所等）からの紹介」を挙げたものが 23.7%などとなっている。一方、届出施設の入居者についてみると、入居直前に「病院・診療所」にいた割合は、介護付有料老人ホームで 36.7%、住宅型有料老人ホームで 43.4%となっている。</p> <p>診療報酬上、医療資源の効率的な活用の観点から、医療機関には、当該医療機関での入院治療を必要としなくなった患者が適切に退院できるように支援することが求められているが、特別養護老人ホームの入所が困難となっている現状において、届出施設だけでなく、未届施設も患者の退院先の一つとなっていることがうかがわれる。</p>	<p>図表 1-(1)-㉔</p> <p>図表 1-(1)-㉕</p>
<p>(1) 未届理由等</p> <p>上記 38 未届施設に加えて、調査した 46 住宅型有料老人ホームのうち、かつて未届であった 16 施設の計 54 施設を対象に未届理由等を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>a 未届理由</p> <p>調査した 54 施設における「老人福祉法に基づく届出を行っていない又は行っていなかった理由」についてみると、「有料老人ホームに該当するとは思わなかった」を挙げたものが 21 施設と最も多く、次いで、「指導指針に適合しない」を挙げたものが 10 施設、「有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない」を挙げたものが 8 施設などとなっている。</p> <p>b 未届期間</p> <p>調査した 54 施設における未届期間の状況についてみると、平均で 34.6 月となっている。このうち、かつて未届であった 16 施設は平均で 14.3 月であったのに対し、厚生労働省把握の 24 未届施設は 29.0 月となっている。</p> <p>一方、当省把握の 14 未届施設の平均は 60.4 月と、厚生労働省把握の 29.0 月を大きく上回っている。</p>	<p>図表 1-(1)-㉖</p> <p>図表 1-(1)-㉗</p>
<p>(2) 未届施設の把握状況</p> <p>ア 未届施設における管理・運営状況</p> <p>有料老人ホームの入居者が安心して日常生活を営むためには、施設が適切な設備・構造を有するとともに、入居者に提供するサービスの内容に応じた職員の配置や研修等を実施することが必要である。このような</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>

<p>ことから、都道府県等が策定する指導指針では、建物の規模及び構造設備、職員の配置及び研修、施設の管理・運営、契約内容等について基準が定められている。</p>	
<p>また、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）においても、建物の用途や規模等に応じた消火設備、警報設備等の設置、消火訓練、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備等が義務付けられている。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p>今回、49 未届施設（注 1）における平成 27 年 4 月 1 日現在の管理・運営状況を調査した結果、以下のとおり、消防法等や指導指針に適合していない不適切な状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-③</p>
<p>① 消防法第 17 条の 3 の 3 において義務付けられている消防用設備等の定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていないもの（10 施設（うち当省把握 8 施設））（注 2）</p>	<p>図表 1-(2)-④ 図表 1-(2)-⑤ 図表 1-(2)-⑥</p>
<p>② 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条第 10 項において義務付けられている年 2 回以上の避難訓練を実施していないもの（4 施設（うち当省把握 2 施設））</p>	
<p>③ 指導指針に基づく避難訓練（注 3）を実施していないもの（13 施設（うち当省把握 4 施設））</p>	
<p>④ 夜間の介護や緊急時に対応できる職員を配置していないもの（7 施設（うち当省把握 5 施設））</p>	
<p>⑤ 入居者の病状の急変等に備えるための医療機関との連携体制が確保されていないもの（10 施設（うち当省把握 6 施設））</p>	
<p>⑥ 非常災害に関する具体的計画（消防計画等）を策定していないもの（10 施設（うち当省把握 6 施設））</p>	
<p>（注 1）本細目では、前述(1)イ(7)で調査対象とした 38 未届施設に加え、当省把握の 97 未届施設から抽出した 11 施設を含む計 49 未届施設を調査対象とした。</p>	
<p>（注 2）当該 10 施設中 2 施設（うち当省把握 1 施設）では、要介護 3 以上の要介護者が、いずれも当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p>	
<p>（注 3）標準指導指針では、「事故・災害（中略）に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと」とされている。さらに、49 未届施設を所管する 22 都道府県等のうち 6 都道府県等では、平成 27 年 4 月 1 日現在で指導指針に「夜間又は夜間を想定した避難訓練の実施」について定めている。</p>	
<p>また、調査した 49 未届施設のうち、都道府県等が把握していなかった 25 施設の中には、次のとおり、管理・運営が不適切なものがみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑦</p>
<p>① 同一の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）が運営する 6 未届施設において、i）1 室当たりの入居定員は 2～6 人となっており、入居者 1 人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以</p>	

下の約 6.5 m²となっている（全 6 施設）、ii）室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗い（1 施設）、iii）居室や台所に多数の黒カビが発生し、カビの臭いが漂っている台所で食事が準備されている（1 施設）など、当省の調査日（平成 27 年 7 月 21 日）現在で入居者にとって好ましくない居住環境となっているとみられるもの

- ② 要介護 3 以上の要介護者が、当省の調査日（平成 27 年 7 月 10 日）現在で全入居者の 8 割以上を占めているにもかかわらず、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず、また、平成 24 年の火災事故発生後においても、都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていないもの（1 施設）

このようなことから、未届施設に対して適切な指導監督を行う必要があり、そのためには未届施設を適確に把握することが重要となっている。

イ 都道府県等における未届施設の把握状況

（有料老人ホームの届出促進等）

厚生労働省は、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取組の徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け老計発第 0320001 号・老振発第 0320001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長連名通知。以下「19 年 3 月通知」という。）により、都道府県に対し、次のとおり要請している。

- i）有料老人ホームに該当する施設であっていまだ把握されていない施設について更なる把握を推進するためには、本庁職員の取組だけでは限界があるので、①出先機関の有効活用、②市区町村との情報交換ネットワークの構築、③包括センターの活用、④関係団体等からの情報の活用等により、実態把握に努めること。
- ii）有料老人ホームに該当するものとして存在を把握しつつも届出が進んでいない施設については、①該当する未届施設の設置者を集めて制度全般や手続に関する説明会を開催する、②届出重点指導期間を設定し届出を促進する等の取組を行うことにより、再度届出励行に努めること。
- iii）都道府県と市区町村の連携体制を構築し、一体となって取り組むこと。

また、厚生労働省は、これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進及び適切な指導監督を都道府県等に求めている。しかし、後述のとおり、平成 27 年 6 月 30 日時点及び 28 年 1 月 31 日時点の調査結果で多数の未届施設が確認され、届出が進んでいない実態が明らかになったことから、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成 28 年 4 月 22 日付け老高発 0422 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、都道府県等に対し、19 年 3 月通知等及び次の内容を踏まえた指

図表 1-(2)-⑧

<p>導監督の徹底を改めて要請している。</p> <p>i) 未届施設について、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する適切な指導監督を徹底すること。</p> <p>ii) 関係部局や市区町村の包括センター等に寄せられた未届施設に関する情報が、都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に届けられるよう連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組むこと。</p> <p>さらに、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）においては、有料老人ホームを含む高齢者向け住まいについて、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づく届出を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用することとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑨</p>
<p>(高齢者住まい法の改正)</p> <p>国土交通省は、高齢者の居住の安定を確保するため、住宅施策の観点から、i) 平成 10 年度には、良好な居住環境を備えた高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進する「高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）」の認定制度、ii) 13 年度には、高齢者住まい法が制定され、高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）」の登録制度、iii) 17 年度には、高円賃のうち、専ら高齢者が入居する住宅について登録する情報を詳細化した「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）」の登録制度をそれぞれ開始するなど、賃貸住宅の供給等の施策を展開してきた。</p> <p>これらの高齢者賃貸住宅について、有料老人ホームの要件を満たしたものは原則として有料老人ホームの届出が必要とされたが、各戸の床面積が 25 m²以上であることや前払家賃の保全措置を講ずること等の一定の要件を満たした高専賃については、有料老人ホームの届出が不要とされていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 10 月の高齢者住まい法の改正により、これらの高齢者賃貸住宅はいずれも廃止され、国土交通省と厚生労働省共管の制度として、新たにサ高住の登録制度が創設されたことに伴い、有料老人ホームの要件を満たす高専賃のうち、サ高住として登録をしないものについては、有料老人ホームの届出が必要とされた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑩</p> <p>図表 1-(2)-⑪</p> <p>図表 1-(2)-⑫</p> <p>図表 1-(2)-⑬</p> <p>図表 1-(2)-⑭</p> <p>図表 1-(2)-⑮</p> <p>図表 1-(2)-⑯</p> <p>図表 1-(2)-⑰</p>
<p>(有料老人ホームに関する実態把握)</p> <p>厚生労働省は、平成 21 年 3 月 19 日に群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」で発生した火災による入居者の死亡事故を契機として、「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」（以下「フォローアップ調査」という。）を毎年実施し、全国における未届施設の数などを把握・公表している。</p> <p>厚生労働省は、「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平</p>	<p>図表 1-(2)-⑱</p>

成 26 年 10 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)により、都道府県等に対し、次のとおりフォローアップ調査の留意事項を示している。

- i) 「未届の有料老人ホーム」には、現在実態把握中のもので有料老人ホームの該当の有無の判断に当たり疑義があるものを含み、入居者数に占める高齢者数の割合等にかかわらず、幅広く把握すること。
- ii) 実態把握の結果、入居者がなく運営の実態そのものがなくなったものや、食事等のサービスを提供していなかったものなどについては、「有料老人ホーム非該当等」として報告すること。

なお、厚生労働省は、未届施設の実態把握を更に徹底する必要があるとして、平成 27 年度フォローアップ調査(平成 27 年 6 月 30 日時点)に加えて、追加調査(28 年 1 月 31 日時点)を実施し、都道府県等に対し、市区町村の包括センターや生活保護担当部局において把握している未届施設に関する情報について確認の徹底を要請している。

今回、30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る取組の実施状況を調査した結果、以下のとおり、取組が不十分な状況などがみられた。

(7) 未届施設の存在の把握

調査した 30 都道府県等のうち 15 都道府県等では、未届施設を把握するための体制を確保できない等の理由から、平成 27 年 7 月末現在、未届施設の実態把握に当たり、関係部局や市区町村に協力を呼び掛けるなどの関係機関と連携体制を構築した能動的な取組を行っておらず、効果的な実態把握ができていない。

一方、残りの 15 都道府県等では、関係部局や市区町村に協力を呼び掛けるなどにより未届施設の実態把握を効果的に行っている。これらの中には、平成 26 年度から、管内の市区町村に対し、包括センターを活用するなどにより未届施設についての情報提供を求めたところ、25 年度の 4 倍を超える数の情報が寄せられたといった例がみられた。このことから、未届施設の実態把握に当たっては、関係機関からの通常業務の一環としての通報等に頼るだけでなく、関係機関と連携体制を構築した能動的な取組を行うことが有効と考えられる。

(4) 未届施設の効果的な把握方策

a 包括センターの活用

調査した 30 都道府県等のうち 25 都道府県等の管内に所在する 53 包括センターを抽出し、未届施設の把握状況を調査したところ、14 都道府県等の管内に所在する 26 包括センターでは、日々の業務の遂行を通じて、有料老人ホームの疑いのある施設の情報を把握したことがあるとしていた。

図表 1-(2)-⑱

図表 1-(2)-⑳

図表 1-(2)-㉑

図表 1-(2)-㉒

図表 1-(2)-㉓

<p>また、調査した都道府県等の中には、上記(7)のとおり、市区町村と連携し、包括センターを活用するなどにより未届施設の把握が進捗した例もみられた。さらに、当省は、前述(1)イのとおり、都道府県等が把握していない未届施設を計 97 施設確認したが、うち 19 施設は包括センターを調査したことにより把握した情報が端緒となっている。このようなことから、未届施設の実態把握に当たっては、包括センターの活用が有効と考えられる。</p> <p>しかし、有料老人ホームの疑いのある施設を把握していた包括センターが所在する 14 都道府県等のうち、未届施設の実態把握に当たり、直接又は市区町村を通じて包括センターを活用しているものは 2 都道府県等にとどまっており、残りの 12 都道府県等では、包括センターが把握していた情報が未届施設の実態把握のために活用されていない状況となっていた。</p> <p>未届施設の実態把握に当たり、包括センターを活用していない都道府県等からは、i) 市区町村から報告される未届施設に関する情報には、包括センターが把握したのものも含まれると思いついでいた、ii) 包括センターが未届施設の情報を持っているとは思わなかったとの意見があった。</p> <p>また、調査した包括センターからは、未届施設の情報提供などは手間が掛かることではなく、包括センターの業務である高齢者虐待の防止及び適切な施設の紹介にも関係するため、都道府県等から連携の要請があれば、積極的に協力したいとの意見が複数あった。</p>	<p>図表 1-(2)-⑳ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-㉑ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉒</p> <p>図表 1-(2)-㉓</p>
<p>b 住宅担当部局との連携</p> <p>前述(1)イ(イ)で調査した 54 施設のうち 12 施設は旧高専賃等であり、これらの中には、当省の調査日(平成 27 年 6 月 22 日)現在も引き続き高専賃として認められていると考えているとして、未届のままとなっているものがみられた。</p> <p>当該施設を所管する都道府県等は、上記制度の廃止について、ホームページにおいて広報を行ったほか、説明会を 1 回開催しているが、旧高専賃の登録を行っていた事業者について、サ高住の登録や有料老人ホームの届出を行ったか否か等の追跡調査を行っておらず、有料老人ホームに該当する状態となっていないか、現在の運営実態を把握できていないとしている。このほかにも、旧高専賃等の登録を行っていた事業者に対し、届出の勧奨等の指導を行った事実が確認できない都道府県等がみられた。</p> <p>一方、調査した都道府県等の中には、旧高専賃等の廃止に当たり、サ高住の登録又は有料老人ホームの届出のいずれかの手続が必要となる旨について、各事業者に個別に文書で周知した上で、いずれの</p>	<p>図表 1-(2)-㉔</p> <p>図表 1-(2)-㉕</p> <p>図表 1-(2)-㉖</p>

<p>手続も未了の事業者に対し状況確認することで、有料老人ホームの届出に至った例がみられた。</p> <p>このようなことから、旧高専賃等であった未届施設の実態把握を促進するためには、旧高専賃等に係る事務を所管していた住宅担当部局と連携し、その情報を活用することが必要であると考えられる。</p> <p>しかし、未届施設の実態把握のための能動的な取組を行っている15都道府県等において、未届施設についての情報提供を住宅担当部局に協力要請しているものは皆無となっている。</p> <p>また、未届となっている旧高専賃等を住宅担当部局が把握していたにもかかわらず、有料老人ホームの指導監督部局との情報共有が図られていない例が複数みられた。</p>	<p>図表 1-(2)-㉔ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉕</p>
<p>c その他関係機関の活用</p> <p>厚生労働省は、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」(平成21年10月20日付け社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、社会福祉各法に法的位置付けのない施設が有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合、生活保護担当部局は、施設の担当部局へ情報提供することとしている。</p> <p>今回調査した都道府県等の中には、生活保護担当部局から、「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅一覧」の情報提供を受けているものがみられ、当該都道府県等では、これらの多くが有料老人ホーム又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく無料低額宿泊所(注4)のいずれかに該当する可能性が高いとしているが、いずれに該当するのかについての判断が難しいため、未届施設の実態把握が進んでいないとしている。</p> <p>一方、当該都道府県等では、消防担当部局から、上記一覧に掲載された施設等に係る「事務所総括台帳」(注5)の情報提供を受けており、これにより消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1における防火対象物の用途区分が把握できることから、今後これを活用するとともに、生活保護担当部局とも十分協議の上、未届施設の実態把握を進めたいとしている。</p> <p>このようなことから、未届施設の実態把握に当たっては、生活保護担当部局や消防担当部局と連携し、有料老人ホームの疑いのある施設に関する情報を共有・活用することが有効と考えられる。</p> <p>なお、調査した都道府県等の中には、NPO法人が収集した高齢者向け住宅の情報を未届施設の実態把握に活用している例もみられ</p>	<p>図表 1-(2)-㉖ 図表 1-(2)-㉗</p> <p>図表 1-(2)-㉘ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉙</p>

<p>た。</p> <p>(注4)「無料低額宿泊所」とは、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設をいう。</p> <p>(注5)「事務所総括台帳」とは、消防担当部局が上記の社会福祉各法に法的位置付けのない施設等に定期点検を行った際に把握した施設の状況を取りまとめたものをいう。</p> <p>厚生労働省は、19年3月通知において、都道府県等に対し、関係機関と連携した取組の促進を要請するとともに、フォローアップ調査により、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する届出促進の取組状況を把握しているが、具体的な取組内容までは把握していない。</p> <p>(ウ) フォローアップ調査の報告対象とする未届施設の範囲</p> <p>平成26年度のフォローアップ調査（平成26年10月31日時点）における報告対象の29都道府県等（注6）による厚生労働省への報告状況についてみると、12都道府県等では、未届施設の実態把握に着手したものの否かにかかわらず、「未届の有料老人ホームに該当する可能性のあるもの」について幅広く報告していた。</p> <p>しかし、13都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かを特定して報告する必要があるなどとして、「実態把握に着手したもの」や「有料老人ホームに該当したもの」について報告を行っており、報告対象とする未届施設の範囲が都道府県等によって区々となっていた。</p> <p>当該13都道府県等の中には、有料老人ホームの疑いのある施設を平成26年10月31日時点で62施設把握していたが、実態把握がいずれも未着手であったことから、26年度のフォローアップ調査では、「未届の有料老人ホーム」の件数を「0件」と報告していたものなど、厚生労働省に未報告となっていたものが複数みられた。</p> <p>なお、残りの4都道府県等では、未届施設の実態把握自体を行っていない。</p> <p>(注6) フォローアップ調査は、都道府県等を報告対象としていることから、調査した30都道府県等のうち1市町村を除く。</p> <p>(3) 有料老人ホームの該当性の判断の状況</p> <p>厚生労働省は、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成25年5月31日付け老高発0531第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、有料老人ホームの実態把握に関して、同省としての指導の考え方を整理し、都道府県等に対し、次の3点について示している。</p> <p>i) 届出の有無にかかわらず、入居サービスと介護等サービスの両方の実</p>	<p>図表1-(2)-㉓</p> <p>図表1-(2)-㉔</p> <p>図表1-(2)-㉕</p> <p>図表1-(2)-㉖</p> <p>図表1-(2)-㉗</p>
---	--

<p>施が認められるものは、全て有料老人ホームに該当する。</p> <p>ii) 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、老人が1人でも入居サービスと介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームに該当する(注1)。</p> <p>iii) 有料老人ホームの要件は、入居サービスと介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることであるので、入居サービスと介護等サービスの事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、「経営上の一体性」が認められる施設については、有料老人ホームに該当する(注2)。</p> <p>また、有料老人ホームの要件となっている「経営上の一体性」について、厚生労働省は、入居のプロセスやサービス提供の実態に照らし、入居サービスと介護等サービスを一体的に提供していると判断する十分な理由があれば、有料老人ホームに該当するとしているが、入居者、入居サービス提供者及び介護等サービス提供者がどのような契約関係等にあれば「経営上の一体性」が認められるのかが必ずしも明確となっていない。</p> <p>(注1) 従来、厚生労働省は、「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」(平成21年5月28日付け老振発0528001号厚生労働省老健局振興課長通知)において、「基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらないと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい」との考え方を示していたが、平成25年5月の通知で老人が1人でも入居していれば有料老人ホームに該当するという考え方を明確にした。</p> <p>(注2) 厚生労働省は、27年3月通知において、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱うこととした。</p> <p>今回、調査した30都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断の状況についてみたところ、18都道府県等では、近年、サービスの提供形態が多様化・複雑化していることから、未届施設の実態把握や届出促進の指導に際して、入居者のうち希望者のみに食事サービスを提供し、その都度、入居サービス提供者とは別の事業者が食事代の支払いが行われるような場合、両サービスに「経営上の一体性」が認められるかどうかなど、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮しているとしている。</p> <p>また、当該18都道府県等のうち6都道府県等では、有料老人ホームの定義が明確でないなどとして、有料老人ホームの判断基準を独自に作成していたが、うち5都道府県等では、個別ケースの判断に引き続き苦慮してい</p>	<p>図表1-(3)-③</p> <p>図表1-(3)-④</p> <p>図表1-(3)-⑤</p> <p>図表1-(3)-③ (再掲)</p>
--	--

<p>るとしている。</p> <p>一方、有料老人ホームに該当するか否かの判断に疑義が生じていないとしている千葉県では、平成18年4月に老人福祉法が改正され、有料老人ホームの対象が拡大されたこと等を受け、入居サービスと介護等サービスの提供者が異なっても、例えば、ホームページの広告において、介護等サービスが提供可能である旨を表示していれば、両者は「経営上の一体性」が認められるものと判断し、有料老人ホームに該当するとする判断基準を作成していた。</p>	<p>図表 1-(3)-⑥</p>
<p>そこで、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮しているとする都道府県等において「有料老人ホームに該当しない」と判断した複数の事例について、ホームページの掲載情報を基に、千葉県が作成した判断基準に基づき、同県の見解を求めたところ、いずれも「有料老人ホームに該当する可能性が高い」と判断された。また、同県とほぼ同内容の判断基準を設けている千葉市もこれと同様の判断を示している。調査した都道府県等からは、千葉県の判断基準と同様の考え方が厚生労働省から示されれば、現在よりも有料老人ホームに該当するか否かの判断が行いやすくなり、都道府県等の負担が軽減されるとの意見があった。</p>	<p>図表 1-(3)-⑤ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-⑦</p>
<p>厚生労働省は、有料老人ホームに該当するか否かの判断は、事業の実態を踏まえて、都道府県等において適切に実施される必要があるとしている。有料老人ホームの判断基準について、同省は、平成21年5月に従来のQ&Aに加え、都道府県等から照会のあった事項等について整理したものを都道府県等に対し周知している。しかし、前述のとおり、平成25年5月に同省としての指導の考え方を示して以来、判断が困難な事例等の収集分析やその結果の都道府県等への提供は行われていない。</p>	<p>図表 1-(3)-② (再掲)</p>
<p>調査した都道府県等からは、より具体的な事例等の情報提供を求める意見が複数あった。また、有料老人ホームは介護保険法の「住所地特例(注3)」や「集合住宅減算(注4)」などの対象となることから、これらの業務の明確化や適正化を図る上でも、有料老人ホームの特定が行いやすくなるよう都道府県等の取組を支援する必要があると考えられる。</p>	<p>図表 1-(3)-⑧</p>
<p>(注3) 介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市区町村が保険者となるのが原則となっている。しかし、その原則のみでは介護保険施設等の所在する市区町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。このため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市区町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)を設けている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨</p>
<p>(注4) 集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサ高住に限る。)に居住する利用者に対し介護サービスを提供する場合、移動等に係る労力が在宅利用者へのサービス提供に比して少ないことを踏まえ、介護報酬の減算が</p>	<p>図表 1-(3)-⑩ 図表 1-(3)-⑪</p>

行われている。

(4) 有料老人ホームの疑いのある施設に対する指導等

ア 未届施設の運営実態等の把握状況

調査した 30 都道府県等における未届施設の運営実態等の把握状況についてみると、以下のとおり、有料老人ホームに該当するか否かの実態把握が進んでおらず、入居者の安全確保が適切に図られていない状況がみられた。

- i) 当該都道府県等では、平成 24 年 4 月現在で未届施設を 45 施設把握していた。しかし、これら施設の実態把握が未着手となっていたところ、入居者に対する虐待事案が発覚したものがある。また、当該都道府県等では、平成 24 年 4 月から 27 年 4 月までの 3 年間で、有料老人ホームの疑いのある施設を 235 施設把握していたが、この間で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは、通報に基づき実地調査を行った 4 施設（注 1）にとどまっている。
- ii) 当該都道府県等では、平成 26 年 12 月に「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅」として 69 施設を把握したが、27 年 3 月現在で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは 19 施設にとどまっており、実態把握が未着手となっていた残りの 50 施設の中には、火災による入居者の死亡事故が発生したもの（注 2）がある。

（注 1）当該 4 施設は、平成 27 年 4 月 1 日現在で届出済みとなっており、上記 235 施設には含まれない。また、当該都道府県等では、有料老人ホームの判断基準を独自に作成し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しており、28 年 3 月 31 日現在で上記 235 施設中 171 施設の実態把握を終了し、うち 40 施設が有料老人ホームに該当すると判断している。

（注 2）当該都道府県等では、火災事故の発生後、生活保護担当部局及び消防担当部局と共に実情を調査した結果、有料老人ホームには該当しない施設（無料低額宿泊所の類似施設）と判断している。

また、当該都道府県等では、実態把握が未着手となっていた施設を運営する事業者に対し、有料老人ホームの実態を有する場合には、早期に届出を行うよう文書で勧奨している。

上記のように実態把握が進んでいない理由について、調査した都道府県等では、調査対象となる事業所の数が急激に増えたことに加えて、有料老人ホームの判断基準が明確ではないこと等を挙げている。

有料老人ホームに該当するか否かの特定が進まなければ、有料老人ホームに該当する施設に対する都道府県等の指導監督が及ばないこととなり、入居者に対する不適切な処遇や虐待等が行われた場合の発見が遅れ

図表 1-(4)-①

る可能性も懸念される。

イ 都道府県等の実態把握に対する未届施設の対応状況

調査した 49 未届施設のうち、都道府県等が把握していなかった 25 施設における都道府県等の実態把握に対する対応状況についてみると、平成 27 年 2 月に有料老人ホームに該当するか否かを確認するための「高齢者状況確認票」の提出を都道府県等が求めたものの、28 年 3 月末現在も提出を拒否しているものが 1 施設みられた。当該施設では、入居者にとって好ましくない居住環境となっているとみられる（前述(2)ア参照）。

また、都道府県等が有料老人ホームに該当するか否かを確認するために実施したアンケート調査等に対し、介護等サービスの提供がない旨の回答があったため、当該都道府県等では、有料老人ホームに該当しないと判断したが、当省が実地調査した結果、実際には第三者にサービスを委託するなどして介護等サービスを提供しているものが 3 施設みられた。

当該 3 施設中 1 施設は、平成 24 年 9 月に都道府県等に有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供があったもので、要介護 3 以上の要介護者が当省の調査日（平成 27 年 7 月 3 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず、28 年 3 月末現在も都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。

また、上記 3 施設のうち他の 1 施設についても、利用者等から、「法外な料金を請求された」などの苦情が市区町村に複数寄せられていたが、当該市区町村が実地指導を行うために訪問したところ、「当施設は有料老人ホームではないのに、どのような権限に基づき立ち入るのか」等の理由により、実地調査を拒否されたため、平成 27 年 7 月末現在で当該施設の運営実態が不明のままとなっている。

これらのことについて、当該 3 施設を所管する都道府県等では、当該アンケート調査に対し、有料老人ホームの設置者が「サービスの提供がない」又は空欄のまま回答してきた場合、老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づく立入検査を行う権限がなく、有料老人ホームに該当するか否か確認する手段がないとしている。

このようなことから、都道府県等が有料老人ホームの疑いのある施設を把握したとしても、事業者の同意が得られなければ、施設への立入りや指導を行うことが困難となっていることがうかがわれる。

一方、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 13 号及び第 14 号の規定により、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこととされ、モ

図表 1-(4)-②

図表 1-(4)-③

<p>ニタリングに当たっては、少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとされている（注3、4）。また、要介護認定の新規申請の際には市区町村職員等が、その更新申請等の際には市区町村職員等に加えて、市区町村から訪問調査の委託を受けた認定調査員が調査対象者と面接することとされている（介護保険法第24条の2、第27条第2項、第28条第4項及び第5項）。</p> <p>以上のことを踏まえると、未届施設に対する都道府県等の指導監督をより効果的に実施していくためには、有料老人ホームの疑いのある施設について、入居者の保護の観点から、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討する必要があると考えられる。</p> <p>（注3）介護保険法においては、訪問介護を始めとする居宅サービスは、「居宅」（養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居室を含む。）において行われることとされており（同法第8条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第4条）、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われている。</p> <p>（注4）介護支援専門員が一月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、介護報酬（居宅介護支援費）の減算が行われている。</p>	
<p>(5) 未届施設に対する届出促進の指導状況等</p> <p>(未届施設に対する届出促進の指導による届出率の推移)</p> <p>全国の都道府県等における未届施設に対する届出促進の指導状況について、フォローアップ調査の結果を用いて平成22年から27年までの推移をみたところ、前年10月31日時点での未届施設数は、21年の389施設が26年には961施設に増加している一方、未届施設に対する届出促進の指導の結果、前年10月31日時点から当年10月31日までに届出が行われた割合は、22年の40.1%が27年には17.9%と低減傾向を示している。</p> <p>このようなことから、厚生労働省は、有料老人ホームの届出が進んでいないとしている。</p> <p>(未届の有料老人ホームに対する罰則適用と介護サービス事業者の指定の取消し)</p> <p>厚生労働省は、19年3月通知において、都道府県等に対し、度重なる指導及び催告にもかかわらず、届出を拒否するような未届の有料老人ホームの設置者に対しては、老人福祉法第40条第2号の規定に基づく罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努めるよう要請しているが、これまで罰則の適用実績はない。</p>	<p>図表 1-(5)-①</p> <p>図表 1-(2)-⑧ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-⑨ (再掲)</p>

一方、介護サービス事業者の指定権者である都道府県等や市区町村は、介護保険法第77条第1項第1号及び第78条の10第1号並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第14号の規定に基づき、老人福祉法に違反して罰金刑を受けた介護サービス事業者の指定を取り消すことができるとされており、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく届出義務違反で罰金処分を受けた場合にも指定の取消しの対象となることとされている。

図表 1-(5)-②

（住所地特例対象である有料老人ホーム一覧表の公表）

有料老人ホームは、平成18年4月から、介護保険制度における特定施設として住所地特例の対象とされている。また、厚生労働省は、平成27年4月から、「有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」（平成27年2月26日付け老介発0226第2号・老高発0226第2号・国住心第188号厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）の別紙1.3)により、都道府県等に対し、その実態を踏まえて、有料老人ホームに該当すると判断しているものについては、住所地特例対象である有料老人ホーム一覧表（以下「有料老人ホーム一覧表」という。）を作成し、都道府県等のホームページで公表するよう依頼しており、未届の有料老人ホームについても公表の対象とすることとされている。

図表 1-(1)-⑨
（再掲）

図表 1-(3)-⑨
（再掲）

図表 1-(5)-③

今回、30都道府県等における未届施設に対する届出促進の指導状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 未届施設に対する届出促進の指導状況

調査した30都道府県等が平成26年10月31日現在で把握していた計569未届施設のうち、27年5月1日現在で未届となっていた56施設（当省が実地調査の対象とした24施設を含む。）を抽出し、都道府県等による届出促進の指導状況についてみたところ、次のとおり、届出促進の指導が不適切となっている例がみられた。

図表 1-(5)-④

i) 平成27年5月現在で2年以上（最長で4年2か月）にわたり未届施設の設置者に対し届出促進の指導を行った事実が確認できないものが2都道府県等で計9施設あり、うち8施設は、その存在を把握後4年以上（最長で5年6か月）未届となっている。

当該8施設の中には、平成24年6月に元従業員から、当該施設が所在する市区町村に虐待をうかがわせる内容の通報が寄せられたため、当該市区町村は、当該都道府県等に当該通報内容について情報提供するとともに、当該施設に対する実地指導を要請したものの、当該都道府県等が実地指導を行ったのは通報から3年後の27年6月となってい

た例があった。

なお、当該施設は、平成 27 年 8 月に有料老人ホームの届出を行っている。

ii) 包括センター等から、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が平成 25 年 5 月から 12 月までの 8 か月間に都道府県等に 2 件寄せられたが、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しておらず、25 年 7 月を最後に届出促進の指導も行っていないもの（平成 27 年 7 月末時点）がある。

iii) 平成 24 年 4 月に都道府県から未届施設として引き継ぎ、1 年 10 か月後に初めて届出促進の指導を行ったもののその後も届出が行われず、届出促進の指導も行われないまま、更に 1 年 1 か月後に入居者に対する虐待事案が発覚したものがある。

なお、当該施設は、虐待事案の発覚後に都道府県等による指導に従い、平成 27 年に有料老人ホームの届出を行っている。

iv) 平成 21 年 4 月に未届施設として把握したものの、建物の構造上、指導指針に定める個室の確保が困難であること、また、当該施設は 29 年度末に新築移転予定であること等から、移転までの間は、当該施設に対して入居者の状況や安全対策の実施状況等の経過報告を求めるにとどめ、早急に届出を行うよう指導を行っていないものがある。

上記のように届出が進んでいない理由について、調査した都道府県等では、人員体制が確保できなかったこと等を挙げている。また、行政指導に強制力がないので、指導に従わない事業者に対しては、粘り強く働き掛ける以外に有効な手立てがなく、遵法意識に頼らざるを得ない側面があるなどの意見もあった。

一方、調査した 38 未届施設のうち、都道府県等が把握していた 24 施設の中には、「有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない」などとして届出を拒否しているものが 5 施設みられ、いずれも平成 27 年 7 月末現在で届出の見込みが立っていない。

また、当該 5 施設の中には、平成 24 年 2 月から、当該施設を所管する都道府県等が届出促進の指導を行っているが、その指導内容を理解しようとして、当該施設とは別の高齢者向けシェアハウスを 26 年 8 月頃に開設し、当該シェアハウスについても 27 年 7 月末現在で未届となっているものがみられた（平成 28 年 6 月現在閉鎖）。

有料老人ホームの届出について、調査した施設からは、届出を行うことで補助金等の交付対象となるなどのメリットがないので、届出施設と未届施設とで何らかの差別化が必要ではないかとの意見があった。

図表 1-(1)-⑳
(再掲)

図表 1-(5)-⑤

イ 介護保険担当部局との連携の促進

調査した 49 未届施設における介護サービス事業所の併設・隣接（注 1、2）状況についてみると、30 施設で訪問介護や通所介護等の介護サービス事業所を併設又は隣接して設置しており、うち 20 施設において未届施設の設置者と介護サービス事業所の事業者が同一法人となっていた。

これら未届施設の設置者は、都道府県等又は市区町村から、介護サービス事業所の指定を受け、未届施設の入居者に対し介護サービスを提供することにより介護報酬を受領している。

介護保険制度は、40 歳以上の国民から徴収した保険料と公費（税金）により運営されている。介護サービスの提供を担う事業者は、介護関係法令に基づく適正なサービスの提供だけでなく、法令遵守が強く求められる。

調査した都道府県等の中には、介護サービス事業所を未届施設に併設等し、介護報酬を受領していた事業者（未届施設の設置者でもある。）に対し、平成 27 年度に市区町村の介護保険担当部局と連携して有料老人ホームの届出促進の指導を行ったところ、届出が行われたものがみられた。

このことについて、当該都道府県等では、介護サービス事業者は、安定した収入が得られる介護サービス事業所の運営に影響が出ることを嫌う傾向にあることから、介護報酬と関連付けることで有料老人ホームの届出について説得に応じやすいと考えており、今後もこの手法を活用して未届施設に対する指導を徹底したいとしている。

このようなことから、都道府県等の届出促進の指導に当たっては、市区町村を含む介護保険担当部局と連携することも有用であると考えられる。

（注 1）「併設」とは、同一建物に事業所がある場合を、「隣接」とは、同一敷地内で別棟の場合又は隣接する土地（道路を挟む場合を含む。）にある場合をそれぞれ指す。

（注 2）平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成 27 年 3 月）によると、訪問介護事業所など介護サービス事業所を一つ以上併設している物件は、住宅型有料老人ホーム全体の 8 割以上を占めている。

ウ 未届の有料老人ホームの公表

有料老人ホーム一覧表の公表対象の 29 都道府県等（注 3）における未届の有料老人ホームの公表状況（平成 27 年 7 月末現在）についてみると、1 都道府県等では公表していたが、残りの 28 都道府県等では公表していなかった（注 4）。

未届の有料老人ホームを公表していない理由について、当該 28 都道府県等では、未届となっている事業者との関係が悪化する懸念があり、円

図表 1-(5)-⑥

図表 1-(5)-⑦

図表 1-(5)-⑧

<p>滑な届出促進の指導に水を差しかねないなどとしている。一方、未届の有料老人ホームを公表している都道府県等では、公表することについて、届出促進の指導で現地確認を行う際などに個々に説明し承諾を得たほか、届出自体に難色を示す事業者に対しては、時間を掛けて制度等を説明し理解を得るとともに、有料老人ホームに該当する旨を通知するなどの対応を行った上で公表しているため、支障は生じていないとしている。</p>	<p>図表 1-(5)-⑨</p>
<p>有料老人ホーム一覧表は、本来は介護保険の保険者（市区町村）が新たに住所地特例の対象となったサ高住を他の有料老人ホームと併せて適切に把握することができるようにする必要があるために公表することとされているものであり、有料老人ホームの利用者の利便を目的としたものではないが、未届の有料老人ホームを公表している都道府県等では、介護支援専門員から、未届の有料老人ホームに入居させても安全面で問題はないかといった問合せを受けたことから、入居に当たっての判断材料を利用者に提供できるという効果もあるのではないかとしている。また、i) これまで届出促進の指導に応じないとしてきた事業者が応じるようになった、ii) 届出促進の指導に要する日数が2、3か月程度短縮したなど、届出促進の指導を行いやすくなったとしている。</p>	<p>図表 1-(5)-⑩</p>
<p>一方、当該都道府県等が所管する未届施設の中にも、i) 未届の有料老人ホームとして認識され、入居者等に不安を与えることは避けたかった、ii) 未届のままでは施設のイメージが悪化するおそれがあるなどの理由により、届出を行うこととした例が複数あった。</p> <p>以上のとおり、未届の有料老人ホームの公表は、結果的に未届施設の届出促進に寄与している一面もみられた。</p>	<p>図表 1-(5)-⑪</p>
<p>なお、調査した包括センターの中には、都道府県等から有料老人ホームに関する情報提供がなく、当該施設が届出施設であるか未届施設であるかをこれまで意識したことがなかったことから、結果的に相談者に未届施設を紹介していた例が複数みられた。</p> <p>このようなことから、有料老人ホーム一覧表など都道府県等のホームページの掲載情報について、市区町村を通じた周知などにより、包括センターに対する情報提供を促進させることも重要と考えられる。</p> <p>(注3) 有料老人ホーム一覧表は、都道府県等が公表するとされていることから、調査した30都道府県等のうち1市町村を除く。</p> <p>(注4) 未届の有料老人ホームを公表していなかった28都道府県等のうち2都道府県等は、平成28年3月末現在で当該情報を公表している。</p>	
<p>前述のとおり、都道府県等における未届施設の実態把握については、効果的な把握方法が確立しておらず、有料老人ホームの判断基準が明確でない部分もあること、また、有料老人ホームの疑いのある施設への立入権限がないこと等から、十分に行われているとはいえず、指導監督や情報公開も進まな</p>	

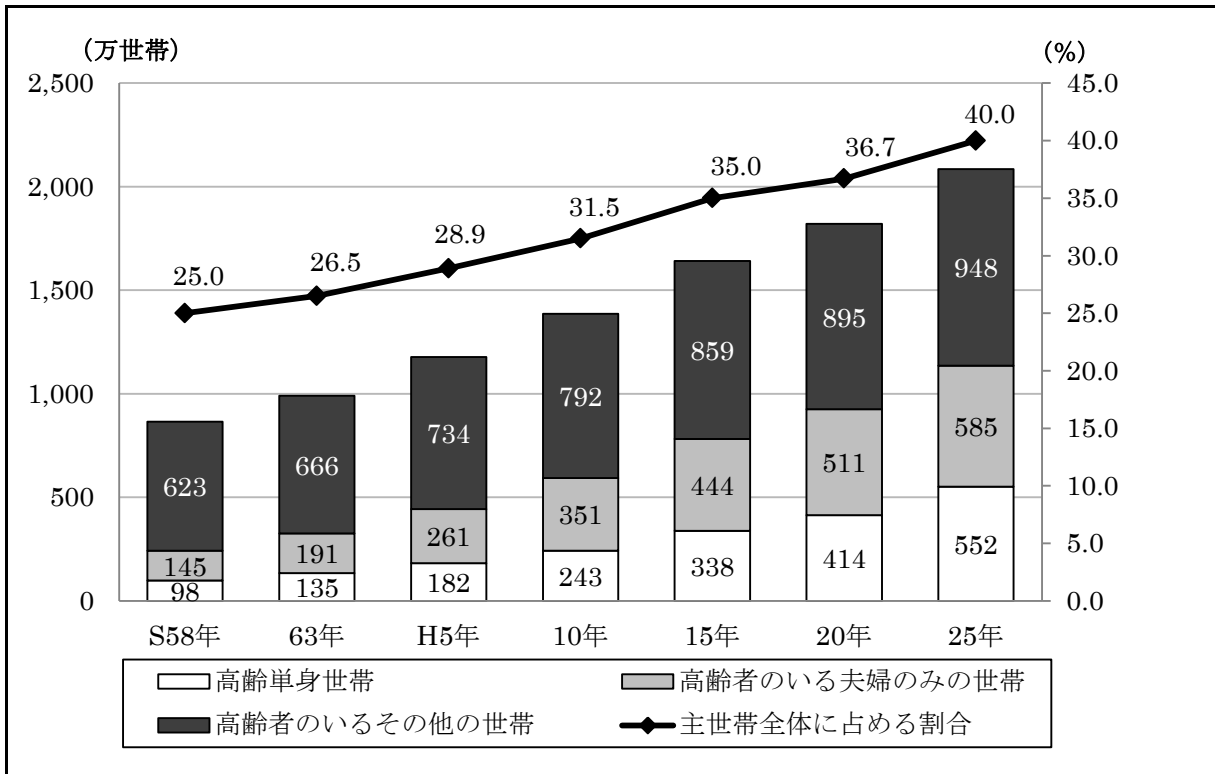
い要因となっている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

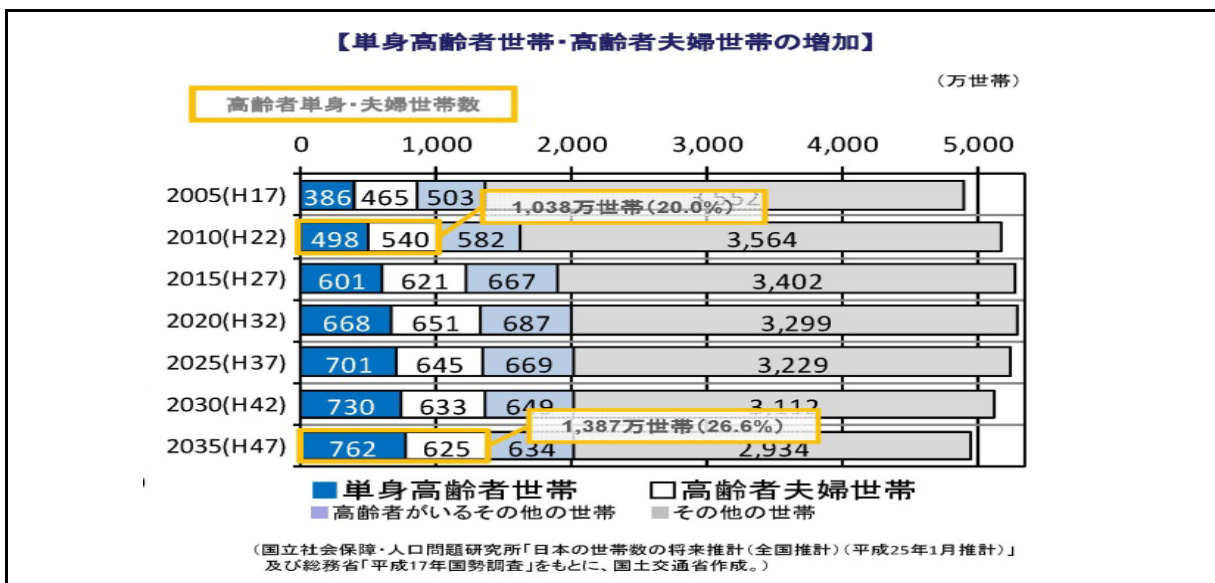
- ① 都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、
 - i) 市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること
 - ii) 住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること
 - iii) 生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性のある関係機関とも積極的に情報交換すること
 - iv) 未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握することについて併せて要請すること。
- ② 都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。
- ③ 都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。
- ④ 有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。
- ⑤ 都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。その際、
 - i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること
 - ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めることについて併せて要請すること。

図表 1－(1)－① 高齢者のいる世帯数の推移（昭和 58 年～平成 25 年）



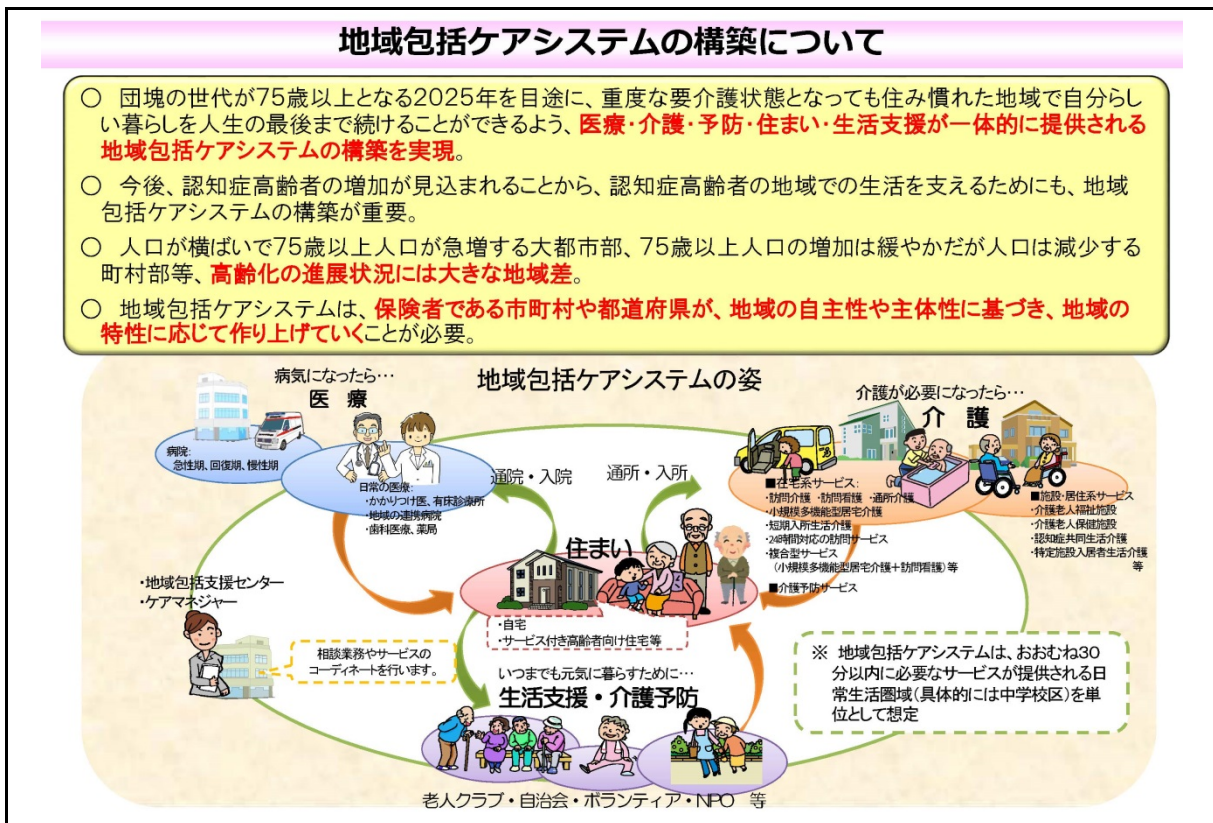
- (注) 1 総務省統計局「住宅・土地統計調査」に基づき、総務省行政評価局が作成した。
 2 世帯数は、万世帯単位で四捨五入している。
 3 「高齢者のいる世帯」とは、「65 歳以上の世帯員がいる主世帯」を指し、次の 3 類型から成る。
 ① 高齢単身世帯…65 歳以上の単身の主世帯
 ② 高齢者のいる夫婦のみの世帯…夫婦とも又はいずれか一方が 65 歳以上の夫婦一組の主世帯
 ③ 高齢者のいるその他の世帯…高齢者のいる世帯から上記①及び②を除いた主世帯（高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成される主世帯）
 4 「主世帯」とは、1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯（家の持ち主や借主の世帯など）を指す。

図表 1－(1)－② 単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯の増加予測



- (注) 国土交通省「第 1 回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成 26 年 9 月 8 日開催)による。

図表 1－(1)－③ 地域包括ケアシステムの概要



図表 1－(1)－④ 高齢者向け住まいの確保に関する主な閣議決定

- 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定) <抜粋>
2. 医療・介護等①
- (2) 地域包括ケアシステムの構築
- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。
- <今後のサービス提供の方向性>
- i 在宅サービス・居住系サービスの強化
- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。
 - ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) <抜粋>
- 二. 戦略市場創造プラン
- テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸
- ③病いやけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会
- II) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策
- 安心して歩いて暮らせるまちづくり

- ・ 安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出するため、以下の取組を行う。

- ② 高齢者向け住宅や生活拠点の集約化、ICT を活用した見守り等を推進するとともに、公民のストックを活用するため、既存住宅の建物評価に係る指針策定（今年度中）、既存住宅・リフォームの性能評価基準等の策定（今年度中）等による住宅価値向上や事業者間連携の強化、住み替えの円滑化等の支援

○ 「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）〈抜粋〉

2. 各論

(2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策

4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

その他健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び国際展開の促進に資するため、下記の施策を推進する。

○ 高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

- ・ 高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、ICT の活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等の先進モデルの構築を図るとともに、地域において高齢化の著しい公的賃貸住宅団地（公営住宅・UR 賃貸住宅等）について PPP/PFI を活用した福祉拠点化、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行い、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり（「スマートウェルネス住宅・シティ」）を推進する。

○ 「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）〈抜粋〉

第 2 目標と基本的な施策

【居住者からの視点】

目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

(1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給

(基本的な施策)

(2) まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成

(成果指標)

- ・ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

2.1%(平 26)→4% (平 37)

(注) 下線は当省が付した。

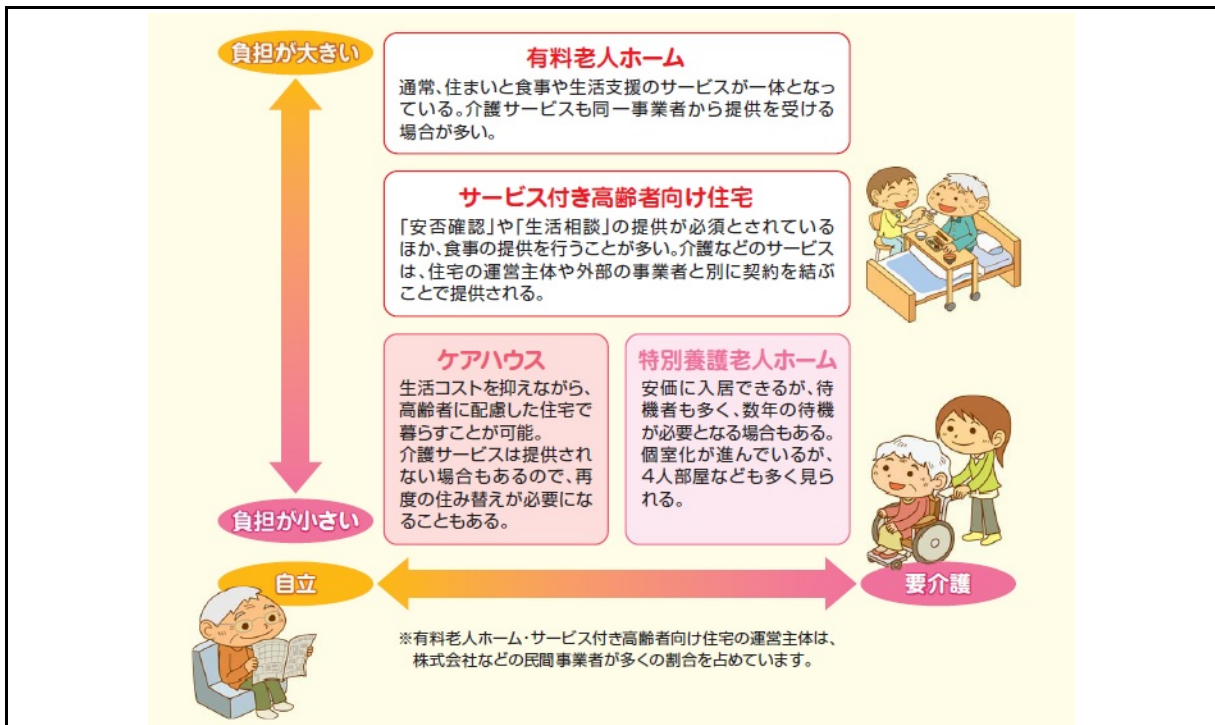
図表 1-(1)-⑤ 高齢者向け住まいの概要

高齢者向け住まいの概要						
	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護することを目的とする施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	老人を入居させ、①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険サービス	・介護福祉施設サービス		・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス			・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・妻介護/妻支援認定を受けている60歳未満の者	妻介護者/妻支援者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）
1人当たり面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡（単身） 31.9㎡（夫婦）など	13㎡（参考値）	25㎡ など	7.43㎡
件数*	8,935件 (H26.10)	953件 (H24.10)	2,182件 (H24.10)	9,581件 (H26.7)	4,932件 (H26.9.30)	12,597件 (H26.10)
定員数**	538,900人 (H26.10)	65,113人 (H24.10)	91,474人 (H24.10)	387,666人 (H26.7)	158,579戸 (H26.9.30)	184,500人 (H26.10)

※①・⑥→介護給付費実態調査（「定員数」の欄については利用者数）、②・③→社会福祉施設等調査（基本票）、④→厚生労働省若者高齢者調査、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ

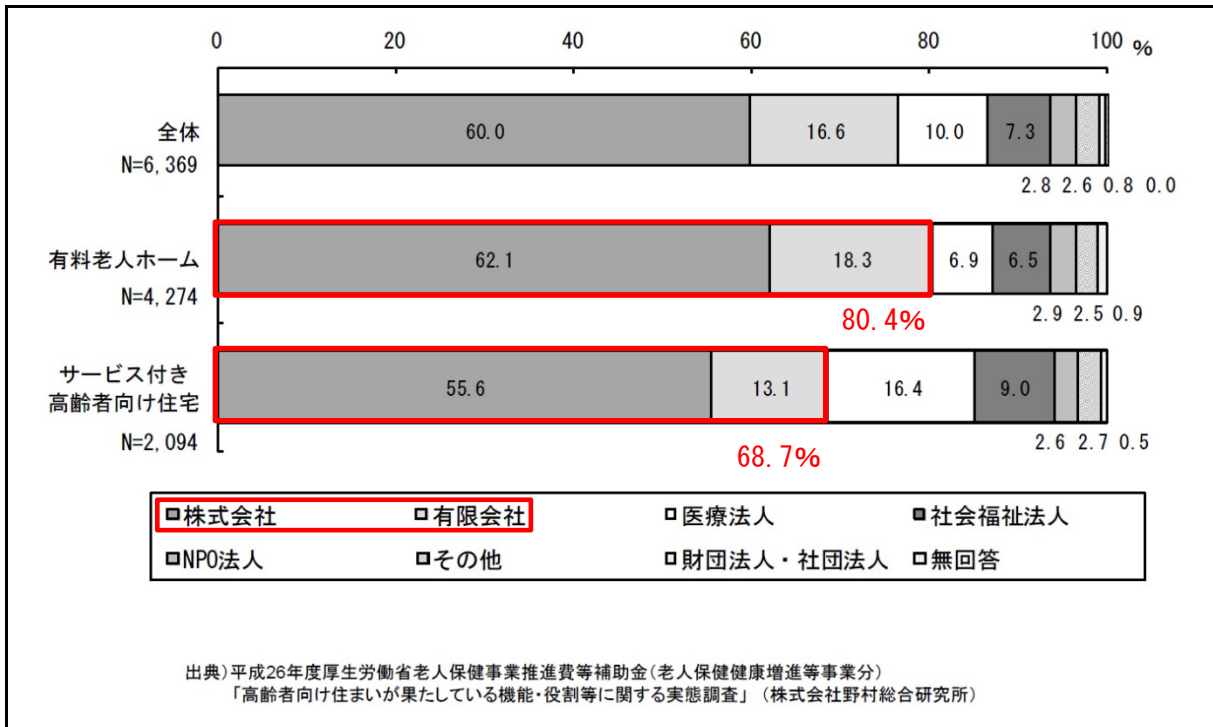
(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」（平成27年3月19日開催）に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑥ 有料老人ホームと他の主な高齢者向け住まいとの関係



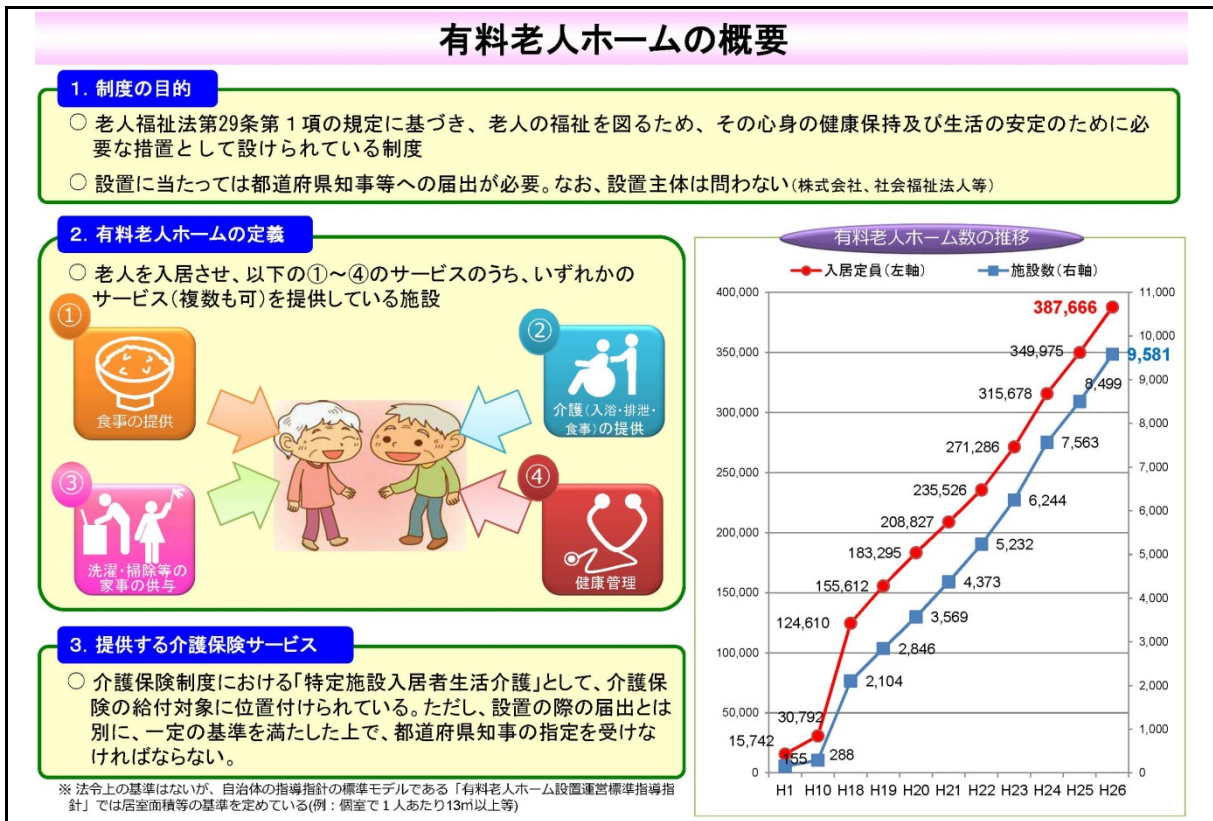
(注) 公益社団法人全国有料老人ホーム協会・一般社団法人全国特定施設事業者協議会・一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会・高齢者住宅経営者連絡協議会「一高齢者向け住まいを選ぶ前に一消費者向けガイドブック」による。

図表 1-(1)-⑦ 有料老人ホームとサ高住の事業主体



(注) 国土交通省「第3回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成27年1月22日開催)に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑧ 有料老人ホームの概要



(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)による。

図表 1-(1)-⑨ 有料老人ホームの定義及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）〈抜粋〉

（届出等）

第 29 条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

2～8 （略）

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10 （略）

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 8 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

12 （略）

（大都市等の特例）

第 34 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。
この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第 39 条 第 18 条の 2 第 1 項又は第 29 条第 11 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の

懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 29 条第 9 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三・四 (略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）〈抜粋〉

(法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第 20 条の 3 法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）〈抜粋〉

第 8 条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第 21 項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12～28 (略)

○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）〈抜粋〉

(法第 8 条第 11 項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第 17 条 法第 8 条第 11 項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）〈抜粋〉

（老人福祉に関する事務）

第 174 条の 31 の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下この条及び第 174 条の 49 の 10 において「医療介護総合確保法」という。）第 9 条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第 7 条の規定による社会福祉主事の設置、指定都市が行う同法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第 174 条の 49 の 10 において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第 18 条（第 2 項を除く。）及び第 18 条の 2 の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第 18 条（第 1 項を除く。）及び第 19 条の規定による質問等、同法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第 20 条の 9 の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第 20 条の 10 第 1 項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第 3 項において特別の定めがあるものを除き、老人福祉法及び同令並びに医療介護総合確保法第 9 条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～4 （略）

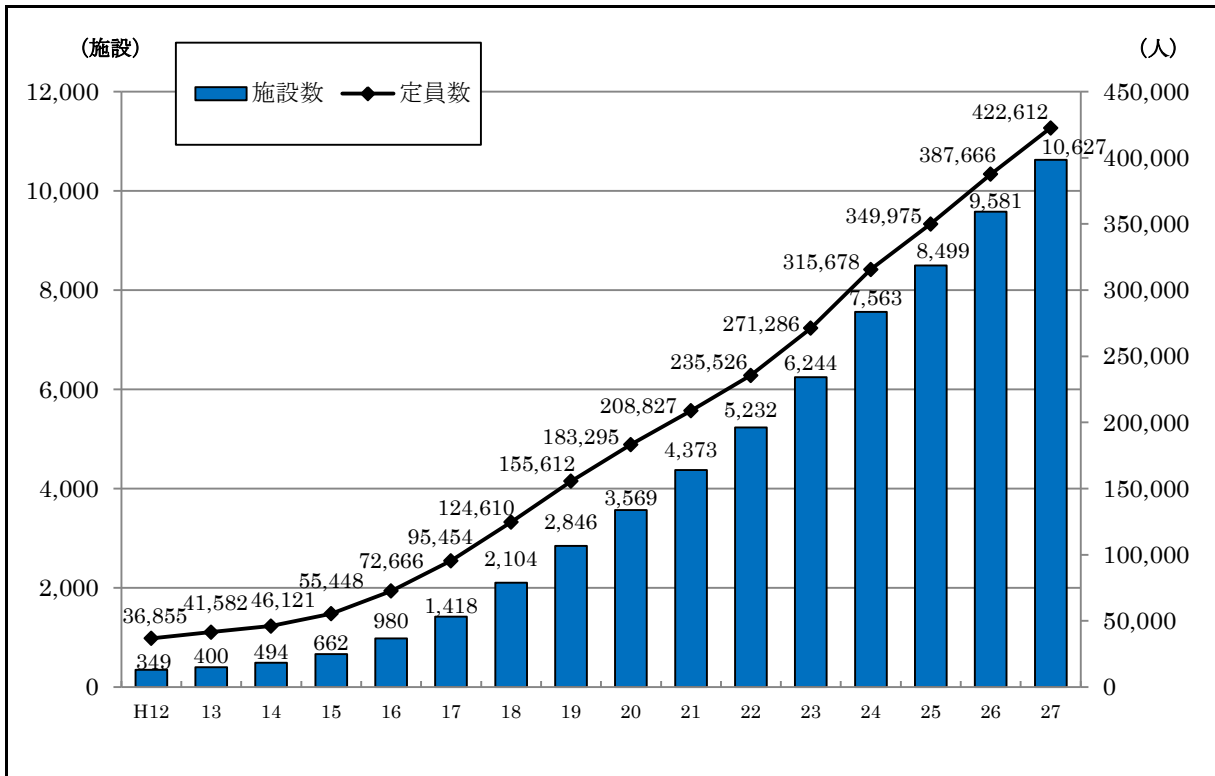
（老人福祉に関する事務）

第 174 条の 49 の 10 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに医療介護総合確保法第 9 条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第 7 条の規定による社会福祉主事の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第 18 条（第 2 項を除く。）及び第 18 条の 2 の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第 18 条（第 1 項を除く。）及び第 19 条の規定による質問等、同法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第 20 条の 9 の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第 20 条の 10 第 1 項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第 3 項において準用する第 174 条の 31 の 2 第 2 項において特別の定めがあるものを除き、老人福祉法及び同令並びに医療介護総合確保法第 9 条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 （略）

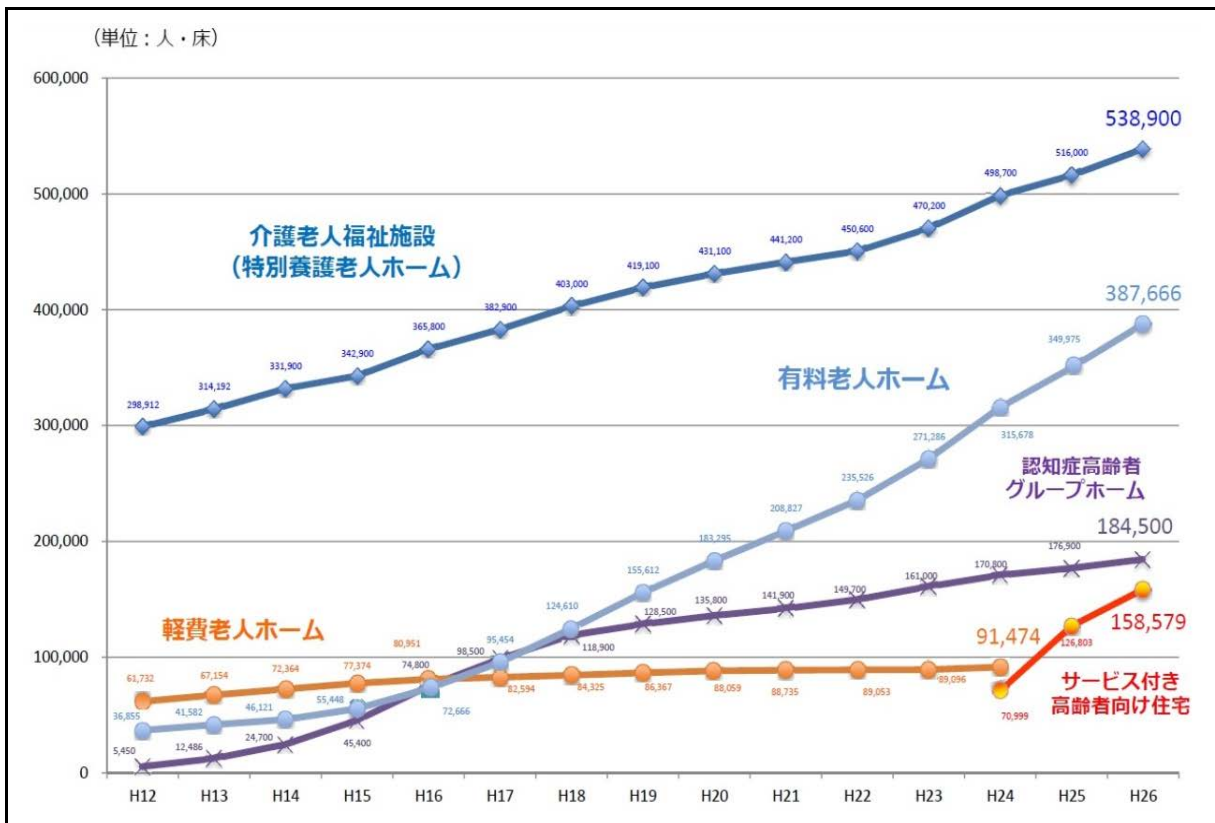
（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホーム施設数及び定員数の推移



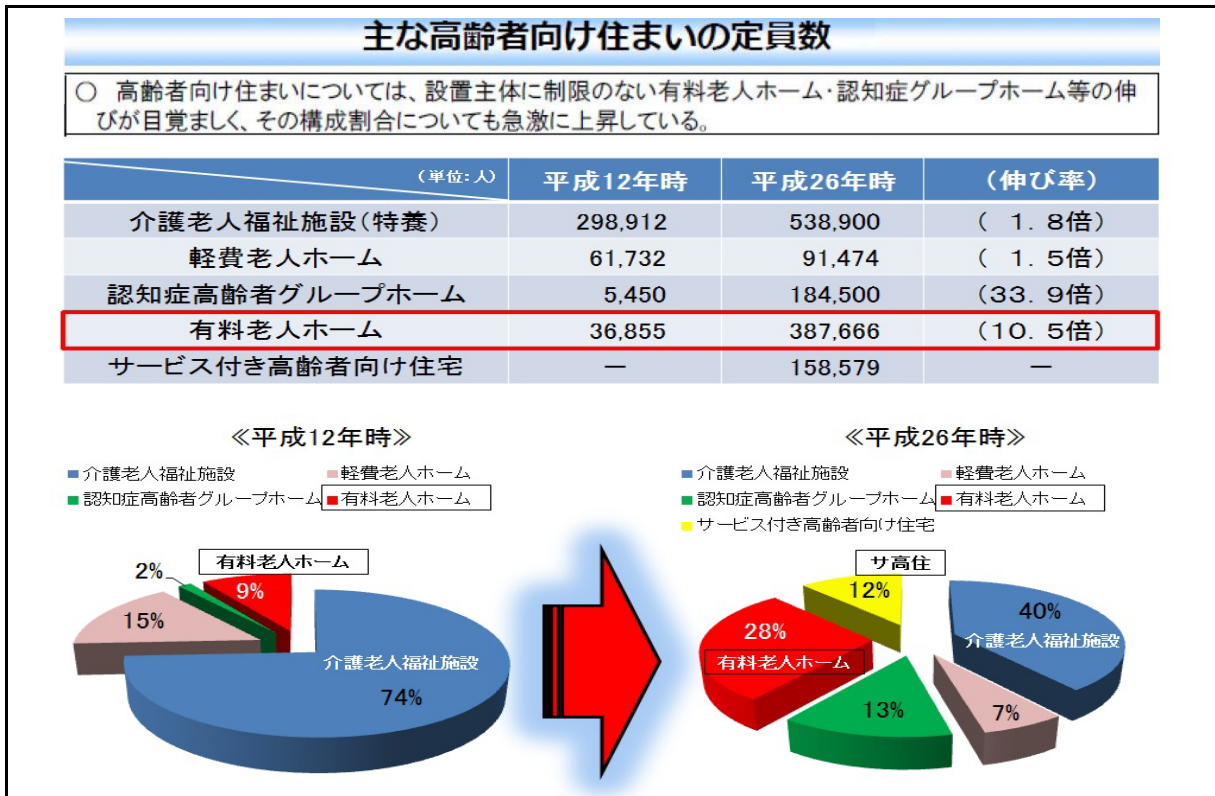
(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 平成12年から26年までは7月1日現在、27年は6月30日現在の状況である。

図表 1-(1)-⑪ 主な高齢者向け住まいの定員数の推移



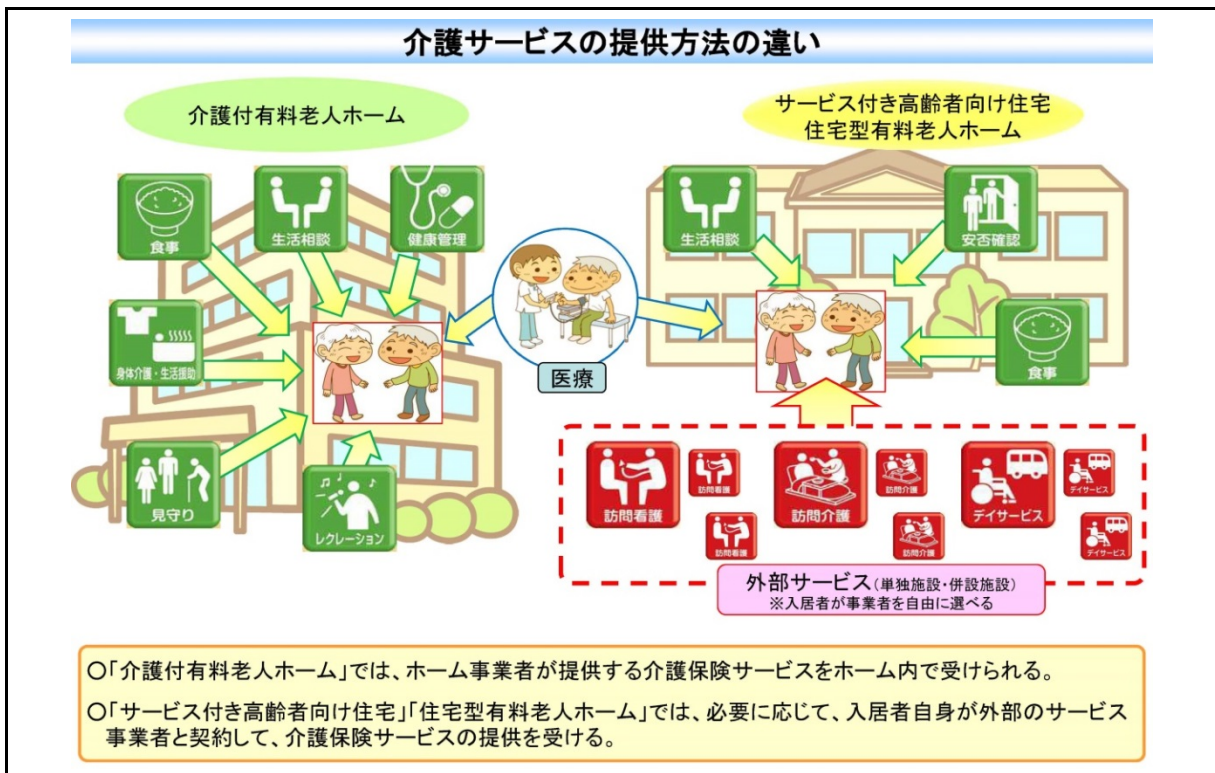
(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)に基づき、当省が作成した。

図表 1- (1) - ⑫ 主な高齢者向け住まいの定員数に占める構成割合



(注) 1 内閣府「第27回規制改革会議資料」(平成26年3月17日開催)及び国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)に基づき、当省が作成した。
 2 平成26年の軽費老人ホームの数値は、「平成24年社会福祉施設等調査(平成24年10月1日時点)」による。

図表 1- (1) - ⑬ 介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの違い



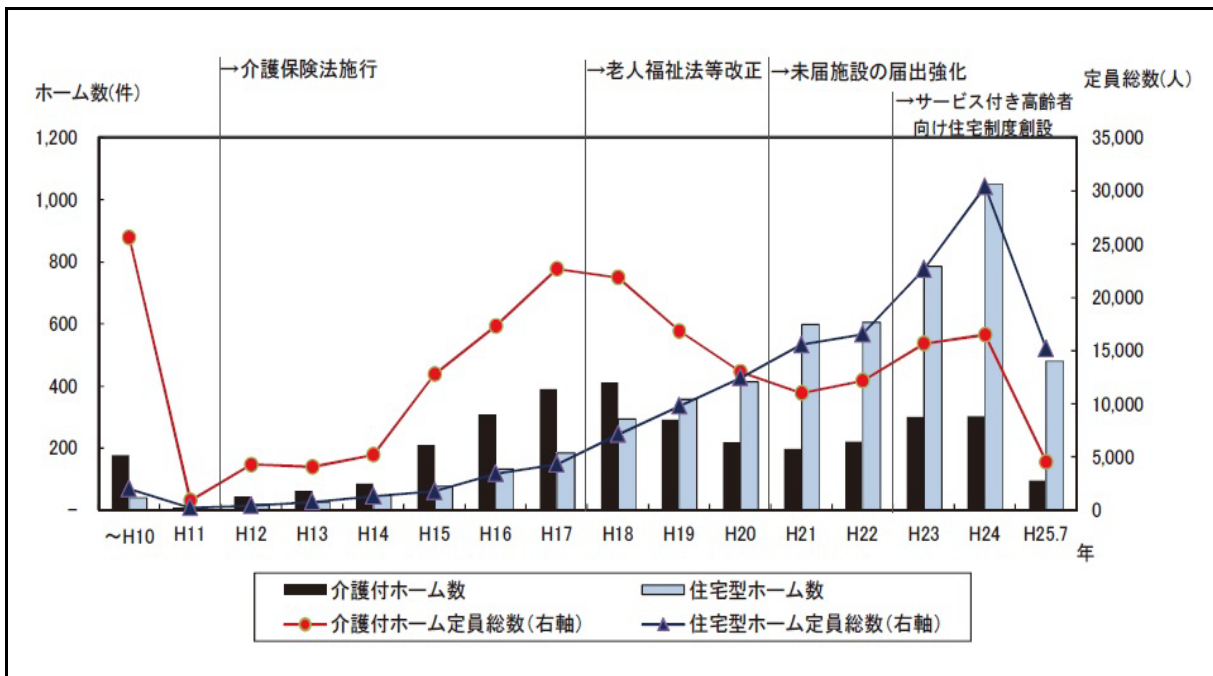
(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)による。

図表 1-(1)-⑭ 特定施設入居者生活介護の概要



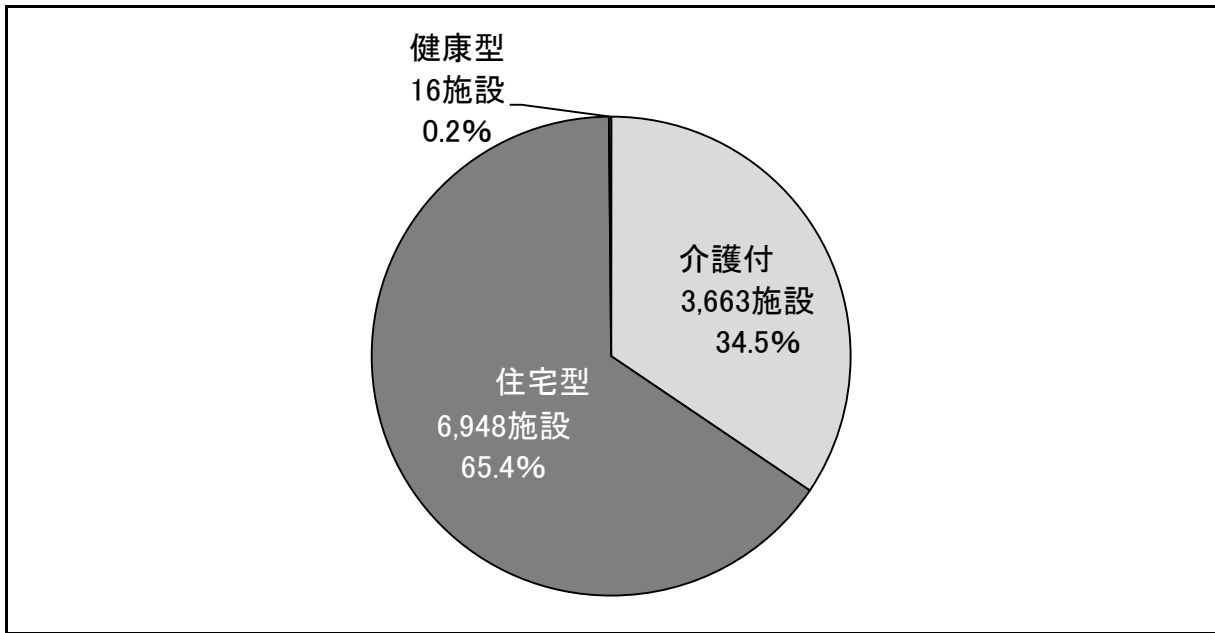
(注) 厚生労働省の資料による。

図表 1-(1)-⑮ 開設年別・類型別の有料老人ホーム数の推移



(注) 平成 25 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査研究」(平成 26 年 3 月)による。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホームの類型別の施設数



- (注) 1 厚生労働省の調査結果（平成 27 年 6 月 30 日時点）に基づき、当省が作成した。
 2 「介護付」は介護付有料老人ホーム、「住宅型」は住宅型有料老人ホーム、「健康型」は健康型有料老人ホームを指す。
 3 「健康型有料老人ホーム」とは、食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設を指す。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならないこととされている。
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない。

図表 1-(1)-⑪ サ高住の概要

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。
※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により、平成23年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積は原則25㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○必須サービス：安否確認サービス・生活相談サービス ※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】
 ・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

【登録状況（H28.3末時点）】

戸数	199,056戸
棟数	6,102棟

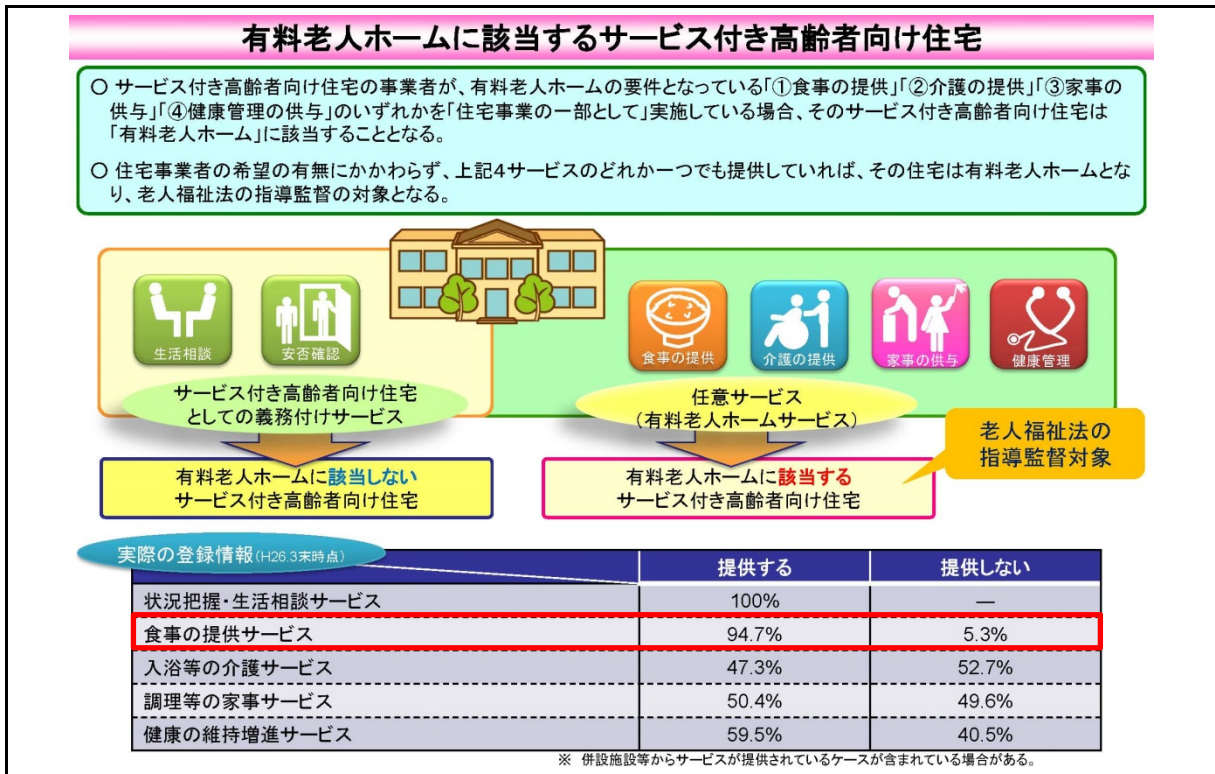
住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅

【併設施設】
 診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など

(注) 国土交通省「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会とりまとめ参考資料」（平成 28 年 5 月 24 日）による。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホームに該当するサ高住の概要



(注) 1 国土交通省「第4回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のある方に関する検討会資料」(平成27年4月7日開催)による。
 2 太枠は当省が付した。

図表 1-(1)-⑪ 標準指導指針の位置付け



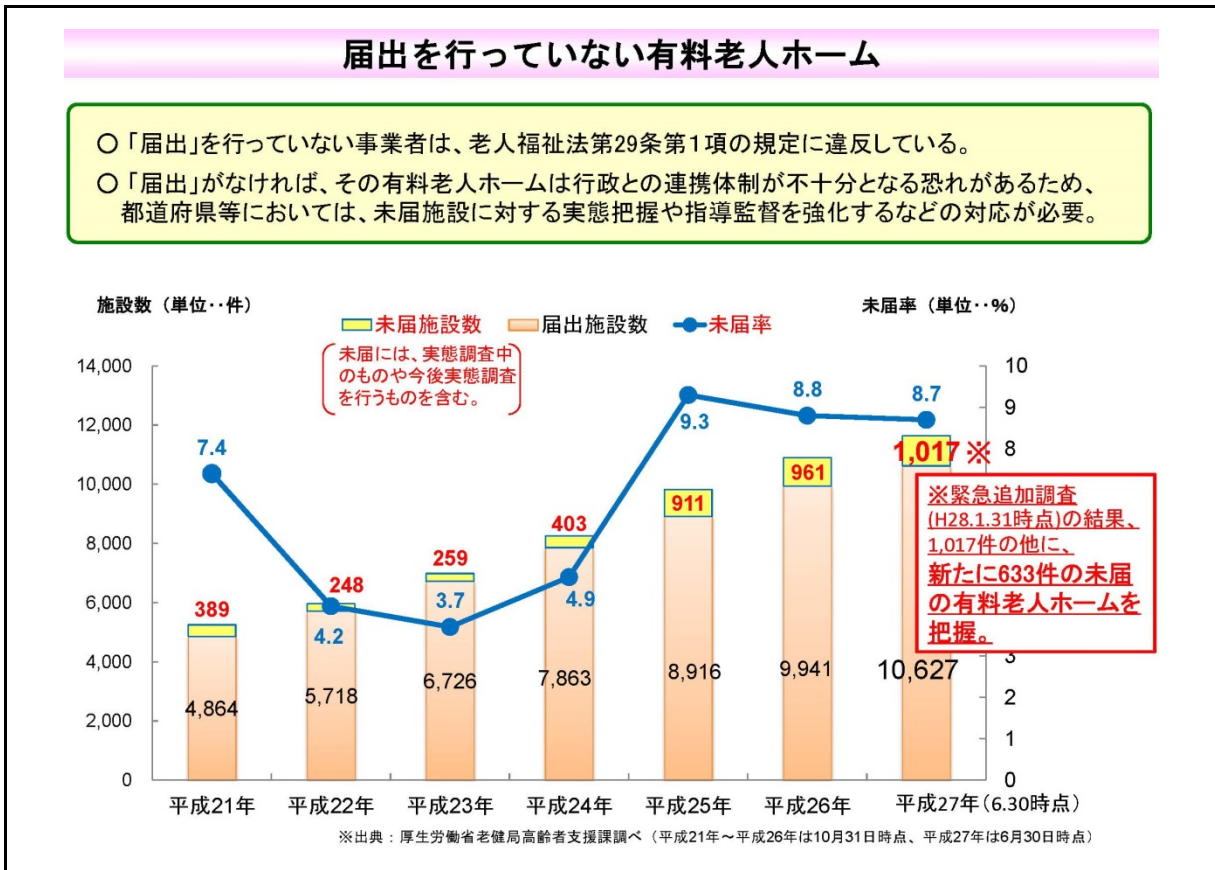
(注) 厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成28年3月7日開催)による。

図表 1-(1)-㊸ 有料老人ホーム及びサ高住が適合すべき主な基準

区 分	有料老人ホーム		サ高住
	介護付 (特定施設入居者生活介護)	住宅型	
規模・設備等			
耐火性能	<u>耐火建築物又は準耐火建築物</u>	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火構造又は準耐火構造
居室面積	個室で、入居者 1 人当たりの床面積が 13 m ² 以上		床面積は 25 m ² (居間、食堂、台所等を共同利用の場合は 18 m ²) 以上
廊下幅	1.8m (中廊下 2.7m) 以上		78 cm (柱の存する部分は 75 cm) 以上
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>管理者</u> 1 人 (兼務可) ○<u>生活相談員</u> 要介護者等：生活相談員=100：1 ○<u>看護・介護職員</u> ・<u>要支援者：看護・介護職員=10：1</u> ・<u>要介護者：看護・介護職員=3：1</u> ○<u>機能訓練指導員</u> 1 人以上 (兼務可) ○<u>計画作成担当者</u> 介護支援専門員 1 人以上 (兼務可) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、次の職員を配置 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・生活相談員 ・栄養士 ・調理員 ○入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置 	<p>社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員又は医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修課程修了者が少なくとも日中は当該建物又は隣接・近接している建物に常駐し、少なくとも状況把握 (安否確認) サービス及び生活相談サービスを提供</p>

- (注) 1 標準指導指針、高齢者住まい法等の規定に基づき、当省が作成した。
- 2 有料老人ホームについては、都道府県等において地域の実情に応じて指導指針を定めることができるとされていることから、都道府県等の中には、独自の基準を設けているものがある。
- 3 介護付有料老人ホームは、指導指針に定める基準のほか、特定施設入居者生活介護の提供を行う施設として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号) に適合する必要がある。なお、当該基準に規定されているものには下線を付した。
- 4 サ高住については、都道府県知事が策定する高齢者居住安定確保計画 (高齢者住まい法第 4 条) において別途基準を設けられる場合がある。
- 5 有料老人ホームに該当するサ高住については、「規模・設備等」に係る基準はサ高住の登録基準によることとされている。

図表 1-(1)-㉑ 未届の有料老人ホーム数の推移



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 1-(1)-㉒ 厚生労働省が把握している数以上の未届施設が実際には存在していることについて指摘している例

○ 塩崎厚生労働大臣閣議後記者会見概要（平成27年1月20日（火））＜抜粋＞
 （記者）
 高齢者の施設に関してうかがいます。いわゆる届出をしていない有料老人ホームというのが、国の方でも実態の調査を進めていらっしゃるかと思うんです。

けれども、東京都内に関しては都が把握しているよりも実際3倍にのぼるということが弊社（※NHK）の報道で明らかになったんですけれども、実際に水面下でこうした施設が広がっている可能性ですとか、また調査の方法などに不十分な点がある可能性もありますけれども、大臣の御見解をお聞かせください。（※当省注記）

（大臣）
 老人福祉法で高齢者を入居させて、食事あるいは介護の提供を行っている施設を有料老人ホームと、こう呼んでいるわけでありまして、これは都道府県などへの届出を義務付けられているわけでありまして。今、御指摘の届出をしていない有料老人ホームについては、届出を促す観点から生活保護部局とか、あるいは地域包括支援センターなどの関係部局との連携を通じて、その実態把握を努めるよう都道府県に周知をしてきたわけでありまして。届出は法定の義務でありまして、未届けは許されないわけでありましてから、厚生労働省としても様々な機会を捉えて、引き続き東京都を含めた都道府県などに対して未届け有料老人ホームの把握と、届出の指導を

働きかけていかなければならないというふうに思っております。いろいろこれまでも未届けのままに事故が起きたりとか、そういうことがございましたから、そういうことがないように万全を期していかなければならないと思います。

○ 塩崎厚生労働大臣閣議後記者会見概要（平成 27 年 12 月 8 日（火））＜抜粋＞

（記者）

届出をしていない有料老人ホーム、いわゆる「無届け介護ハウス」についてうかがいます。
NHKの調査で、全国 1,900 件以上あることがわかっています。国も実態把握に努めていると承知していますが、ガイドラインの運用等が厳密に行われ過ぎると届出がなかなか進まないという状況があると見られています。このことについてどのようにお考えかということと、特別養護老人ホームの中には人手不足で、ベッドがあっても高齢者を受け入れられないという施設もあることについてどのようにお考えかお聞かせください。

（大臣）

老人福祉法第 29 条に、有料老人ホームを設置する者は届出を都道府県にするとなっているわけであり、届出を行っていない有料老人ホームの存在は私どもも把握しておりますが、指導・監督を行う都道府県などにおいて、建設や消防などで携わることがあるので、連携して実態把握と届出の促進に取り組んでいるわけであり、厚生労働省においても既存の建築物や小規模建築物の特性に応じてガイドラインの見直しによって事業者が届出を行いやすくする取組も進めているところでございます。今後とも都道府県等との連携をしっかりとやりながら、届出の促進と制度の円滑な運用に努めてまいりたいと思っております。

（注）1 厚生労働省のホームページによる。

2 下線は当省が付した。

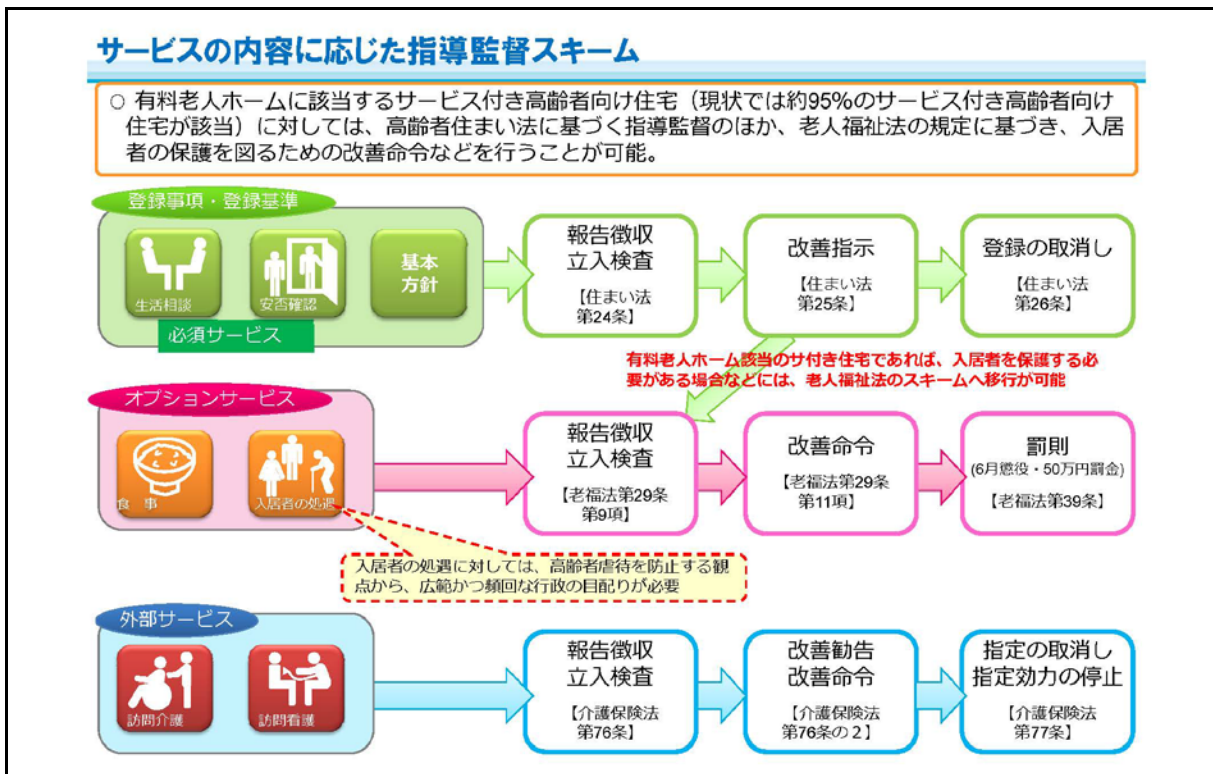
図表 1－(1)－㉓ 未届の有料老人ホームで発生した虐待事案の例

平成 26 年 11 月、東京都北区の高齢者向けマンションにおいて、ヘルパーらが入居者に恒常的に身体的拘束をしていた事実が判明し、北区は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、入居者約 100 人への拘束を虐待と認定し、施設の運営を主導する社団医療法人に対し改善指導を行った。

一方、東京都は、当該施設を現地調査し、施設の運営状況を聴取するとともに、介護保険担当部局等の関係部局から、当該施設についての詳細な情報収集を行ったところ、親族会社による食事の提供や介護サービスの提供が行われていることが確認できたことから、有料老人ホームとして届出が必要な施設であると判断し、平成 28 年 6 月現在で当該法人に対する届出促進の指導を継続して実施している。

（注）当省の調査結果による。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームに該当するサ高住に対する指導監督のスキーム



(注) 国土交通省「第1回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」（平成26年9月8日開催）による。

図表 1-(1)-㉕ サ高住の登録及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）〈抜粋〉

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第5条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2～4 （略）

（登録の申請）

第6条 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員の氏名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- 五 サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 九 サービス付き高齢者向け住宅の入居者（以下この章において単に「入居者」という。）の資格に関する事項
- 十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス（状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスであって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の内容
- 十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項
- 十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約（以下「入居契約」という。）の期間にわたって受領すべき家賃等（家賃又は高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講ずる保全措置に関する事項
- 十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅にあっては、入居開始時期
- 十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項
- 十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

2 (略)

(老人福祉法の特例)

第23条 第5条第1項の登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第29条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(報告、検査等)

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2~4 (略)

(指示)

第 25 条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業が第 7 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第 15 条から第 19 条までの規定に違反し、又は第 20 条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(登録の取消し)

第 26 条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(大都市等の特例)

第 77 条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務（第 4 条並びに第 21 条第 2 項及び第 51 条第 2 項において準用する公営住宅法第 45 条第 3 項に規定する事務並びに地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第 5 章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

○ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）〈抜粋〉

(高齢者生活支援サービス)

第 5 条 法第 6 条第 1 項第 10 号の国土交通省令・厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、次に掲げるものとする。

- 一 状況把握サービス
- 二 生活相談サービス
- 三 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
- 四 食事の提供に関するサービス
- 五 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
- 六 心身の健康の維持及び増進に関するサービス

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(1)－㉔ 有料老人ホームに該当するサ高住に対する標準指導指針の適用対象

「サービス付き高齢者向け住宅」のうち「有料老人ホーム」 に該当するものの取り扱いについて	
<p>標準指導指針のうち、サービス付き高齢者向け住宅に適用されることとなる規定は次の通り。</p> <p>※「設置者」、「立地条件」、「規模及び構造設備の特則」および「事業収支計画」の規定は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準によることとしている。</p>	
<p>○職員の配置、研修及び衛生管理 職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理</p> <p>○有料老人ホーム事業の運営 管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報の取り扱い、緊急時の対応、医療機関等との連携、運営懇談会の設置等</p> <p>○サービス等 食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション</p> <p>○利用料等 設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準</p> <p>○契約内容等 契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応</p> <p>○情報開示 有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表示、介護の職員体制</p>	

(注) 国土交通省「第4回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成27年4月7日開催)による。

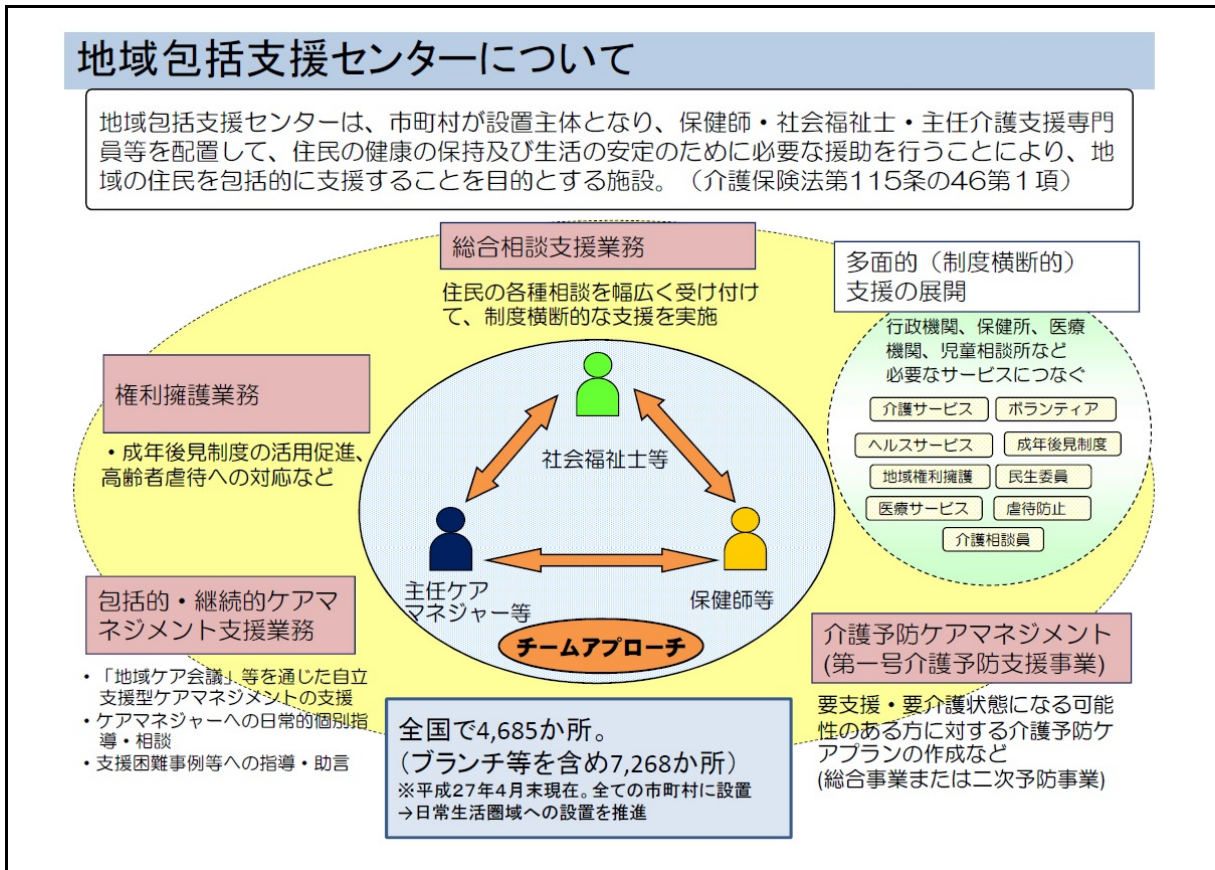
図表 1－(1)－㉕ 30都道府県等における未届施設の把握状況

(単位：施設、機関)

厚生労働省把握	当省把握	うち包括センター
569 (24)	97 (16)	19 (4)

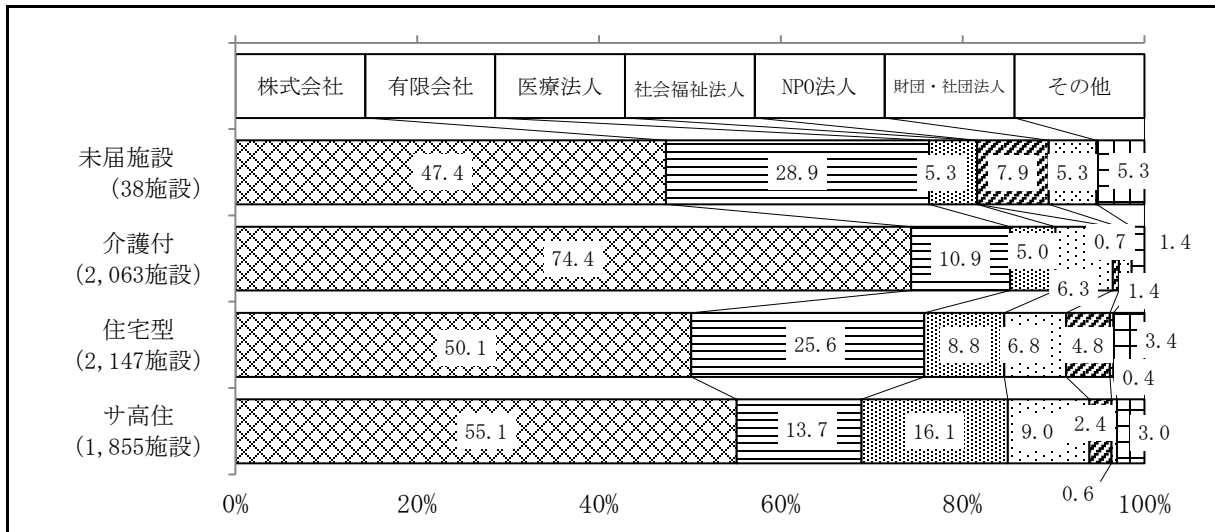
- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「厚生労働省把握」は、平成26年10月31日現在の状況である。
- 3 「当省把握」は、平成26年10月31日現在で既に開設されていたもので、都道府県等が把握していなかった未届施設を27年5月1日現在で当省が独自に把握したものを指す。また、「うち包括センター」は、「当省把握」の未届施設のうち、包括センターに対する調査により把握したものを指す。
- 4 ()内は、未届施設が所在する都道府県等の数を指す。

図表 1-(1)-㉔ 包括センターの概要



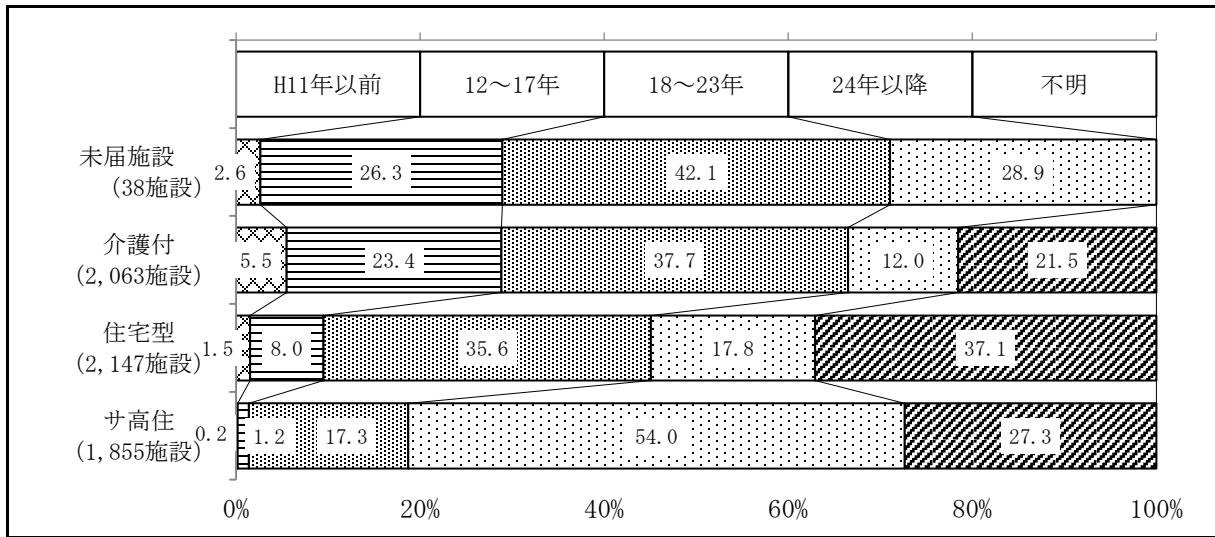
(注) 厚生労働省「第58回社会保障審議会介護保険部会資料」（平成28年5月25日）による。

図表 1-(1)-㉕ 有料老人ホームの類型別の事業主体



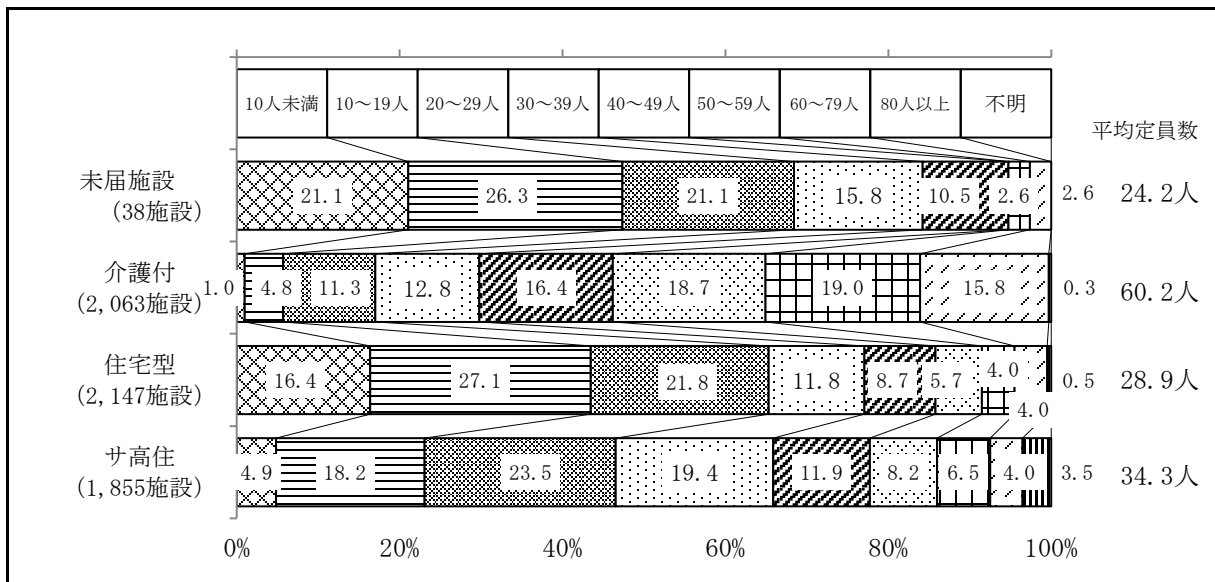
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成27年3月）による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が100にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別の設置時期



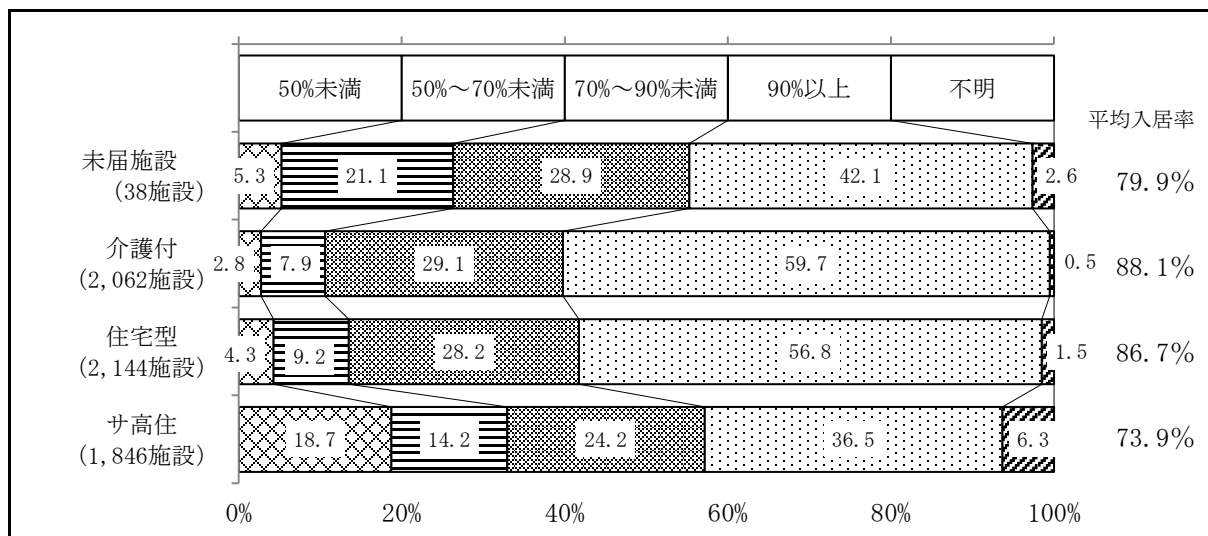
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。
 4 「設置時期」は、介護保険法が施行された平成 12 年、老人福祉法及び介護保険法が改正された 18 年、高齢者住まい法が改正(平成 23 年 10 月)された翌年を基準に 4 区分とした。
 5 サ高住の登録制度は平成 23 年 10 月に創設されたことから、23 年以前に設置されたものは、旧高齢者住まい法に基づく高円賃、高専賃又は高優賃の可能性はある。
 6 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉕ 有料老人ホームの類型別の定員の状況



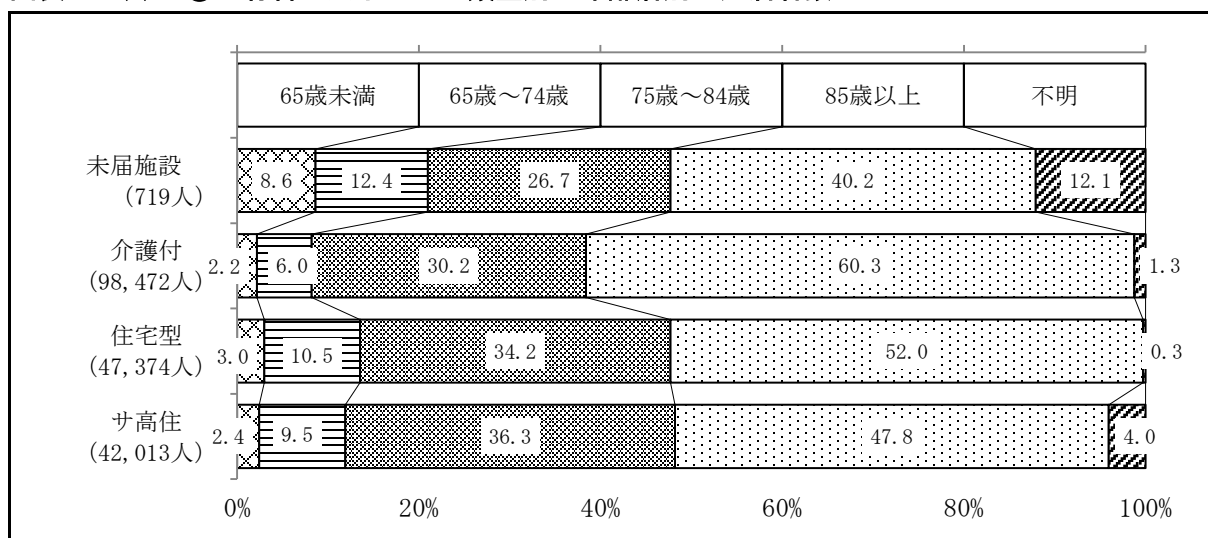
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別の入居率の状況



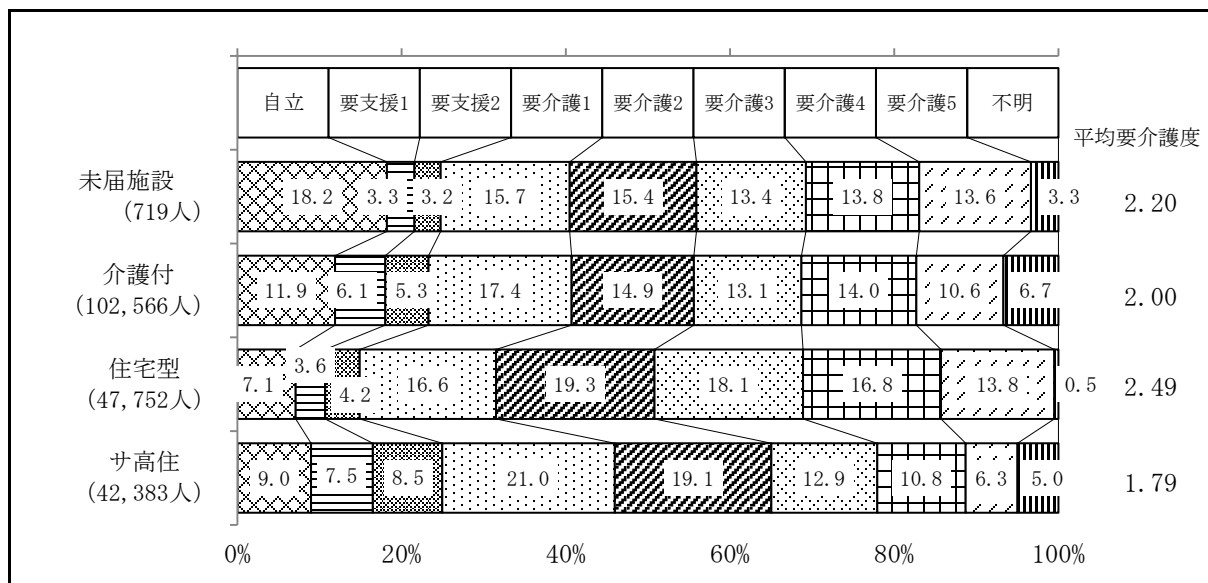
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。
 4 「入居率」は、入居者数を定員数で除することにより算出した。
 5 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉕ 有料老人ホームの類型別・年齢層別の入居者数



- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別・要介護度別の入居者数の状況



- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。
 4 「平均要介護度」は、厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成 27 年 3 月 2 日開催)において示された算出方法に倣い、自立は 0、要支援 1・2 は 0.375 として算出した。

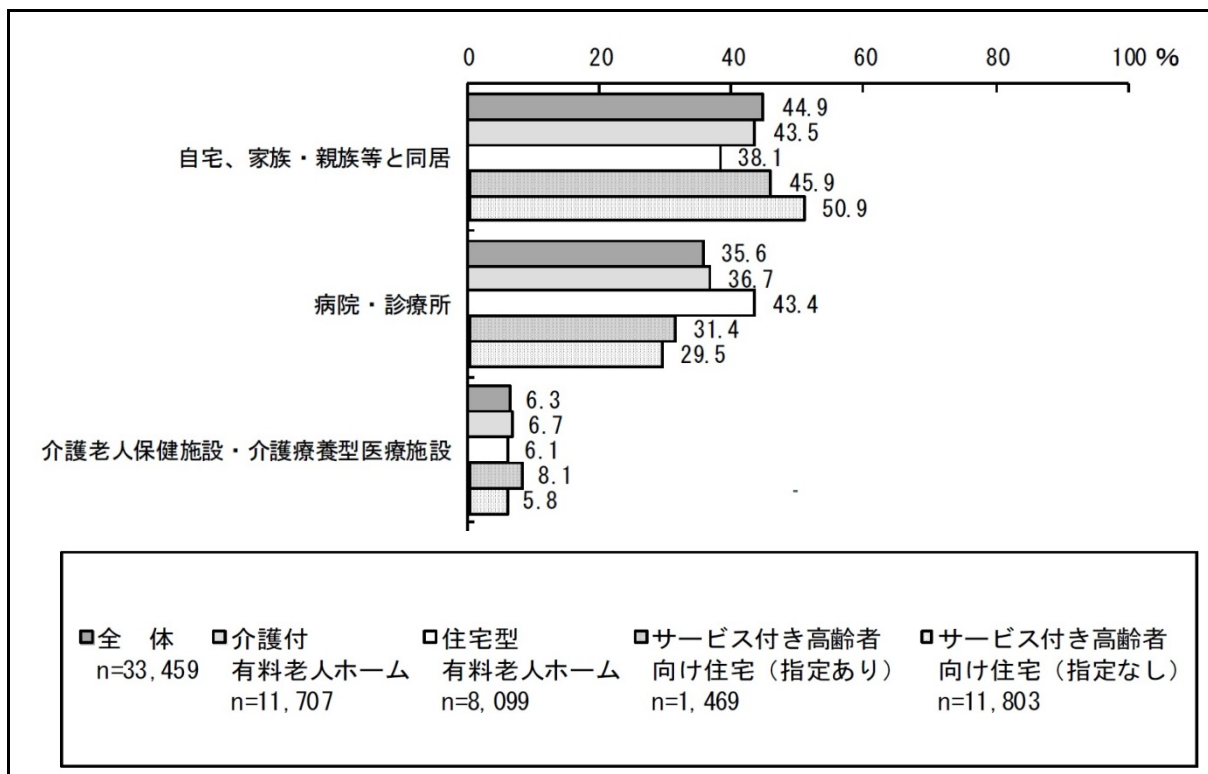
図表 1-(1)-㉕ 未届施設における入居者の主な受入方法 (複数回答)

(単位:施設、%)

区分	厚生労働省把握 (24 施設)	当省把握 (14 施設)	合計 (38 施設)
医療機関からの紹介	14(58.3)	3(21.4)	17(44.7)
居宅介護支援事業所からの紹介	11(45.8)	4(28.6)	15(39.5)
市区町村(福祉事務所等)からの紹介	8(33.3)	1(7.1)	9(23.7)
包括センターからの紹介	3(12.5)	5(35.7)	8(21.1)
併設施設の利用	6(25.0)	2(14.3)	8(21.1)
口コミ	5(20.8)	3(21.4)	8(21.1)
施設のホームページ	2(8.3)	2(14.3)	4(10.5)
新聞広告	2(8.3)	1(7.1)	3(7.9)
不動産会社の仲介	1(4.2)	2(14.3)	3(7.9)
高齢者施設の紹介事業者の仲介	1(4.2)	1(7.1)	2(5.3)
その他	1(4.2)	2(14.3)	3(7.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、主に居宅介護支援事業所や包括センターで勤務しているが、本表では、「介護支援専門員からの紹介」と回答があったものについては、全て「居宅介護支援事業所からの紹介」に計上している。
 3 ()内は、構成比を示す。

図表 1-(1)-㉞ 有料老人ホームの入居者の入居直前の居場所



(注) 平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) から抜粋した。

図表 1-(1)-㉟ 有料老人ホームの届出を行っていない又は行っていない理由

(単位:施設、%)

区 分	かつて未届 (16 施設)	未 届			合 計 (54 施設)
		厚生労働省把握 (24 施設)	当省把握 (14 施設)	小 計 (38 施設)	
有料老人ホームの定義を承知しておらず、 有料老人ホームに該当するとは思わなかった	5 (31.3)	8 (33.3)	8 (57.1)	16 (42.1)	21 (38.9)
有料老人ホームの定義を承知しているが、 有料老人ホームに該当しないと思っている (いた)	1 (6.3)	5 (20.8)	2 (14.3)	7 (18.4)	8 (14.8)
有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない	1	5	2	7	8
届出を行っていないことによる支障がない	0	0	1	1	1
有料老人ホームに該当すると思っている (いた)	10 (62.5)	11 (45.8)	4 (28.6)	15 (39.5)	25 (46.3)
指導指針に適合しない	4	5	1	6	10
届出書類の作成が負担	2	2	1	3	5
届出を行っていないことによる支障がない	2	1	1	2	4
指導指針に適合させるための改修費用を捻出できない	1	1	1	2	3
その他	4	3	1	4	8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す(四捨五入の関係により、合計が 100 にならない場合がある。)

3 複数回答があるため、有料老人ホームの認識度を示す施設の数とその内訳の施設の数の合計は一致しない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの届出を行っていない月数（未届期間）

(単位:施設、月)

区 分	調査対象数	未届期間（月数）											平均
		0～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31～36	37～42	43～48	49～54	55～60	61～	
かつて未届	16	5	2	4	0	2	0	1	1	0	0	1	14.3
未届	厚生労働省把握	24	3	6	4	0	3	1	3	0	0	1	29.0
	当省把握	14	0	0	1	0	1	0	6	0	0	6	60.4
	小 計	38	3	6	5	0	4	1	9	0	0	1	40.6
合 計	54	8	8	9	0	6	1	10	1	0	1	34.6	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「未届期間（月数）」の算出方法は、以下のとおりである。

- ① 「かつて未届」は、都道府県等が当該施設の存在を把握した年月の翌月から届出年月までの月数。
- ② 「未届」は、上記①と同様の把握年月の翌月から平成 27 年 5 月までの月数。ただし、当該施設が旧高専賃等の場合、有料老人ホームの届出に関しては、平成 24 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられていたことから、24 年 4 月を把握年月としている。
- ③ 上記①、②のいずれも、把握年のみ明らかな場合には、当該年の 12 月を把握年月としている。

図表 1-(2)-① 職員の配置及び有料老人ホーム事業の運営に関する標準指導指針の規定

○ 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）
＜抜粋＞

7 職員の配置、研修及び衛生管理

(1) 職員の配置

一・二 (略)

三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

(2)・(3) (略)

8 有料老人ホーム事業の運営

(1)～(4) (略)

(5) 緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

(6) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

ロ～へ (略)

(7)・(8) (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-② 有料老人ホームに係る消防法令の規定

○ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）＜抜粋＞

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2～5 (略)

第 17 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の

基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2・3 (略)

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○ 消防法施行令(昭和36年政令第37号) <抜粋>

(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)

第1条の2 (略)

2 (略)

3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1に掲げる防火対象物(同表(16の3)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。次条において同じ。)のうち、次に掲げるもの

イ 別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人員」という。)が10人以上のもの

ロ 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ、(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、収容人員が30人以上のもの

ハ 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの

二・三 (略)

4 (略)

(防火管理者の責務)

第3条の2 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3・4 (略)

別表第1

(1) ~ (4)	(略)
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) ~ (4) (略) ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、 <u>有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）</u> 、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) ~ (5) (略) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、 <u>有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</u> 、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。） その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) ~ (5) (略) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7) ~ (20)	(略)

備考（略）

○ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）〈抜粋〉

（防火管理に係る消防計画）

第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければなら

ない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。）

イ～ト （略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リ～ヲ （略）

二 （略）

2～9 （略）

10 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

11 （略）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 （略）

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

一 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 1年に1回

二 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

4～7 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－③ 消防法等や指導指針に適合していない不適切なものの例

(単位：施設)

区 分	施設数
消防法に基づく消防用設備等の定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていないもの	10(8)
消防法施行規則に基づく年2回以上の避難訓練を実施していないもの	4(2)
指導指針に基づく避難訓練を実施していないもの	13(4)
夜間の介護や緊急時に対応できる職員を配置していないもの	7(5)
入居者の病状の急変等に備えるための医療機関との連携体制が確保されていないもの	10(6)
非常災害に関する具体的計画（消防計画等）を策定していないもの	10(6)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 27 年 4 月 1 日現在の状況である。
 3 調査した 49 未届施設について作成した。複数の事例に該当するものがあるため、各項目の合計は、実数（49 施設）と一致しない。
 4 () 内は内数で、当省把握の未届施設の数を示す。

図表 1－(2)－④ 消防用設備等点検報告制度の概要

消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。(昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。)

【制度の概要】 (消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

【点検の種類と期間】

- **機器点検**
次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。
① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)
又は動力消防ポンプの正常な作動
② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- **総合点検**
消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

【点検実施者】

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

【報告】


防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- ① 特定防火対象物 1年に1回
- ② 上記以外 3年に1回

※ 特定防火対象物とは
百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で多数の者が出入するもので、令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項

(注) 総務省消防庁「第1回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会資料」(平成27年7月1日開催)による。

図表 1- (2) -⑤ 消防用設備等点検報告違反防火対象物において発生した火災の例

札幌市グループホーム火災	
<ul style="list-style-type: none"> ・発生日：平成 22 年 3 月 13 日 ・被害：死者 7 名、負傷者 2 名 ・用途：消防法施行令別表第 1(6) 項ロ ・延床面積：248 ㎡ ・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、消防計画未届 	

(注) 総務省消防庁「第 1 回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会資料」(平成 27 年 7 月 1 日開催)に基づき、総務省行政評価局が作成した。

図表 1- (2) -⑥ 消防法に基づく定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていない未届施設の例

No.	施設所在 都道府県	事例概要
1	島根県	<p>当該施設（消防法施行令別表第 1(6) 項ロの「自力避難が困難な者が主として入居する社会福祉施設等」に該当）は、平成 24 年 4 月にスプリンクラー設備を設置し、市消防本部に消防用設備等設置届出書を提出している。</p> <p>一方、消防用設備等の点検については、消防用設備等点検業者と定期点検の委託契約を締結しているが、当該契約では、点検対象設備は自動火災報知設備、消火器設備、防火・防煙設備、誘導灯設備及び火災通報装置設備となっており、スプリンクラー設備は点検対象設備に含まれていなかった。</p> <p>このため、スプリンクラー設備の設置後、消防用設備等点検業者による消防用設備等の点検において、一度も同設備の点検が行われていなかった。</p> <p>当該施設（定員 22 人）における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p> <p>このことについて、当該施設では、平成 24 年にスプリンクラー設備を設置した際に、消防用設備等点検の委託契約書に同設備の点検を盛り込むことを失念していたものであり、今後は、同契約書にスプリンクラー設備の点検事項を盛り込み、適切に点検を行うこととしたいとしている。</p>
2	福島県	<p>当該施設は、平成 25 年 9 月に委託業者が実施した消防用設備等点検の結果、自動火災報知設備が動作不良のため交換が必要との指摘を受けていたがそのまま放置し、27 年 3 月の点検でも同様の指摘を受けていたにもかかわらず、当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在もなお改善措置を講じていなかった。また、消防署に対し消防用設備等点検報告書を提出していなかった。</p> <p>当該施設（定員 31 人）における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る</p>

	<p>必要がある。</p> <p>なお、当該施設は、消防法施行令別表第1(5)項口の「共同住宅」として取り扱われているため、スプリンクラー設備の設置義務はなく、同設備は未設置となっていることから、自動火災報知設備による火災の早期発見と早期避難が重要であり、早急な改善が必要であると考えられる。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－⑦ 都道府県等が把握していない未届施設で管理・運営が不適切となっている例

No.	事例概要
1	<p>当該A施設は、4階建ての賃貸アパートの1階部分に間借りして設置されている。隣室には、A施設の事業主体であるNPO法人が運営するデイサービス施設が併設されている。また、当該法人は、A施設のほかB～Fの計6施設（定員合計35人）の管理・運営を行っており、入居者には食事の提供等を行っている。</p> <p>当該6施設を所管する都道府県等の指導指針では、i)居室は建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条の規定に基づく界壁により区分された個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13㎡以上とすること、ii)建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮すること、iii)職員の配置については、入居者等の数及び提供するサービス内容に応じ、管理者等を配置することとされている。</p> <p>また、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居者又は入居希望者に対し、入居契約に関する重要な事項を情報開示することが義務付けられており、標準指導指針の別紙様式「有料老人ホーム重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）を書面により交付することとされている。</p> <p>今回、当該6施設のうち3施設を実地調査（平成27年7月21日）するとともに、法人代表者から当該6施設の管理・運営状況について聴取した結果、以下のとおり、不適切となっている状況がみられた。</p> <p>① 当該6施設共に個室はなく、<u>1室当たりの入居定員は2～6人</u>となっており、入居者間の仕切りにはカーテンが用いられていた。また、<u>入居者1人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以下の約6.5㎡</u>となっていた。</p> <p>② B施設には、入居者の居住スペースに大きな曇りガラスの窓はあるものの、<u>室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗いもの</u>となっていた。</p> <p>③ C施設では、<u>居室及び入居者の食事を作っている台所に多数の黒カビが発生</u>しており、<u>カビの臭いが漂っている台所で4人分の食事が準備</u>されていた。また、<u>居室の隅に見えた黒カビの大きさは1cm×3cm程度で、指でつかめるほど盛り上がり</u>ていた。</p> <p>④ A施設を訪問したところ、<u>職員は誰もおらず</u>、入居者とみられる女性の話によると、「今は誰もいない。昼頃には戻ってくると思う。」とのことであった。</p> <p>⑤ 当該6施設はシェアハウスであるとして、料金等を記載した簡単な契約書しか作成しておらず、<u>重要事項説明書は未作成</u>となっていた。</p> <p>一方、当該都道府県等は、隣接市の生活保護担当部局からの通報に基づき、平成27年2</p>

	<p>月にA施設に対して実態調査を実施しているが、未届施設の実態把握に係る能動的な取組を行っておらず（項目1(2)イ(7)参照）、同年7月末現在で他の5施設の存在を把握していなかった。</p> <p>なお、当該都道府県等は、当該6施設共に高齢者を入居させ、食事の提供等を行っていることなどから、有料老人ホームに該当する可能性が高いとしているが、平成28年3月末現在でも運営実態の把握ができていない（図表1-(4)-②参照）。</p>
2	<p>当該施設（定員24人）は平成15年6月に開設され、病院が入居している建物の2階と3階の居室に終末期等の高齢者を入居させ、食事や入浴等のサービスを提供しており、有料老人ホームに該当する疑いがある。</p> <p>今回、当該施設における管理・運営状況についてみたところ、<u>要介護3以上の要介護者は、当省の調査日（平成27年7月10日）現在で全入居者の8割以上を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず（系列の訪問介護事業所等の職員2人が当該施設の事務室を借りて待機）、不適切となっている状況がみられた。</u></p> <p>一方、当該施設を所管する都道府県等では、体制を確保できない等の理由から、未届施設の実態把握に係る能動的な取組を行っておらず（項目1(2)イ(7)参照）、平成28年3月末現在、<u>当該施設を未届施設として認識していない。当該施設は、入居者が死亡した平成24年の火災事故発生後においても、依然として位置付けが不明確（注）となっており、当該都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。</u></p> <p>（注）<u>当該施設は医療施設ではないことから、医療担当部局の指導対象ではなく、当該施設は、火災事故について消防署以外からの指導は受けていないとしている。</u></p>

（注）当省の調査結果による。

図表1-(2)-⑧ 有料老人ホームの届出促進等に関する通知

<p>○ 「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け老計発第0320001号・老振発第0320001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長連名通知）＜抜粋＞</p> <p>平成18年4月の改正老人福祉法の施行により、有料老人ホームの定義が改正され、人数要件の撤廃やサービス提供要件の見直しが行われたが、これに関し、平成18年3月13日及び平成19年2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」並びに平成18年6月20日に開催した「全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議」において、累次にわたり該当施設の情報収集と届出の促進、適切な指導監督を求めてきたところである。</p> <p>（中略）</p> <p>このため、有料老人ホームの届出促進等について総合的な取り組みを進めることとし、あらためて下記のとおり関係方面と協力して取り組む事項及び留意事項をまとめたので、これらを踏まえ、的確に実施していただくようお願いする。</p> <p>なお、管内市区町村に対してこの旨を周知するとともに、都道府県と市区町村の連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくようお願いする。</p>

記

I 施設の把握と届出の促進

2 未届施設に対する届出の促進

有料老人ホームに該当するものとして存在を把握しつつも届出が進んでいない施設（以下「未届施設」という。）が多数報告されているが、これらについては再度届出励行に努められたい。

具体的な事例として、①該当する未届施設の設置者を集めて制度全般や手続に関する説明会を開催する、②届出重点指導期間を設定し届出を促進する、等の取り組みを行われたい。

そして、度重なる指導、催告にも関わらず、届出を拒否するような未届施設の設置者に対しては、罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努められたい。

なお、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、また、仮に届出がなくても有料老人ホームに該当すれば、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく立入検査や改善命令の対象となることを留意されたい。

3 未把握施設に対する実態把握の促進

(1) 出先機関の有効活用

対象施設であって未だ把握されていない施設（以下「未把握施設」という。）についてさらなる把握を推進するためには、本庁職員の取り組みだけでは限界がある。現に、出先機関が入手した情報を活用して対象施設の把握が進捗している事例も見受けられる。本庁だけでは困難な施設の実態把握については、より現場に近い出先機関を有効に活用していただきたい。

(2) 市区町村との情報交換ネットワークの構築

(1)と同様、対象施設の把握推進に当たっては市区町村の協力も不可欠である。既に各都道府県では市区町村に協力を呼びかける取り組みが行われているが、協力関係を緊密にするためには、都道府県と市区町村の情報交換ネットワークを確立する必要がある。例えば、市区町村においても連絡窓口の特定を依頼し、当該窓口において地域包括支援センターや福祉団体等関係団体、あるいは市民から寄せられる情報の一次的収集を行うとともに、収集された情報は情報交換ネットワークを通して都道府県の担当窓口へ遺漏なく伝達されるようにするなど、体系的な取り組みを行われたい。

(3) 地域包括支援センターの活用

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるため、地域における総合的なサービスネットワークの構築、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを主な業務としており、身近なところで高齢者に関する様々な情報を収集することが可能である。このため、地域包括支援センターのスタッフが直接入手した情報や地域包括支援センターに寄せられた対象施設に関する情報が、直接又は市区町村を介して都道府県担当窓口へ確実に届くようにし、地域包括支援センターからの対象施設に関する情報を有効に活用されたい。

(4) 関係団体等からの情報の活用

未把握施設の実態把握については、訪問介護事業を行う事業者や民生委員など地域の情報ネットワークからの情報を活用することが有効であると考えられる。このため、今般、有料老人ホーム設置者団体のみならず、介護サービス事業者団体、福祉団体等にも情報提供を要請したところである。こうした民間からの情報を広く集められるよう、貴部局における担当窓口の連絡先を関係団体等に対して明確化しておくとともに、直接又は市区町村を介して寄せられる関係団体等からの情報を看過せず、迅速な対応を行われたい。

(以下略)

○ 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成28年4月22日付け老高発0422第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）〈抜粋〉

1. 平成27年度フォローアップ調査（第7回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督をお願いしているところだが、今回の調査結果でも、多数の未届の有料老人ホームが確認され、届出が進んでいない実態が明らかになった。

今回の未届の有料老人ホームの緊急追加調査では、従来の調査ルートを広げ、有料老人ホームの届出先である都道府県・指定都市・中核市だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局に対して調査を行った結果、新たに多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む）の報告があった。一方で、これは各地方公共団体における未届の把握が一層進展した結果でもある。

については、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、指導監督の徹底をお願いする。

① 有料老人ホームにおいては、虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて地方公共団体が迅速かつ適切に関与できる前提として、届出の手続を義務づけている。このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについて、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する適切な指導監督を徹底すること。

② 関係部局や市区町村の地域包括支援センター等に寄せられた未届の有料老人ホームに関する情報が、都道府県・指定都市・中核市の有料老人ホーム担当部局に確実に届けられるよう連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。また、既存建築物・小規模建築物の特性に応じて届出を行いやすくするよう、平成27年3月30日以降、地方公共団体の有料老人ホーム指導指針の見直しが行われているが、引き続き指導指針の適切な運用を図り、届出促進に向けた取組みを強化すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-⑨ 老人福祉法に基づく届出の的確な運用を求める閣議決定等

○ 「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) <抜粋>

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

(前略)

高齢者向け住まいについては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定に基づく届出を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金等の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。

○ 「消費者基本計画工程表」(平成27年3月24日消費者政策会議決定) <抜粋>

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
	⑩ 高齢者向け住まいにおける消費者保護	<p>老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】</p> <p>前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】</p>					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

①～⑨ (略)

⑩ 高齢向け住まいにおける消費者保護

高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。【厚生労働省】

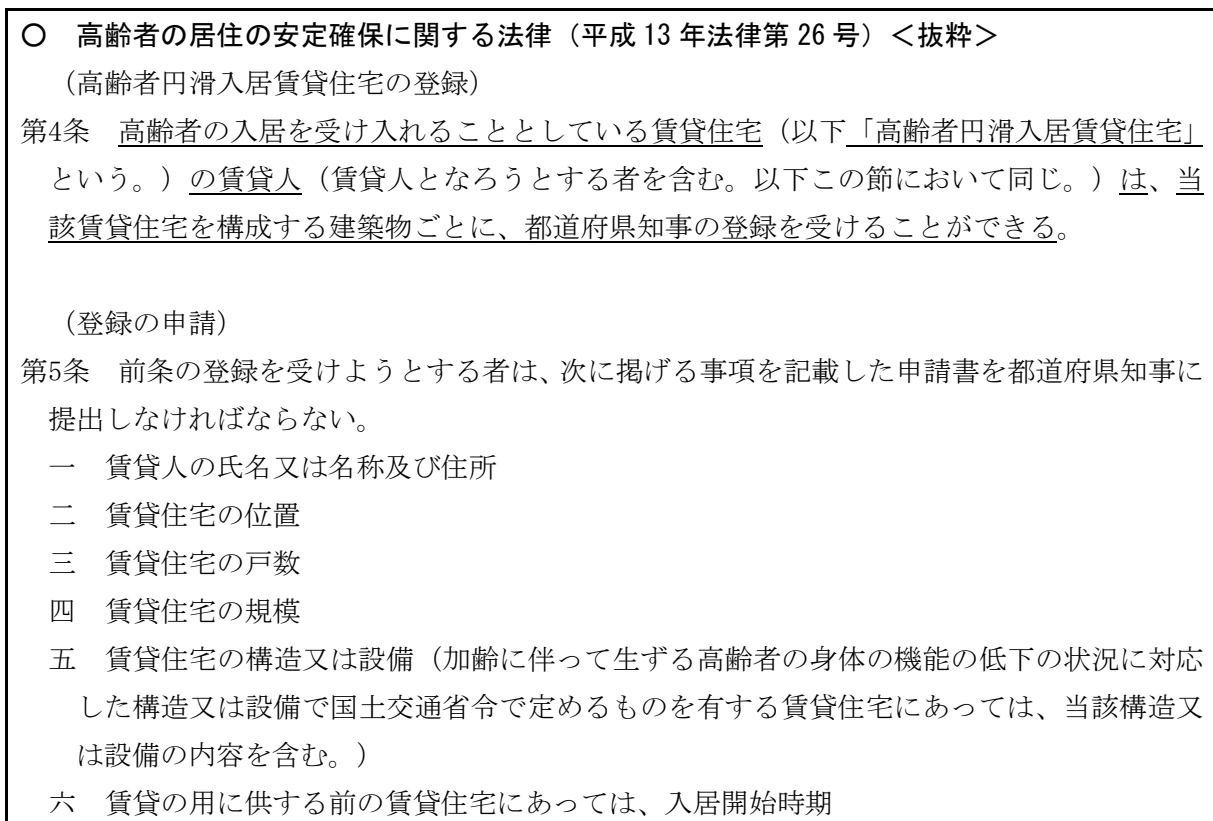
(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-⑩ 高優賃制度の概要



(注) 国土交通省「社会資本整備審議会住宅宅地分科会(第32回)資料」(平成22年11月29日開催)による。

図表 1-(2)-⑪ 高円賃及び高専賃の登録に関する旧規定



七 その他国土交通省令で定める事項

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）〈抜粋〉

（法第5条第7号の国土交通省令で定める事項）

第3条 法第5条第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 賃貸住宅の全部又は一部が、専ら自ら居住するため住宅を必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）をその借借人とするもの（以下この号において「高齢者専用賃貸住宅」という。）である場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ 高齢者専用賃貸住宅の戸数

ロ 高齢者専用賃貸住宅の敷金その他入居の際に受領する費用（ホの前払家賃を除く。）の概算額

ハ 共用部分における共同して利用するための居間、食堂、台所、収納設備及び浴室の有無

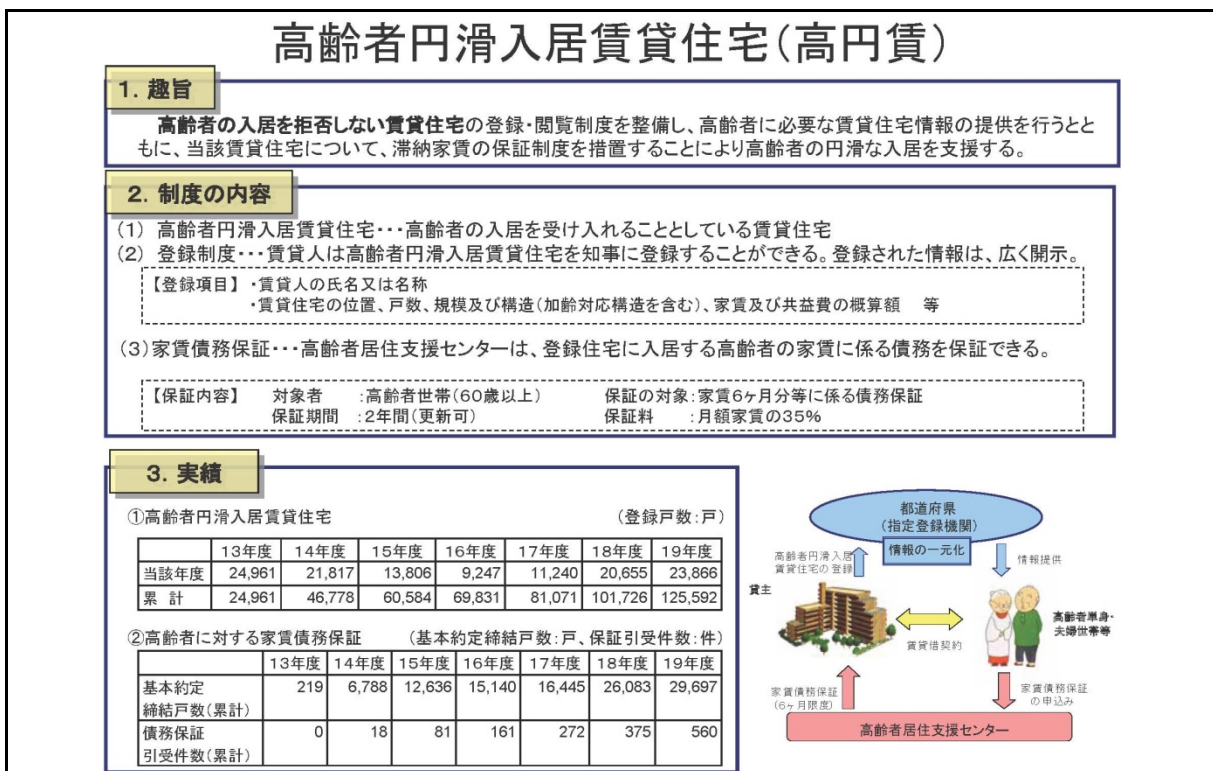
ニ 入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の提供の有無

ホ 賃貸借の期間に係る家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の概算額及び当該前払家賃について高齢者専用賃貸住宅の賃貸人が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の有無

(注) 1 下線は当省が付した。

2 上記の旧規定は、平成23年10月20日に改正されている。

図表1-(2)-⑫ 高円賃制度の概要



(注) 国土交通省「社会資本整備審議会住宅宅地分科会（第21回）資料」（平成21年1月13日開催）による。

図表 1－(2)－⑬ 高専賃制度の概要

高年齢者専用賃貸住宅(高専賃)						
1. 制度の内容						
<p>専ら高齢者の単身・夫婦世帯を賃借人とする賃貸住宅について、賃貸住宅の戸数・規模や提供されるサービスに関する事項を都道府県の住宅担当部局に登録し、開示する。</p> <p>○ 高齢者専用賃貸住宅の登録基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として床面積25㎡/戸以上 ・各戸が原則として水洗便所、洗面設備等を備える ・前払い金(敷金を除く)について保全措置 </div> <p>なお、上記の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅は、有料老人ホームとしての規制は及ばない(老人福祉法) また、適合高齢者専用賃貸住宅の届け出をした高齢者専用賃貸住宅は、特定施設入居者生活介護の対象施設となりうる(介護保険法)</p> <p>○ 生活指導及び相談、安否確認又は緊急時対応の全部又は一部を行う 高齢者専用賃貸住宅にあつては、医療法人でも経営可能(平成19年5月～)</p> <p>○ 登録内容は各都道府県のほか、(財)高齢者住宅財団のホームページでも公開</p>						
2. 実績						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	(登録戸数:戸)
当該年度	2,331	7,655	8,808	10,972	13,112	
累計	2,331	9,986	18,794	29,766	42,878	

(注) 1 国土交通省「社会資本整備審議会住宅地分科会(第32回)資料」(平成22年11月29日開催)による。

2 高専賃の登録戸数は、平成23年3月末現在で51,059戸(国土交通省調べ)。

図表 1－(2)－⑭ 有料老人ホームの規制が適用されない高専賃に関する旧規定

<p>○ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)〈抜粋〉</p> <p>(届出等)</p> <p>第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>○ 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)〈抜粋〉</p> <p>(法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第20条の4 法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の規定により、登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとする。</p>

○ 介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第264号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の4の規定に基づき、介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成18年4月1日から適用する。

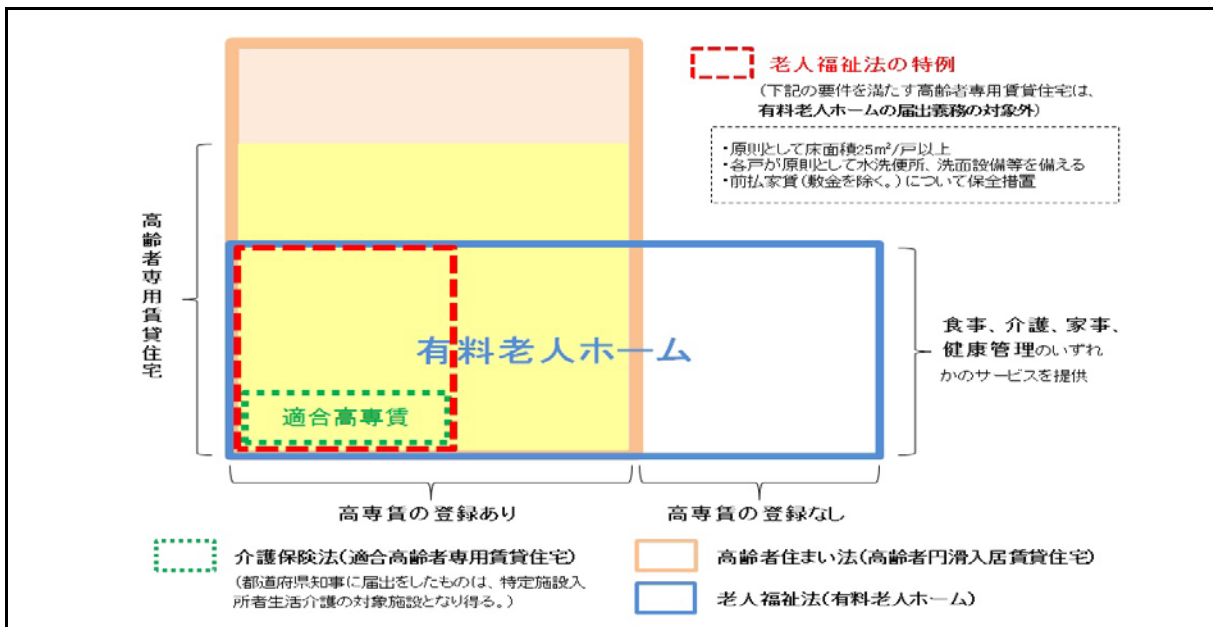
介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅であること。
- 二 各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）25平方メートル（居間、食堂、台所その他の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18平方メートル）以上であること。
- 三 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとするができる。
- 四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第58条第7号の必要な保全措置が講じられているものであること。
- 五 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること。

(注) 1 下線は当省が付した。

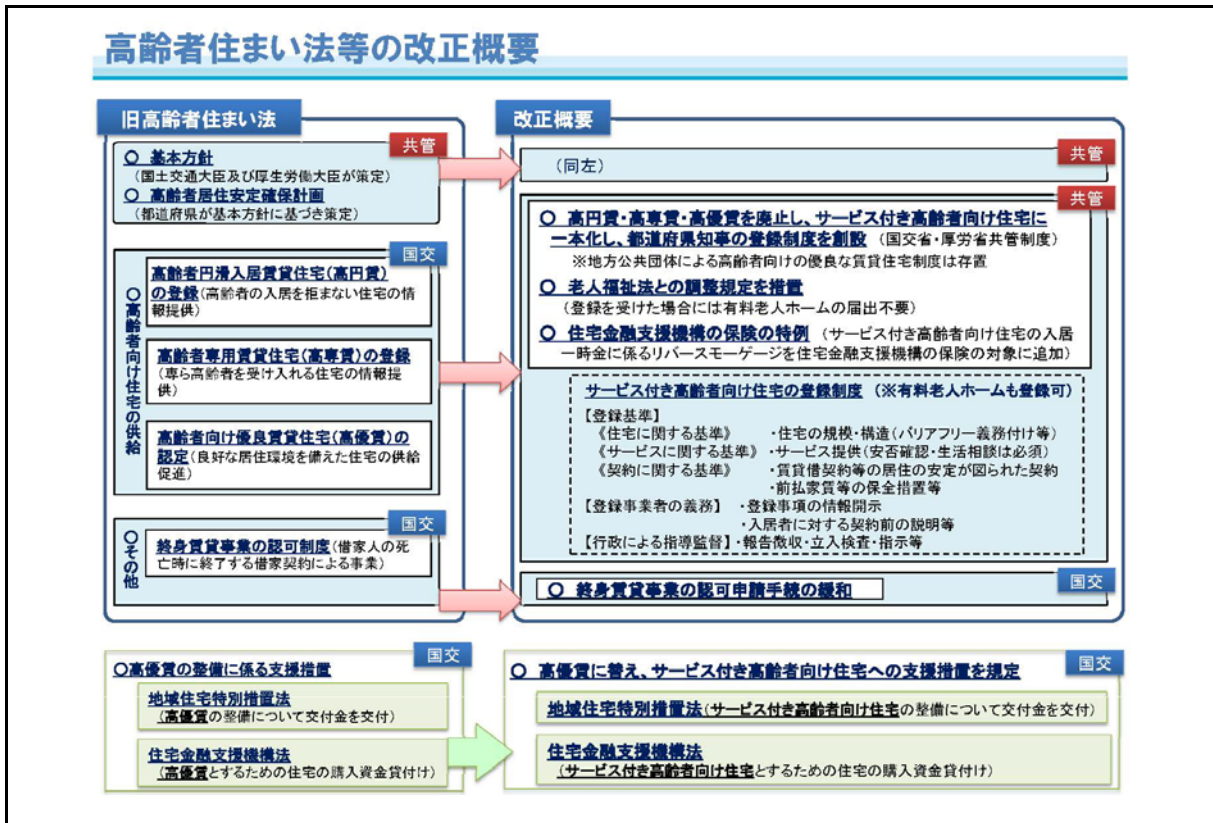
2 上記の旧規定は、平成23年10月20日に改正されている。

図表1-(2)-⑮ 有料老人ホームと高専賃との関係図



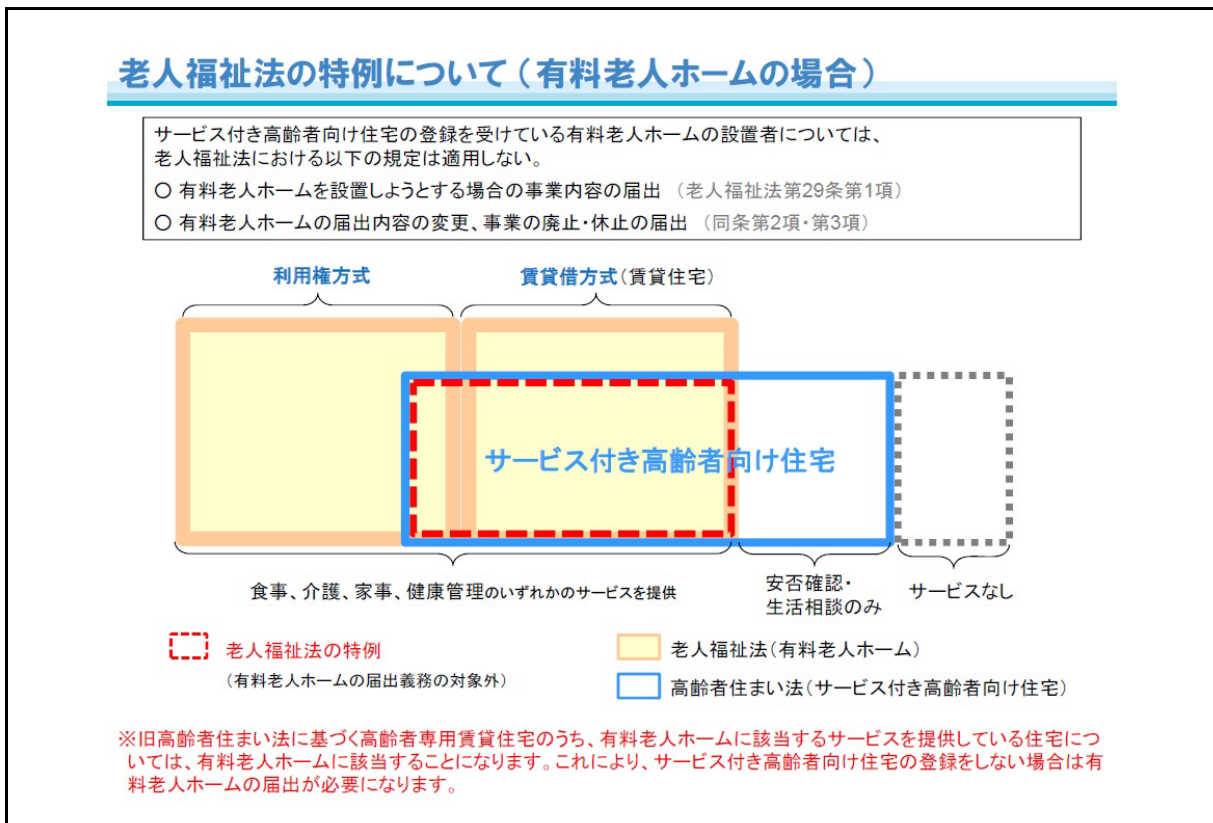
(注) 老人福祉法、旧高齢者住まい法等の規定に基づき、当省が作成した。

図表1-(2)-⑩ 高齢者住まい法の改正概要



(注) 国土交通省の資料による。

図表1-(2)-⑪ 有料老人ホームとサ高住との関係図



(注) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのホームページによる。

図表 1-(2)-⑩ 有料老人ホームの実態把握に関する通知

○ 「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平成 26 年 10 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）〈抜粋〉

2. 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 6 回）の実施について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進、指導状況の調査について

① 別紙 3-1 について

- ・ 「有料老人ホーム」には、現在実態把握中のものを含みます。また、「有料老人ホーム非該当等」は、入居者がなく運営の実態そのものがなくなったものや、食事等のサービスを提供していなかったものなど、有料老人ホームに該当しなくなったものをいいます。
- ・ 消防部局及び建築部局と十分に連携を図り、情報を共有し確認を徹底した上で報告していただくようお願いします。

② (略)

③ 別紙 3-3 について

- ・ 「未届の有料老人ホームの一覧表」には、現在実態把握中のものが含まれますが、入居者数に占める高齢者数の割合等に関わらず、幅広く把握されますようお願いします。このうち未届の有料老人ホームについて、設置されている郡市区名、施設名、設置者、定員、入居者（うち 65 歳以上の数）、開設年月日、サービスの内容（①食事の提供、②入浴、排せつ又は食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理）について情報提供をお願いします。また実態把握中のもので有料老人ホームの該当の有無の判断に当たり疑義があるものについては、「備考」にその内容について記入をお願いします。

④・⑤ (略)

(2) (略)

(3) 有料老人ホームの指導の徹底について

今回の調査の過程で未届の有料老人ホームや、前払金の保全措置の義務を履行していない違法な有料老人ホームを把握した場合、指導の徹底をお願いします。

具体的には、昨年 5 月 31 日付けの課長通知のとおり、①未届の有料老人ホームに対して、関係機関と連携して、今まで以上に届出促進のための取組を徹底することや、②前払金の保全措置の義務が履行されていない違法な有料老人ホームに対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査、同条第 11 項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取り組みの実施をお願いいたします。

なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条又は第 40 条に基づく罰則を適用することも見据え、是正の徹底をお願いします。

○ 「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 7 回）における「未届の有料老人ホーム」の追加調査の緊急実施について」（平成 28 年 2 月 19 日付け老高発 0219 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）〈抜粋〉

有料老人ホームの適正な制度運用に向けて、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

げます。

例年実施している有料老人ホームに関する定期的な調査について、今年度は、昨年7月30日付け事務連絡に基づき実施しているところです。

このうち未届の有料老人ホームについては、これまで累次にわたり適確な実態把握をお願いし、その結果、実態把握の進展が見られているところではありますが、昨今、未届の有料老人ホームに関する報道等により社会的要請が一層高まっている現状を踏まえ、未届の有料老人ホームの実態把握を更に徹底する必要があるため、下記のとおり、追加調査を緊急に実施させていただきます。

これまでの調査においても、未届の有料老人ホームの把握に際して関係機関及び関係部局との連携をお願いしているところですが、今回の追加調査においては、あらためて市区町村との連携を強化していただき、市区町村の地域包括支援センター担当部局（市区町村に設置された地域包括支援センターを含む）や生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報の確認を徹底した上で、報告していただきますよう、よろしく願いいたします。（以下略）

（注）下線は当省が付した。

図表1－(2)－⑱ 30都道府県等における未届施設の実態把握に係る取組状況

（単位：機関、施設）

区 分	都道府県等数	（参考）未届施設の数		
		厚生労働省把握	当省把握	うち包括センター
未届施設の実態把握に係る能動的な取組あり	15	510 (13)	57 (9)	3 (1)
未届施設の実態把握に係る能動的な取組なし	15	59 (11)	40 (7)	16 (3)
合 計	30	569 (24)	97 (16)	19 (4)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「厚生労働省把握」は、平成26年10月31日現在の状況である。

3 「当省把握」は、平成26年10月31日現在で既に開設されていたもので、都道府県等が把握していなかった未届施設を27年5月1日現在で当省が独自に把握したものを指す。また、「うち包括センター」は、「当省把握」の未届施設のうち、包括センターに対する調査により把握したものを指す。

4 （ ）内は、未届施設が所在する都道府県等数であり、それぞれ「都道府県等数」の内数である。

5 調査した都道府県等が未届施設を把握している場合であっても、関係部局や市区町村から、通常業務の一環として未届施設に係る情報提供を受けているとしているものについては、「未届施設の実態把握に係る能動的な取組なし」として区分している。

図表 1-(2)-㊦ 30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る能動的な取組の状況

(単位：機関、施設)

都道府県等	能動的な取組	能動的な取組の具体的な内容									(参考) フォローアップ 調査結果 (H26.10)
		出先機関 の活用	建築担当 部局との 連携	住宅担当 部局との 連携	消防担当 部局との 連携	生活保護 担当部局 との連携	市区町村 との連携	包括センタ ーの活用	関係団体 等の情報 の活用	その他	
北海道	○						○				157
札幌市	○								○	○	169
宮城県	○									○	16
仙台市	—										0
福島県	○						○	○			5
郡山市	—										1
群馬県	—										10
前橋市	—										5
埼玉県	○	○					○				4
さいたま市	—										1
千葉県	—										16
千葉市	—										16
東京都	○						○	○			24
神奈川県	○						○				16
富山県	○						○	○			3
富山市	—										2
山梨県	—										4
愛知県	○						○				24
名古屋市	○				○						35
大阪府	○				○	○	○				25
大阪市	○				○	○					0
島根県	○						○				0
松江市	—										1
広島県	—										0
広島市	—										0
香川県	—										1
高松市	—										0
福岡県	○						○	○			25
福岡市	○					○					7
佐賀県	—										2
実施数	15	1	0	0	3	3	10	4	1	2	569

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 7 月末現在の状況である。

3 「能動的な取組」欄については、未届施設の実態把握に当たり、19 年 3 月通知等を踏まえ、関係部局や市区町村に文書で協力を呼び掛けるなどの取組を行っているものを「○」とした。一方、調査した都道府県等が未届施設を把握している場合であっても、関係部局や市区町村から、通常業務の一環として未届施設に係る情報提供を受けているとしているものは「—」と整理した。

4 「包括センターの活用」は、市区町村に未届施設の情報提供を文書で依頼するに当たり、「包括センターの活用」について手段を明示しているものを指す。

5 「その他」は、有料老人ホームに該当する可能性のある施設に対する調査票による実態把握を指す。

6 「出先機関の活用」欄を「○」とした埼玉県では、未届施設の実態把握に当たり、出先機関の福祉保健総合センターに対し、情報提供を依頼している。

図表 1-(2)-㉑ 未届施設の実態把握のための能動的な取組を行っていない主な理由

- ・ 建築担当部局や消防担当部局の通常の事務手続の中で、有料老人ホームに係る疑義があれば照会があるので、それを端緒に未届施設を把握している。関係部局に対する協力要請や連携体制の構築などによる積極的な情報収集は行っていない。
- ・ 未届有料老人ホームの実態把握については、社会福祉法人、保育所、特別養護老人ホーム等の指導監督の業務に追われていることから、積極的な情報収集は行っておらず、専ら市区町村の生活保護担当部局や介護保険担当部局等からの情報提供によっている。
- ・ 有料老人ホームの指導監督に係る担当者は1人であり、他業務と兼務している。体制上の問題から、未届施設の実態把握に手が回っていない。
- ・ 未届施設に該当する可能性のある施設に対し、有料老人ホームに該当するか否かの調査を行った結果、有料老人ホームに該当しなかった場合、事業者からの反発の対応に苦慮することが想定される。また、体制上の問題からも、未届施設に該当する可能性のある施設を把握する人員が確保できない。
- ・ 有料老人ホームを担当する職員は、主査1人と班員1人の計2人であるが、各担当者は有料老人ホームに係る業務以外にも老人福祉施設の設置及び認可並びに指導監督、社会福祉法人の設立認可及び指導監督業務などを行っている。老人福祉施設や社会福祉法人の運営には補助金が投入されることから、これらの業務の重要度が相対的に高くなる一方、有料老人ホームの実態把握に係る取組の優先度が低くなっている。
- ・ 未届施設は多数あると推測され、届出促進の指導の重要性も感じているが、有料老人ホームに該当するか否かの判断基準や有料老人ホームであると判断するための調査事項を定めておらず、関係機関に対し、未届の可能性のある施設の情報提供等の協力を要請するといった取組を実施できる体制（指導担当者は1人）にない。
- ・ 未届施設自体がさほど多くないことから、未届施設の実態把握について、関係部局や関係機関に協力依頼文書を発出する、連携体制を構築するなどの積極的な取組は行っておらず、そのような対応を行う必要性も現時点では感じていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-㉒ 包括センター等を活用して未届施設の把握が進捗した都道府県等の例

福岡県は、平成24年度及び25年度においては、体制がぜい弱（担当者1人で他業務と兼務）であったため、未届施設の実態把握のための関係機関と連携した能動的な取組を行っておらず、入居者や関係機関等から同県に寄せられる通報等によって未届施設の存在を把握していた。

しかし、同県は、未届施設の問題が報道で度々取り上げられる中、近年の未届施設の把握件数が少な過ぎたことに疑問を持ち、入居者保護の観点から、実態把握を更に徹底する必要があると判断して、平成26年度から、市町村（高齢者福祉・介護保険担当課）に対して、包括支援センター、福祉事務所、消防署等関係機関が把握している情報についても可能な限り照会した上で、有料老人ホームの疑いのある施設について報告を行うよう依頼した。

その結果、平成24年度及び25年度に把握した未届施設の数、それぞれ5施設、6施設であったものが、26年度には25年度の4倍以上の25施設（各年10月31日時点）と大きく増加したことから、当該取組は、未届施設の実態把握に当たって効果を上げていると考えられる。

なお、平成 26 年度全体では、21 市町（福岡県は、指定都市及び中核市を除くと県全体で 57 市町村）から計 39 施設の報告を受けた。

（注）当省の調査結果による。

図表 1－(2)－㉓ 包括センターにおける未届施設の把握状況

（単位：センター、機関、％）

区 分	包括センター数	割 合
有料老人ホームの疑いのある施設を把握したことがある	26 (14)	49.1
有料老人ホームの疑いのある施設を把握したことがない	27 (11)	50.9
合 計	53 (25)	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査した 30 都道府県等のうち 25 都道府県等の管内に所在する 53 包括センターについて作成した。

3 () 内は、包括センターが所在する都道府県等数である。

4 「割合」は、53 包括センターに占める当該回答数の割合をいう。

図表 1－(2)－㉔ 都道府県等における未届施設の実態把握への包括センターの活用状況

（単位：機関、％）

区 分	都道府県等数	割 合
包括センターを活用している	2 (4)	14.3
包括センターを活用していない	12 (22)	85.7
合 計	14 (26)	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 未届施設を把握していた包括センターが所在する 14 都道府県等について作成した。

3 () 内は、当該都道府県等の管内に所在する包括センターの数である。

図表 1－(2)－㉕ 未届施設の実態把握に関する包括センターの主な意見

- ・ 未届施設の情報提供などは、手間が掛かることではなく、包括センターの業務である虐待防止や適切な施設の紹介にも関係するため、制度化しても良いのではないかと積極的に協力したい。
- ・ 包括センターやケアマネジャーが持っている情報は、非常に重要である。未届施設の実態把握に当たって、有料老人ホームの担当部局から連携の要請があれば、あらゆる情報交換の場を活用し、最大限の協力をしたい。
- ・ 市内の包括センター間で未届の疑いのある施設の情報を共有しているが、市区町村や包括センターでは、有料老人ホームに該当するか否かを特定することが困難であるため、都道府県等による未届施設の実態把握や指導が必要である。

（注）当省の調査結果による。

図表 1-(2)-㉔ 旧高齢者住まい法に基づく高齢者賃貸住宅に該当する施設数

(単位：施設、%)

区 分	調査対象数	うち高齢者賃貸住宅				割 合
		高円賃	高専賃	高優賃	合 計	
かつて未届	16	0	2	0	2	12.5
未届	厚生労働省把握	0	1	1	2	8.3
	当省把握	2	5	1	8	57.1
	小 計	38	2	6	2	10
合 計	54	2	8	2	12	22.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記のほか、当省が把握した 97 未届施設のうち、調査対象とした 14 施設を除く 83 施設の中にも、「高優賃」に該当していたものが少なくとも 4 施設みられた。

3 「割合」は、調査対象数に占める高齢者賃貸住宅の合計の割合をいう。

図表 1-(2)-㉕ 高齢者住まい法改正時の事業者に対する指導が不十分となっていた例

当該施設は平成 19 年に開設し、高専賃として登録した施設である。当該施設は、平成 23 年 10 月に高専賃制度が廃止された際、高専賃を運営している同業者の中には、他の形態の施設への移行等について埼玉県から連絡があり、サ高住等に移行した事業者もあったと聞いているが、当該施設には特に連絡がなかったとしている。

このため、当該施設は、当省の調査日（平成 27 年 6 月 22 日）現在も高専賃として認められており、有料老人ホームの届出を行う必要があるとは考えていないとしている。

当該施設を所管する埼玉県は、高専賃制度の廃止時における高専賃の登録を行っていた事業者への対応状況等について、以下のとおり説明している。

- ① 高専賃制度の廃止についてはホームページによる広報を行ったほか、説明会を 1 回開催している。
- ② しかし、高専賃制度の廃止後、登録を行っていた事業者について有料老人ホームの届出やサ高住の登録を行ったか否か等の追跡調査を行っていないため、現在の運営状況を把握しておらず、未届の有料老人ホームとなっている可能性も否定できない。
- ③ 高専賃の登録を行っていた事業者が、現在、未届で有料老人ホームを運営している状況が多くみられるのであれば、旧高専賃に対する調査を行うことも必要と考える。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-㉔ 高齢者住まい法改正時に事業者に対する指導が行われている例

<事例①>

平成 23 年 10 月 13 日

各適合高齢者専用賃貸住宅設置者 様
各適合高齢者専用賃貸住宅設置予定者 様

広島県健康福祉局高齢者支援課長

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の廃止及び「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度の開始について（通知）

県高齢者福祉行政の推進については、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、この度「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度が廃止されることとなり、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が、平成 23 年 10 月 20 日（木）から始まります。

これにより、「適合高齢者専用賃貸住宅」は廃止となるため、新制度の「サービス付き高齢者向け住宅」として登録、または「有料老人ホーム」の届出のどちらかの手続きをする必要があります。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準等については、各戸床面積や設備に関する基準に加え、バリアフリー基準やサービス提供に関する基準を満たし、契約や金銭の受領に関しても法令で定められた内容を遵守することとなっています。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行う場合は、平成 23 年 10 月 20 日（木）から次の窓口で開始されますので、手続きをしてください。

なお、登録基準等が満たせない等の理由で「サービス付き高齢者向け住宅」の登録をされない場合は、「有料老人ホーム」の届出書を、平成 24 年 3 月 31 日までに提出してください。

（以下略）

<事例②>

平成 24 年 9 月 10 日

関係旧適合高齢者専用賃貸住宅設置者 様

広島県健康福祉局高齢者支援課長

適合高齢者専用賃貸住宅の廃止に伴う変更手続について（通知）

県高齢者福祉行政の推進については、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

平成 23 年 10 月 13 日及び平成 24 年 2 月 3 日付けで通知したとおり、「高齢者の居住の安

定確保に関する法律」が改正され、平成 23 年 10 月 20 日から新たに「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が始まりました。

これにより、「適合高齢者専用賃貸住宅」は廃止となり、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き事業を実施する場合は、「サービス付き高齢者住宅」として登録するか、又は「有料老人ホーム」の届出のどちらかの手続をする必要があります。

ついては、どちらの手続についても、平成 24 年 3 月 31 日までに完了しておく必要があるところ、貴住宅においては、まだ手続が行われておりませんので、早急に手続を行ってください。

(以下略)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-㉔ 住宅担当部局との連携が不十分となっている例

No.	都道府県等	事例概要
1	山梨県	<p>当該未届施設は、当初、高専賃として事業を行っていたが、高専賃は建築住宅課が所管しており、有料老人ホームを所管する長寿社会課では、当該施設に関する情報を持っていなかった。</p> <p>当該施設は、「適合高専賃」（高専賃のうち介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」が利用できる施設）であったが、平成 23 年 10 月に高専賃制度が廃止された際にハード面で基準を満たしていなかったため、サ高住の登録ができなかった。</p> <p>平成 26 年 7 月に事業者から、有料老人ホームに該当するため、届出を行いたい旨の相談が長寿社会課にあり、同課は、初めて当該施設について認識することとなった。</p>
2	富山市	<p>有料老人ホームを所管する長寿福祉課では、市内に旧高優賃が 4 施設存在することを把握していた。当該 4 施設においては、食事が提供されていることがホームページ等により確認できるが、同課は、これらの 4 施設が有料老人ホームに該当するか否かの判断を行っていなかった。</p> <p>一方、旧高優賃を所管する都市再生整備課は、平成 26 年 12 月頃、当該 4 施設のうち 1 施設に対して、有料老人ホームの届出又はサ高住の登録を行うよう口頭で指導を行っていたが、長寿福祉課には、この指導の事実について情報提供がされていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－㊸ 無料低額宿泊所に対する指導監督に関する通知

- 「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」(平成 21 年 10 月 20 日付け社援保発 1020 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) <抜粋>

今般、生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設(以下、「未届施設」という。)については、平成 21 年 1 月 1 日時点での実態を報告いただき、社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設(以下、「無料低額宿泊所」という。)については、平成 21 年 6 月 30 日時点の実態を報告いただき、別添のとおりとりまとめたところである。

また、近年、このような施設においては、防火安全体制の不備等について一部不適切な事案が見受けられたところである。

これらの状況を踏まえ、特に下記の事項について留意の上、管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

(略)

記

- 1 訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援について

保護の実施機関においては、未届施設や無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても少なくとも年に 2 回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について随時確認すること。

その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すこと。

また、居宅生活ができること認められた場合は、公営住宅等への転居の支援に努めること。

- 2 防火安全体制の確認の協力について

(略)

- 3 未届施設に関する関係部局との連携について

日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること。

なお、届出に関する事務は、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行うこととなるため、都道府県等の生活保護の担当部局が生活保護受給者が利用する施設に関する情報を一括して管理した上で、都道府県等の施設の担当部局と連携を図ること。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-㊸ 無料低額宿泊所の定義及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抜粋〉

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～七 （略）

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九～十三 （略）

4 （略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（第二種社会福祉事業）

第 69 条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第 67 条第 1 項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 （略）

（調査）

第 70 条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

（適用除外）

第 74 条 第 62 条から第 71 条まで並びに第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(2)-㉔ NPO法人が収集した高齢者向け住宅の情報を活用して未届施設の実態把握を行っている例

札幌市では、有料老人ホームに関する事務を介護保険課が担当しており、当該事務を担当している職員は4人となっている。

同市では、従来、新聞折込チラシやウェブサイトの検索等により有料老人ホームの疑いのある施設の情報を把握していたが、平成25年度に厚生労働省が有料老人ホームの定義を明確化したことを契機に、これらの手法に加えて、NPO法人シーズネット（以下「シーズネット」という。）が収集した高齢者向け住宅の情報（情報誌「シニア住まいの情報さっぽろ」や高齢者住まいの相談・情報センター「あんしん住まいサッポロ」の住まい情報）を活用している。

シーズネットでは、市内の高齢者向け住宅の動向調査として、「あんしん住まいサッポロ」で相談を受けている14人の相談員が2人一組で市内を中心に施設訪問を行い、高齢者向け住宅の情報を収集している。平成22年度から26年度までにおいて、シーズネットが動向調査などで収集した高齢者向け住宅の施設数の推移は、次表のとおりとなっており、そのほとんどが食事サービスを高齢者に提供している有料老人ホームに該当する未届施設であったとしている。

シーズネットが収集した高齢者向け住宅の施設数の推移

（単位：施設）

平成21年度以前	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
142	16	18	15	12	8	211

（注）当省の調査結果による。

図表 1-(2)-㉕ フォローアップ調査（第6回）におけるアンケート様式<抜粋>

自治体名： _____

未届の有料老人ホームに対する届出の促進に係る対応

1. 未届の有料老人ホームに対する届出の促進として講じた取組（複数回答可）
- 1. 定期的な電話や文書による届出指導
 - 2. 該当施設への立入検査
 - 3. 市区町村との情報交換ネットワークの構築（都道府県のみ）
 - 4. 出先機関の活用
 - 5. 建築部局との連携
 - 6. 消防部局との連携
 - 7. 生活保護部局との連携
 - 8. 介護サービス事業者（居宅介護支援事業所等）や福祉団体等との連携
 - 9. 地域包括支援センターの活用
 - 10. 未届施設の事業者向け説明会の開催
 - 11. 届出を重点的に指導するための関係者による機関（プロジェクトチーム）の設置
 - 12. ホームページ等を活用した、情報提供依頼
 - 13. その他

（注）「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平成26年10月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）の「アンケート」による。

図表 1-(2)-㉔ フォローアップ調査（第 6 回）のアンケートに対する都道府県等の回答状況と
実際の取組状況の例

No.	都道府県等	アンケートに対する回答状況	実際の取組状況
1	群馬県	○ 出先機関の活用 ○ 建築部局との連携 ○ 消防部局との連携	未届施設の実態把握は、出先機関及び他部局からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関に対する協力要請は行っていない。
2	広島県	○ 市区町村との情報交換ネットワークの構築（都道府県のみ） ○ 出先機関の活用	未届施設の実態把握は、市区町村及び出先機関からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関に対する協力要請は行っていない。
3	富山市	○ 建築部局との連携 ○ 消防部局との連携 ○ 生活保護部局との連携 ○ 介護サービス事業者（居宅介護支援事業所等）や福祉団体等との連携 ○ 地域包括支援センターの活用	未届施設の実態把握は、他部局等からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関等に対する協力要請は行っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 フォローアップ調査の報告対象の 29 都道府県等のうち 3 都道府県等の例について示した。

3 「アンケートに対する回答状況」は、図表 1-(2)-㉔の「1. 未届の有料老人ホームに対する届出の促進として講じた取組」に対する回答内容を指す。

図表 1-(2)-㉕ フォローアップ調査における都道府県等による厚生労働省への報告状況

(単位:機関、%)

区 分	都道府県等数
実態把握に着手したものや有料老人ホームに該当したものを報告	13(44.8)
未届の有料老人ホームに該当する可能性のあるものを報告	12(41.4)
未届施設の実態把握自体を行っていない	4(13.8)
合 計	29(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 フォローアップ調査は、都道府県等を報告対象としていることから、1 市町村を除く 29 都道府県等について作成した。

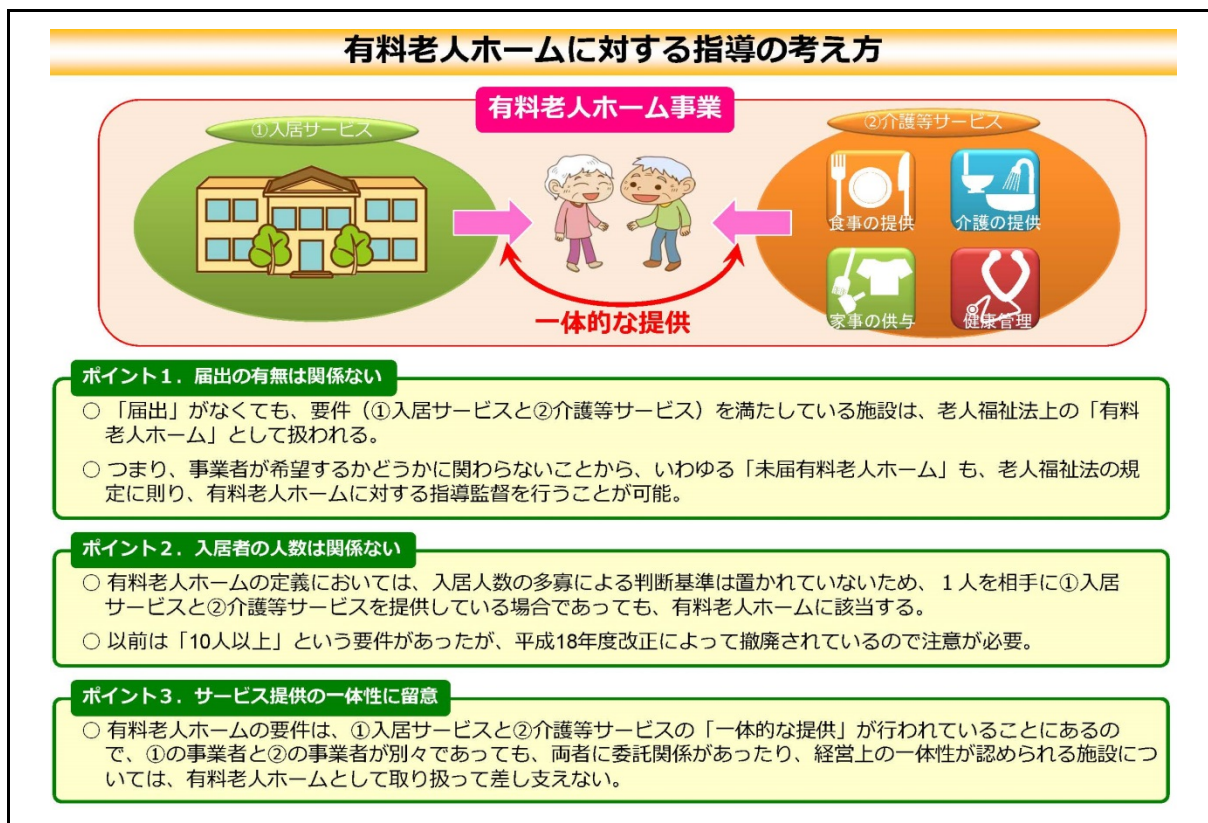
3 () 内は、構成比を示す。

図表 1-(2)-㉔ 未届施設について厚生労働省に未報告となっている例

No.	事例概要
1	<p>当該市では、平成 24 年 4 月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受け、当該都道府県が「未届」として把握していたもの（34 施設）や旧高専賃であったもの（11 施設）について引継ぎを受けるなどにより、<u>有料老人ホームの疑いのある施設を 26 年 10 月 31 日時点で計 62 施設把握</u>していた。</p> <p>今回、平成 26 年度のフォローアップ調査（平成 26 年 10 月 31 日時点）における当該市による厚生労働省への報告状況についてみたところ、当該市では、<u>実態把握が未着手であったことから、「未届の有料老人ホーム」の件数を「0 件」と報告</u>しており、有料老人ホームの疑いのある上記 62 施設を報告していなかった。</p> <p>このことについて、当該市では、当該都道府県から引継ぎを受けるなどして把握した有料老人ホームの疑いのある施設をそのまま「未届の有料老人ホーム」とは認定せず、有料老人ホーム担当課が現認し、<u>有料老人ホームの該当性を判断した上で、厚生労働省に報告を行っている</u>としている。</p>
2	<p>当該都道府県等は、有料老人ホームの定義について、平成 25 年 5 月に厚生労働省としての指導の考え方が示されたことを踏まえ、これまで有料老人ホームには該当しないと判断していた施設や有料老人ホームに該当する可能性があるものの、<u>運営実態の把握ができていない施設等を 27 年 4 月 1 日現在で約 70 施設把握</u>していた。</p> <p>今回、平成 26 年度のフォローアップ調査（平成 26 年 10 月 31 日時点）における当該都道府県等による厚生労働省への報告状況についてみたところ、当該都道府県等では、<u>実態把握が未着手の施設について報告していなかった</u>。</p> <p>このことについて、当該都道府県等では、<u>未届施設に対して訪問調査などを実施し、有料老人ホームに該当したものについてのみ厚生労働省に報告を行っている</u>としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-① 有料老人ホームに対する指導の考え方



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 1-(3)-② 有料老人ホームの指導の考え方に関する通知

- 「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」(平成 21 年 5 月 28 日付け老振発 0528001 号厚生労働省老健局振興課長通知) <抜粋>

別添 2

(参考)

全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議資料 (平成 18 年 6 月 20 日)

- Q. 入居要件に高齢者以外の者を対象としているものは、有料老人ホームに該当するのか。
- A. 基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらないと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい。

- 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成 25 年 5 月 31 日付け老高発 0531 第 4 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) <抜粋>

別添 3

有料老人ホームの定義について

1. 総則

- 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 1 項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ (以下「入居サービス」という。)、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は

食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

- 従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。
- また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、地方公共団体において受付を拒否することについては、原則として裁量の余地はない。
- なお、有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、共同住宅や寄宿舎のように複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこととなる。

2. サービスの提供

- 有料老人ホームにおいては、設置者が自ら介護等サービス提供する場合と、外部の者が設置者の委託を受けて介護等サービスを提供する場合とで、本質的な相違はないことから、老人福祉法第29条第1項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化している。
- しかしながら、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解するものである。
- 従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居等サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正：平成27年3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）
＜抜粋＞

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。（以下略）

（注）老健局長通知及び老健局振興課長通知の下線は当省が付した。

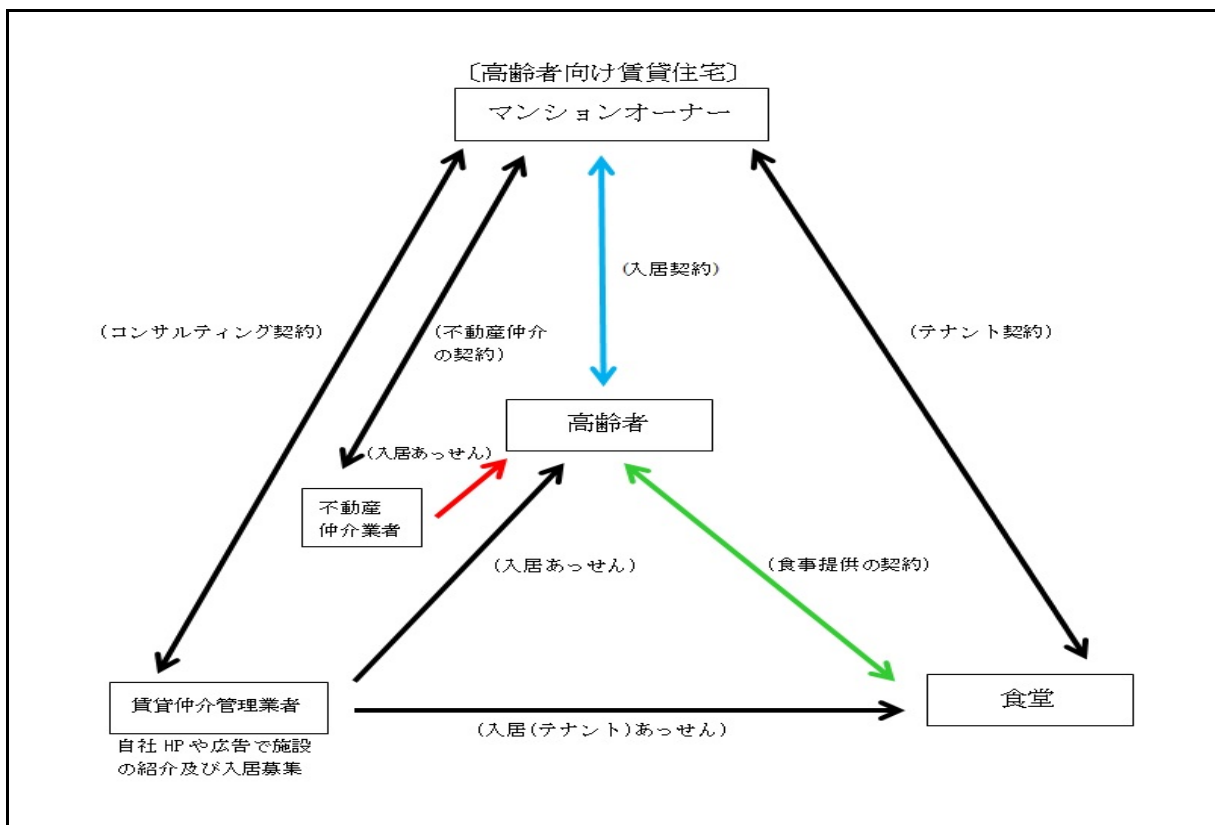
図表 1- (3) -③ 30 都道府県等における有料老人ホームの該当性の判断の状況

(単位:機関、%)

区 分	都道府県等数
有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮している	18(60.0)
有料老人ホームの判断基準を作成している	6
個別ケースの判断に引き続き苦慮している	5
有料老人ホームに該当するか否かの判断に疑義は生じていない	12(40.0)
有料老人ホームの判断基準を作成している	3
合 計	30(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、構成比を示す。

図表 1- (3) -④ サービスの提供形態が多様化・複雑化している例



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 上記施設を所管する都道府県等では、契約上、入居サービスと介護等サービスの提供が別々に行われており、両サービスを一体的に提供しているとは認められないことから、上記施設を有料老人ホームに該当しないと判断している。

図表 1- (3) -⑤ 有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮している事例と当該事例に対する千葉県の判断結果

No.	施設の概況	左記施設を所管する都道府県等の判断	千葉県の判断
1	<p>当該施設は、高齢者に限定せずに医療・介護等が必要な者を対象として入居募集を行っている。また、食事、介護、家事、健康管理等のサービスについては、当該施設の設置者が経営する併設施設又は入居者が希望する外部のサービス事業者との個別契約により提供されることになっている。</p>	<p>入居契約とサービス利用契約は入居者が各々別々に行っており、施設経営上、一体的に提供しているものではないとみられたことから、<u>有料老人ホームには該当しない。</u></p>	<p>ホームページ上の記述では高齢者の入居を前提にしているとは読み取れないが、施設の性格を考えると入居者の大部分が高齢者となる可能性が高いと考えられる。また、食事サービスについては、<u>指導指針の 1 (一) 注 2-イに該当し、有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>
2	<p>既存マンションや社員寮等を高齢者向け住宅に改修し、介護専門事業者等による各種サービスをパッケージで提供している。また、生活支援や介護・医療に関する外部のサービスは、それぞれの事業者テナントとして入ってもらい、施設の所有者が直接関与しないという形態を採用している。</p>	<p>契約上、入居サービスと介護等サービスの提供が別々に行われており、両サービスを一体的に提供しているとは認められないことから、<u>有料老人ホームには該当しない。</u></p> <p>なお、当該施設のホームページには、有料老人ホームと誤解を招く表示（食事の提供あり）がみられ、当該表示を削除するよう継続的に指導しているが、不適切な表示内容が掲載されたままとなっている。</p>	<p>介護等サービスの提供について、<u>指導指針の 1 (一) 注 2-イに該当し、有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>
3	<p>当該施設では、食事の提供等のサービスはオプションとなっており、希望者のみへの提供となっている。食事代もその都度、別事業者を支払っており、施設では入居者に一律に食事サービスを提供していない。</p>	<p>食事サービスは、全ての入居者に提供しているわけではなく、入居者個々の判断によるものであり、その都度、別事業者に対して支払が行われているのであれば、当該施設が食事を提供しているとは言いきれない。また、一部の入居者が食事サービスを受けて</p>	<p>ホームページ上の記述では高齢者のほかに障害者も入居対象としているが、これは<u>指導指針の 1 (一) 注 1 に該当する。</u>また、<u>入居サービスと食事サービスは同一法人が提供している</u>と読み取れるため、<u>有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>

		いるとはいえ、当該施設全体が <u>有料老人ホームの要件に該当するとは言い難い。</u>	
4	同一の建物内に居住施設と訪問介護事業所があり、世話人らしき職員が配置されている。当該世話人は、居宅サービスの提供時間外に居住者に対して生活支援（食事の提供等）を行っている。入居サービス提供者と当該世話人は親類関係にある。	平成 24 年度に厚生労働省に確認した結果、入居サービス提供者と生活支援サービス提供者との間に委託契約がなく、双方のサービスに一体性が認められないため、 <u>有料老人ホームには該当しないとの回答を得たことから、当該施設への届出促進の指導を行っていない。</u> ただ、本件の場合、入居サービス提供者と世話人との間に委託契約はないものの、親類関係にあることから、双方のサービスが一体的に提供されているとも判断できる。	

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、No.1 から 3 までの事例について千葉県の見解を求めた。
 2 「左記施設を所管する都道府県等の判断」は、平成 27 年 7 月末現在の状況である。
 3 「千葉県の判断」中の「指導指針」は、図表 1- (3) - ⑥参照。

図表 1- (3) - ⑥ 有料老人ホームの判断基準を明確化している例

<p>○ 千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 13 年 3 月 1 日千葉県健康福祉部長通知、最終改正：平成 27 年 7 月 1 日）＜抜粋＞</p> <p>1 用語の定義</p> <p>この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有料老人ホーム 老人を入居させ（注 1）、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与又は健康管理の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（注 2）であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居でないもの</p> <p>注 1) 有料老人ホームは、老人を入居させることが前提となるが、老人以外の者も入居対象としている場合も含むものとする。</p> <p>注 2) 老人を入居させ、介護等の供与をする事業が、次に掲げる形態で行われる場合は、「事業を行う施設」に該当する。</p> <p>イ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、居住機能の提供に係る契約書又は広告その他の表示において、介護等を提供可能である旨の記述がされている場合</u></p>
--

<ul style="list-style-type: none"> ロ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、介護等を提供する対象が当該入居者に限定されている場合</u> ハ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、居住機能の提供に係る契約書又は広告その他の表示において、特定の事業者から介護等の提供を受けることが必須となっている場合</u> ニ <u>その他イ～ハに類する場合</u> <p>二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のイからニまでのいずれかをする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 入浴、排せつ又は食事の介護 ロ 食事の提供 ハ 洗濯、掃除等の家事の供与 ニ 健康管理の供与 <p>(以下略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(3)－⑦ 千葉県の指導指針に対する他の都道府県等からの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県の指導指針の内容であれば、入居サービスと介護等サービスの提供事業者が別であるような事例についても、有料老人ホームに該当すると判断できる可能性があり、このような考え方が厚生労働省から示された場合は、現在よりも判断しやすくなる。全国展開している事業者などからは、他の都道府県等の指導指針と比較されることもあるので、有料老人ホームの特定について、統一的な基準を策定してほしい。 ・ 厚生労働省から千葉県の指導指針と同様の考え方が示されれば、有料老人ホームの特定が容易となり負担が軽減される。 ・ 千葉県の有料老人ホームに関する定義は、「経営上の一体性」が認められる事業者による有料老人ホームの規制逃れを防止する観点から有効である。

(注) 当省の調査結果による。

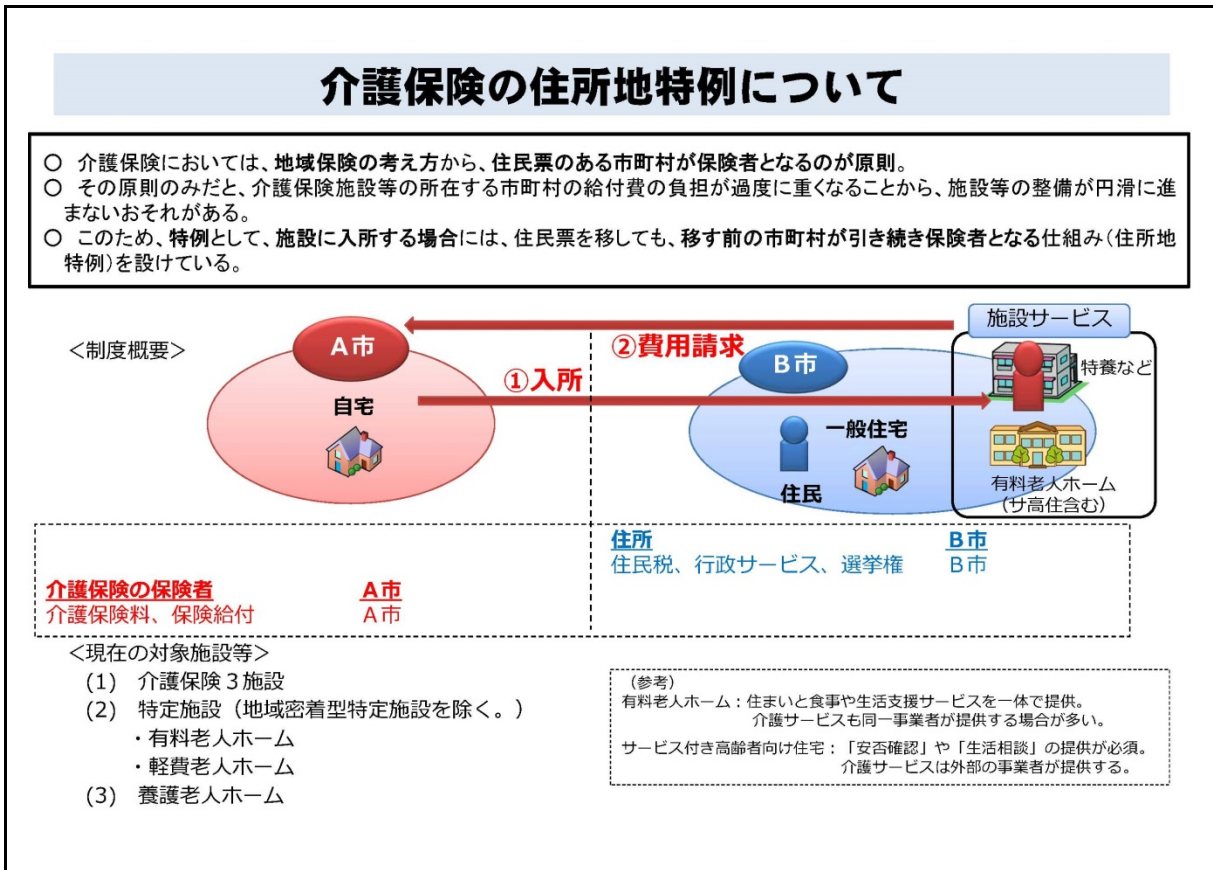
図表 1－(3)－⑧ 有料老人ホームの判断基準に関する都道府県等からの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有料老人ホームの定義が不明瞭なため、全国展開している事業者などからは、他の都道府県等の判断基準と比較されることもあり、事業者に対し明確に説明できず苦慮している。</u>未届施設に対する届出促進の指導に当たっては、当該施設が有料老人ホームに確実に該当し届出が必要な施設であるとの明確な根拠を持ち、説明を行えるかが重要である。このため、<u>各都道府県等の判断に委ねるのではなく、有料老人ホームとしての判断に関する事例やそれらに対する厚生労働省の見解をまとめるなど、類型化した判断基準・解釈が幅広く示されれば現場での指導をより円滑に行うことができる。</u> ・ 未届であっても、<u>有料老人ホームの要件に該当すれば老人福祉法に基づき指導を行うことができる。</u>ただ、<u>その要件に該当するか否かの判断については、老人福祉法で示されている四つのサービスに係る条件も明確でない中で、その判断を適切に行っていくためにも、厚生労働省において定義の明確化を進めてもらいたい。</u>そうすることで、有料老人ホームの疑いのある施設も把握しやすくなり、有料老人ホームとしての特定や指導がしやすくなる。
--

- ・ 厚生労働省が示している有料老人ホームの定義が曖昧で、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮していたため、有料老人ホームの判断基準を独自に作成した。しかし、当該判断基準は、四つのサービス全てについて詳細に定義付けていない上に、明確な根拠等に基づいて作成されたものではないことから、有料老人ホームに該当するか否かの判断に当たって、個別の契約内容の状況など施設の実態を踏まえた基準の適用に苦慮している。
- ・ 有料老人ホームに該当するか否かを判断し、有料老人ホームに該当すると特定できた施設については、届出促進の指導をしていかなければならない。各都道府県等では特定のための判断基準を独自に作成しているものの、果たしてどこまで細かく見ていくべきか難しい面があるので、国が統一的な基準を示してほしい。
- ・ 平成18年4月から有料老人ホームの対象が拡大されたため、有料老人ホームに該当するか否かの判断に困っている。「老人」とは何か、「入居」とは何かなど、有料老人ホームの判断基準が明確でないので、より具体的な定義を示してほしい。
- ・ 老人福祉法で定義されている基準では、当該施設の外形的な部分でしか判断できないので、例えば、「入居」とはどのような形態を指すのか、また、どのようなサービスを実施していれば、「食事の提供」等に該当するのかなど、厚生労働省は詳細な定義を示してほしい。
- ・ 標準指導指針では、「老人」の定義が定められていないため、独自に60歳程度からとしているものの、広域的に有料老人ホームの事業を営んでいる事業者から、他の都道府県等の判断基準との違いの説明を求められると明確な回答が困難である。有料老人ホームの届出義務との関係を明確にするためにも、老人の年齢は、国で一律の基準を定めてほしい。
- ・ 入居サービス提供者と介護等サービス提供者が別法人であるが、代表者が親族関係等にあり、入居サービス提供者が介護等サービス提供者をあっせん・紹介している場合等で、「入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されている」と認めるに足りるかどうかの判断に困ることが多い。事業者は届出をしないための言い訳や抜け道のように説明をするので判断が難しい。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う」としているが、これを厳格に適用すれば、共同住宅や寄宿舎なども部分的に有料老人ホームとなるため、その取扱いに苦慮している。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う」とする厚生労働省の考え方について、例えば寄宿舎に高齢者が1人入居しただけで有料老人ホームに該当してしまい、実情にそぐわないことから、意図的に高齢者を集めているか否かで判断する方が望ましい。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこと」については、老若が混在して居住する施設に老人が1人でもいれば届出が必要となり、施設の指導に苦慮している。施設の理解を得難い基準であり、見直しを検討してほしい。
- ・ 厚生労働省の有料老人ホームの定義をそのまま当てはめると、高齢者向け入居施設を業としない者であっても、たまたま入居者1人が老人に該当しただけで届出が必要となり、現実的でない。膨大な数の未届施設が生ずる可能性があり、体制的に指導困難となる懸念がある。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(3)－⑨ 住所地特例制度の概要



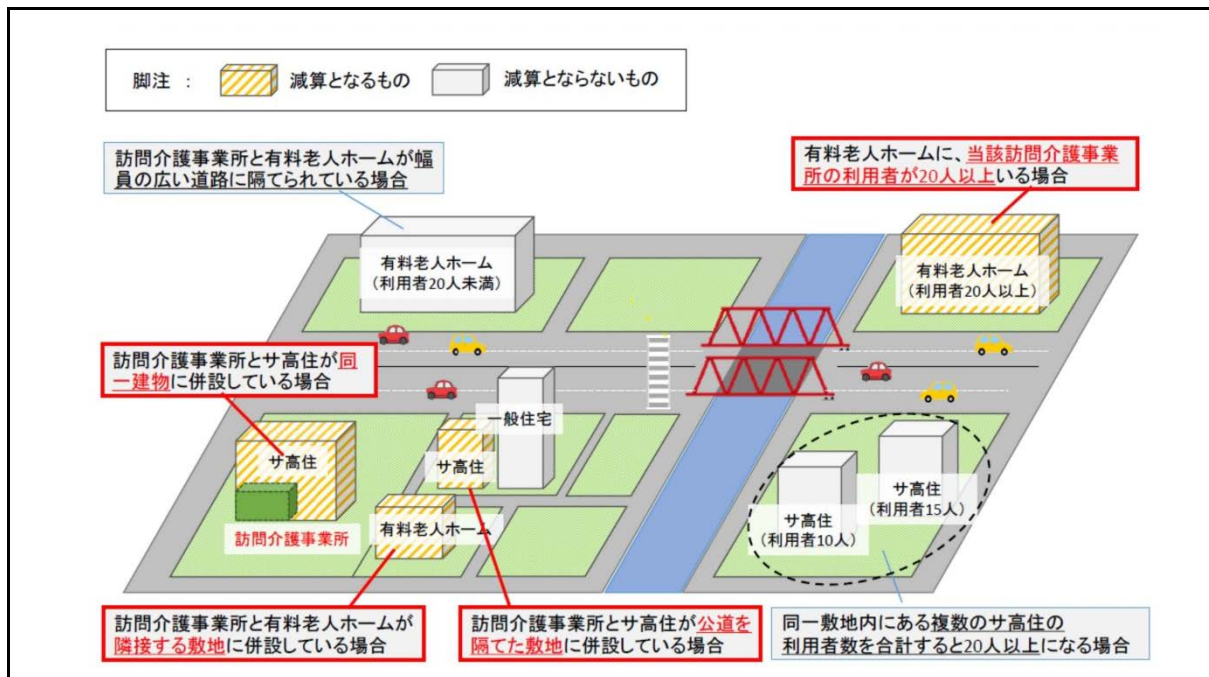
(注) 厚生労働省「第59回社会保障審議会介護保険部会資料」(平成28年6月3日)による。

図表 1－(3)－⑩ 集合住宅におけるサービスの提供に係る介護報酬の減算(概要)

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—
定期巡回・随時対応サービス	600単位/月減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師: 503単位 → 452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	①94単位/日 ②47単位/片道減算	①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ②事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

(注) 厚生労働省の資料による。

図表1-(3)-⑪ 集合住宅減算（訪問介護の場合）のイメージ図



（注）厚生労働省の資料による。

図表 1－(4)－① 未届施設に対する実態把握が適切に実施されていないと考えられる例

No.	事例概要
1	<p>当該市では、平成 24 年 4 月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受け、当該都道府県が未届として把握していたもの（34 施設）や旧高専賃であったもの（11 施設）について引継ぎを受けた。しかし、これら施設の実態把握が未着手となっていたところ、入居者に対する虐待事案が発覚したものがある。</p> <p>また、当該市では、消防担当部局や生活保護担当部局等と連携し、情報提供を受けるなどにより、平成 24 年 4 月から 27 年 4 月までの 3 年間で、有料老人ホームの疑いのある施設を 235 施設把握していたが、この間で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは、通報に基づき実地調査を行った 4 施設（注）にとどまっている。</p> <p>未届施設の実態把握が進んでいなかった理由について、当該市では、調査対象となる事業所の数が急激に増えたことに加えて、有料老人ホームの判断基準が明確ではなかったこと等を挙げている。</p> <p>なお、当該市では、有料老人ホームの判断基準を独自に作成し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しており、28 年 3 月 31 日現在で上記 235 施設中 171 施設の実態把握を終了し、うち 40 施設が有料老人ホームに該当すると判断している。</p> <p>（注）当該 4 施設は、平成 27 年 4 月 1 日現在で届出済みとなっており、上記 235 施設には含まれない。</p>
2	<p>当該都道府県等は、生活保護担当部局から、「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅一覧」の情報提供を受け、平成 26 年 12 月 10 日現在で 69 施設を把握していた。</p> <p>しかし、当該都道府県等は、有料老人ホームに該当する可能性が高いものから実態把握を行っているとして、平成 27 年 3 月現在で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは上記 69 施設のうち 19 施設にとどまっており、<u>実態把握が未着手となっていた残りの 50 施設の中には、火災による入居者の死亡事故が発生したもの（注）があった。</u>これを受けて、当該都道府県等では、実態把握が未着手となっていた施設を運営する事業者に対し、有料老人ホームの実態を有する場合には、早期に届出を行うよう文書で勧奨している。</p> <p>未届施設の実態把握が進んでいなかった理由について、当該都道府県等では、上記の社会福祉各法に法的位置付けのない施設等の多くが有料老人ホーム又は社会福祉法に基づく無料低額宿泊所のいずれかに該当する可能性が高いが、いずれに該当するのかについての判断が難しく、この点については、他の都道府県等からも両者の明確な区分や法整備を国に求めているが、明確な回答が得られていないとしている。</p> <p>なお、当該都道府県等では、平成 27 年 6 月に消防担当部局から、上記一覧に掲載された施設等に係る「事務所総括台帳」（消防担当部局が当該施設に定期点検を行った際に把握した施設の状況を取りまとめたもの）の提供を受けており、これにより消防法施行令別表第 1 における防火対象物の用途区分が把握できることから、今後これを活用するとともに、無料低額宿泊所を所管する生活保護担当部局とも十分協議の上、未届施設の実態把握を進めたいとしている。</p> <p>（注）当該施設では、出火当時、全入居者の 8 割以上を生活保護受給者が占めており、入居者には朝食と夕食が提供されていた。また、消防担当部局は、当該施設を消防法施行令別表第 1(5)項口の「寄宿舎」</p>

	<p>として取り扱っていた。</p> <p>なお、当該都道府県等では、火災事故の発生後、生活保護担当部局及び消防担当部局と共に当該施設の実情を調査した結果、有料老人ホームには該当しない施設（無料低額宿泊所の類似施設）と判断している。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(4)－② 都道府県等の実態把握に施設側が非協力的となっている例

No.	事例概要
1	<p>当該A施設を運営するNPO法人は、同施設のほかB～Fの計6施設（定員合計35人）の管理・運営を行っており、いずれも未届となっている。</p> <p>A施設を所管する都道府県等は、隣接市の生活保護担当部局からの通報に基づき、平成27年2月にA施設に対して実態調査を行い、一部の居室の確認や見取図の作成等を行うとともに、<u>有料老人ホームに該当するか否かを確認するため、同法人に対し、「高齢者状況確認票」による回答を求めた。</u></p> <p>しかし、<u>その後、電話をしても電話に出ず、同法人と連絡が取れない状況であったことから、平成28年3月末に「高齢者状況確認票」を再度郵送し、電話で当該確認票の送達確認と提出を依頼したが、「担当者がいないから分からない」と言われ、電話を切られたため、当該時点で運営実態の把握ができていない。</u></p> <p>一方、当該6施設のうちA施設を含む5施設について、消防担当部局は、消防法施行令別表第1(6)項ハの「社会福祉施設等」として把握しており、平成26年10月以降、<u>立入検査への協力を再三求めたが、27年7月末現在、協力を得られていない。</u></p> <p>当該6施設における管理・運営状況をみると、i) <u>入居者1人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以下の約6.5㎡となっている</u>（全6施設）、ii) <u>室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗い</u>（1施設）、iii) <u>居室や台所に多数の黒カビが発生している</u>（1施設）など、入居者にとって好ましくない居住環境となっているのがみられた。</p>
2	<p>当該都道府県等は、平成23年度から26年度末までに有料老人ホームの疑いのある施設を計11施設把握しており、うち3施設は現地調査により、残りの8施設はサービスの提供状況に関するアンケート調査や聞き取り調査のみで有料老人ホームに該当するか否かを判断していた。</p> <p>今回、当該8施設のうち、介護等サービスの提供がないとして、当該都道府県等が有料老人ホームに該当しないと判断した6施設（廃止予定の1施設を除く。）から3施設を抽出して当省が実地調査した結果、<u>いずれも第三者に委託するなどにより入居者に対して介護等サービスを提供しており、有料老人ホームの疑いがあることが判明した。</u></p> <p>当該3施設中1施設は、平成24年9月に都道府県等に有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供があったもので、当該施設における管理・運営状況をみると、当省の調査日（平成27年7月3日）現在で入居者11人全員が70歳以上の高齢者で、かつ、要介護3が1人、同4が3人、同5が1人含まれるなど、<u>全員が要介護認定を受け、自立生活が困難</u>となっており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、<u>緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず</u>（併設の小規模多機能型居宅介護から夜間訪問介護として夜勤職員</p>

が巡回)、平成 28 年 3 月末現在も当該都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。

また、上記 3 施設のうち他の 1 施設についても、平成 27 年 2 月から 3 月にかけて、「法外な料金を請求された」、「知人への面会を希望したところ施設から断られた」といった苦情が利用者等から市区町村に寄せられたため、同年 3 月に当該市区町村が実地指導を行うために訪問したところ、「当施設は有料老人ホームではないのに、どのような権限に基づき立ち入るのか」、「当該立入りが入居者保護を目的としたものであっても、具体的な入居者名を示されていない」等の理由により、実地調査を拒否されたため、同年 7 月末現在で当該施設の運営実態が不明のままとなっている。

なお、当該施設は、4 階建てビルの 2 階と 3 階にあり、各階には床面積が 25 m²程度の個室が 10 室ずつ設けられている。同一の建物内の 1 階には、当該施設の設置者が運営するデイサービス施設が併設されている。

これらのことについて、当該都道府県等では、有料老人ホームの疑いのある施設の設置者に対するアンケート調査等に対し、当該設置者が、介護等サービスを提供していない又は空欄のまま回答してきた場合、老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づく立入検査を行う権限がなく、有料老人ホームに該当する否か確認する手段がないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(4)－③ 要介護認定及び介護支援専門員等に関する規定

○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）〈抜粋〉

（市町村の認定）

第 19 条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 （略）

（指定市町村事務受託法人）

第 24 条の 2 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 （略）

二 第 27 条第 2 項（第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項（第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査に関する事務

三 （略）

2 指定市町村事務受託法人は、前項第 2 号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

3～6 (略)

(要介護認定)

第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

3～12 (略)

(要介護認定の更新)

第 28 条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。

3 (略)

4 前条（第 8 項を除く。）の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 市町村は、前項において準用する前条第 2 項の調査を第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

7～10 (略)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）＜抜粋＞

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 13 条 指定居宅介護支援の方針は、第 1 条の 2 に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～十二 (略)

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握

(利用者についての継続的なアセスメントを含む。) を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十五～二十七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1- (5) - ① 未届施設に対する届出促進の指導状況

(単位:施設、%)

区 分	H22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①前年 10 月 31 日時点での未届施設数	(注 3)448	248	259	403	911	961
②有料老人ホーム非該当等	34	22	23	52	156	73
③当年 10 月 31 日までに届出済み	166	62	78	98	164	(注 4)159
④当年 10 月 31 日時点で未届	248	164	158	253	591	(注 4)729
⑤届出が行われた割合(③/(①-②))	40.1	27.4	33.1	27.9	21.7	17.9

(注) 1 厚生労働省のフォローアップ調査結果に基づき、当省が作成した。

2 「有料老人ホーム非該当等」とは、前年 11 月 1 日以降に実態把握を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったものなどを指す。

3 「前年 10 月 31 日時点での未届施設数」は、平成 22 年度調査のみ、21 年 10 月 31 日時点での未届施設数(389 施設)に加えて、同年 11 月 1 日以降に把握した未届施設数(59 施設)を含んでいる。

4 「当年 10 月 31 日までに届出済み」及び「当年 10 月 31 日時点で未届」は、平成 27 年度調査のみ、それぞれ 27 年 6 月 30 日時点の施設数となっている。

図表 1- (5) - ② 介護サービス事業者の指定・更新の欠格事由

○ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) <抜粋>

(指定居宅サービス事業者の指定)

第 70 条 第 41 条第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号の 2 及び第 12 号を除く。)のいずれかに該当するときは、第 41 条第 1 項本文の指定をしてはならない。

一～四 (略)

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二～十二 (略)

3～8 (略)

(指定の取消し等)

第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第 41 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 2 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 10 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号の 2(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)

又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二～十三 （略）

2 （略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2・3 （略）

4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第 6 項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号及び第 12 号を除く。）のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

一～四の二 （略）

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二～十二 （略）

5～11 （略）

（指定の取消し等）

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二～十五 （略）

○ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）〈抜粋〉

（登録の拒否等に係る法律）

第 35 条の 2 法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号、第 70 条第 2 項第 5 号（法第 70 条の 2 第 4 項（法第 78 条の 12、第 115 条の 11、第 115 条の 21 及び第 115 条の 31 において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 78 条の 2 第 4 項第 5 号（法第 78 条の 14 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 79 条第 2 項第 4 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 86 条第 2 項第 3 号（法第 86 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 94 条第 3 項第 5 号（法第 94 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 115 条の 2 第 2 項第 5 号、第 115 条の 12 第 2 項第 5 号及び第 115 条の 22 第 2 項第 4 号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十三 （略）

十四 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

十五～二十七 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(5)－③ 有料老人ホーム一覧表の公表に関する通知

○ 「「有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」（平成 27 年 2 月 26 日付け老介発 0226 第 2 号・老高発 0226 第 2 号・国住心第 188 号厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）〈抜粋〉

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームについても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とすることとしています。

これに伴い、保険者において、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームを他の有料老人ホームと合わせて適切に把握できるようにする必要がありますため、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれましては、下記のとおり、住所地特例対象である有料老人ホームの一覧表を作成の上、都道府県等のホームページにおいて公表していただきますようお願いいたします。

また、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅に対して、住所地特例に係る事務の周知に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 有料老人ホームの一覧表の作成・公表に係る事務について

(3) 有料老人ホームの一覧表の作成・公表

平成 27 年 4 月 1 日の施行に向けて、同年 3 月 1 日時点で把握している有料老人ホームについて一覧表を作成し、同年 3 月 20 日までに都道府県等のホームページに公表していただきますようお願いいたします（ホームページの例は参考のとおり）。作成・公表にあたっての留意事項については、別紙 1.3 のとおりです。

別紙 1

3 有料老人ホーム一覧表の作成

(※5) 有料老人ホームの定義に該当するものの取扱い

- 老人福祉法の定義上、食事の提供等を行うものについては「有料老人ホーム」として位置づけ、あらかじめ届出を行うことを事業者¹に義務付けている。
- 一方で、届出を行っていない事業者も実際には存在するところであるが、これらについては、
 - ① 地方公共団体において、その実態を踏まえて、有料老人ホームであることを判断しているもの
 - ② 地方公共団体において、十分に実態を把握できていないことなどにより、有料老人ホームであることを判断できていないものに大きく分けられる。
- 一覧表の作成上、①については、以下の点に留意していただきたい。
 - ・ 情報提供等により、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム要件に該当すると思われる施設を把握した場合は、当該施設に対する訪問調査などを実施し、有料老人ホームへの該当性を確かめる。
 - ・ 有料老人ホームに該当することが特定できた施設については、その事業者に対して届出を促した上で、必要に応じて通知等を行い、当該施設については、老人福祉法、介護保険法その他の法律において「有料老人ホーム」として取り扱われることなどを伝える。
- なお、②については、引き続き把握に努めることとなるが、その間、実務的には一覧表に記載できないものと考えられる。

- 「有料老人ホーム一覧表の作成・公表に関する Q & A について」（平成 27 年 2 月 26 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）＜抜粋＞

問 3 ホームページで公表する有料老人ホームには未届の有料老人ホームも含むのか。

(答) 住所地特例対象施設を公表するという趣旨から、届出の有無にかかわらず、有料老人ホームに該当することが明確であるものを公表の対象とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(5)－④ 未届施設に対する届出促進の指導が不適切となっている例

No.	事例概要																														
1	<p>当該都道府県等は、平成 27 年 5 月現在で未届施設を 11 施設把握しており、うち 4 施設については、その存在を把握後 4 年以上（最長で 5 年 6 月）が経過している。</p> <p>今回、当該都道府県等における当該 4 施設に対する届出促進の指導状況をみたところ、これら施設の運営事業者は、<u>いずれも届出の意思がある旨を明らかにしており、中には、届出書類の一部を当該都道府県等に提出したのもあった。</u></p> <p>しかし、次表のとおり、これら 4 施設に対し、当該都道府県等が <u>2 年以上（最長で 4 年 2 月）にわたり届出促進の指導を行った事実が確認できず、届出促進の指導が適切ではなかったために未届期間が長期化</u>していた。<u>当該 4 施設中 3 施設は、平成 27 年 7 月現在も未届のまま</u>となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="316 766 1331 1041"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>把握年月</th> <th>未届期間</th> <th>左記期間における届出促進の指導状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 施設</td> <td>20 人</td> <td>H21. 11</td> <td>5 年 6 月</td> <td>2 年 2 月記録なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 施設</td> <td>7 人</td> <td>H21. 12</td> <td>5 年 5 月</td> <td>2 年記録なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 施設</td> <td>7 人</td> <td>H22. 6</td> <td>4 年 11 月</td> <td>4 年 2 月記録なし</td> <td>H27.7 届出</td> </tr> <tr> <td>D 施設</td> <td>10 人</td> <td>H22. 9</td> <td>4 年 8 月</td> <td>4 年 2 月記録なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「未届期間」は、当該施設の存在を把握した年月の翌月から平成 27 年 5 月までを基準に算出した。</p> <p>また、残りの 1 施設は、当省の調査途上の平成 27 年 7 月に届出を行っている。これは、ほかの施設が実施しているサービスが有料老人ホームに該当するとのことであつたため、同様のサービスを提供している当該施設についても、有料老人ホームの届出を行うことについて当該都道府県等に相談したところ、届出を行うよう指導されたため、届出を行ったものである。</p> <p>当該施設は、<u>平成 23 年度以降、当該都道府県等から届出に関する指導を全く受けておらず、有料老人ホームに該当することを承知していれば、もっと早く届出をしていたと思うので、有料老人ホームの定義等について情報提供してほしかった</u>としている。</p> <p>これらのことについて、当該都道府県等では、有料老人ホームに対する立入検査や入居者等からの苦情・相談対応等を優先して行っていたため、未届施設に対する届出促進の指導まで行うことは困難であつたとしている。</p>	区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考	A 施設	20 人	H21. 11	5 年 6 月	2 年 2 月記録なし		B 施設	7 人	H21. 12	5 年 5 月	2 年記録なし		C 施設	7 人	H22. 6	4 年 11 月	4 年 2 月記録なし	H27.7 届出	D 施設	10 人	H22. 9	4 年 8 月	4 年 2 月記録なし	
区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考																										
A 施設	20 人	H21. 11	5 年 6 月	2 年 2 月記録なし																											
B 施設	7 人	H21. 12	5 年 5 月	2 年記録なし																											
C 施設	7 人	H22. 6	4 年 11 月	4 年 2 月記録なし	H27.7 届出																										
D 施設	10 人	H22. 9	4 年 8 月	4 年 2 月記録なし																											
2	<p>当該都道府県等では、平成 26 年 10 月現在で未届施設を 24 施設把握していた。しかし、当該 24 施設のうち少なくとも 5 施設については、<u>平成 27 年 5 月現在でその存在を把握後 2 年以上（最長で 4 年 10 月）が経過</u>している。</p> <p>今回、当該 5 施設に対する当該都道府県等の届出促進の指導状況をみたところ、次表のとおり、<u>2 年以上にわたり届出促進の指導を行った事実が確認できない状況</u>となっていた。</p>																														

区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考
E施設	32人	H22. 7	4年10月	2年2月記録なし	
F施設	8人	H22. 8	4年9月	2年6月記録なし	
G施設	10人	H23. 3	4年2月	2年2月記録なし	H27.6 実地指導 H27.9 届出
H施設	7人	H23. 3	4年2月	2年2月記録なし	H27.6 実地指導 H27.8 届出
I施設	不明	H24.12	2年5月	2年2月記録なし	

(注)「未届期間」は、当該施設の存在を把握した年月の翌月から平成27年5月までを基準に算出した。

当該5施設のうち同一法人が運営するG施設及びH施設に対する当該都道府県等による届出促進の指導の実施状況等を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① G施設については、平成23年3月に当該都道府県等と関係市区町村が合同で実地指導を行い、有料老人ホームの届出を行うよう指導したにもかかわらず、その後も届出が行われていなかった。一方、H施設については、平成24年6月に元従業員から、G施設及びH施設が所在する市区町村に虐待をうかがわせる内容の通報が寄せられた。これを受けて、当該市区町村は、当該都道府県等に対し、当該通報内容について情報提供するとともに、両施設に対する実地指導を要請した。
- ② 上記要請を受け、当該都道府県等は、当初、当該市区町村と合同で両施設に対する実地指導を行うことを予定していたが、両施設に対して当該都道府県等が単独で実地指導を行ったのは3年後の平成27年6月となっていた。
- ③ この間、当該都道府県等では、平成25年3月に両施設に対して届出促進の指導等を行ったが、その後、2年2月にわたり届出促進の指導がなされていなかった。
なお、両施設は、平成27年8月、9月にそれぞれ有料老人ホームの届出を行っている。

3 当該都道府県等は、当該未届施設について、高齢者を入居させ、食事の提供等を行っていることから、有料老人ホームに該当すると判断し、平成24年2月、同年10月頃及び25年7月に当該施設を訪問するなどして届出促進の指導を行っている。
一方、当該施設について、包括センター等から、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が平成25年5月から12月までの8か月間に当該都道府県等に2件寄せられたが、当該都道府県等は、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しておらず（立入検査等を実施していない理由については、図表2-(1)-⑧参照）、25年7月を最後に届出促進の指導も行っていない（平成27年7月末時点）。

4 当該市は、平成24年4月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受けた際、当該都道府県から当該施設を未届施設として引き継いだ。しかし、平成24年4月から26年1月までの1年10か月間で、当該施設を運営する事業者と一度も連絡を取っておらず、同年2月に初めて届出促進の指導を行った。
その結果、当該施設の運営事業者内部で届出手続を進めるかどうか、役員や顧問税理士

	<p>を含めて検討し、検討結果を当該市に連絡することとなっていたが、その後、<u>運営事業者と1年1か月間連絡を取らないでいたところ、入居者に対する虐待事案が発覚した。</u></p> <p>なお、当該施設は、当該虐待事案の発覚を受け、当該市と届出の協議を開始することとなり、平成27年に有料老人ホームの届出を行っている。</p>
5	<p>当該都道府県等は、平成21年4月に実施した緊急点検の結果、当該施設を未届の有料老人ホームとして把握した。</p> <p>当該都道府県等は、指導指針の基準の中でも、特に<u>入居者に対して個室が確保されていることを強く求めているが、当該施設の場合、平屋建ての家屋を改造したものであるため、その構造上、入居者に対して個室を確保することができない。</u>また、当該施設には、当省の調査日（平成27年6月24日）現在で9人が入居しているが、仮に居室を全て個室とすると、定員を超過した6人を退居させることとなり、現実的な手段ではない。</p> <p>このようなことから、当該都道府県等では、<u>平成29年度末に予定している新築移転後に有料老人ホームの届出を行うよう指導しており、移転までの間は、当該施設に対して移転計画の進捗状況のほか、入居者の状況（入居者数、要介護度等）、安全対策の実施状況（スプリンクラーの設置の有無等）等について経過報告を求めるにとどめ、早急に届出を行うよう指導していない。</u></p> <p>なお、当該施設は、未届であっても有料老人ホームに該当すれば老人福祉法の適用を受けることや、<u>指導指針に不適合であっても届出が可能であることを承知しておらず、当該都道府県等からその旨の説明も受けていない</u>としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表1－(5)－⑤ 施設側が有料老人ホームの届出を拒否している例

No.	事例概要
1	<p>当該未届施設は、医療依存度や費用負担の面で他の社会福祉法人では受入れが難しい障害のある高齢者を優先して受け入れており、当該施設を所管する都道府県等は、当該施設に隣接する有料老人ホーム（届出施設）に対する立入検査（平成26年10月）において当該施設の存在を把握し、有料老人ホームの届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設は、今後も医療・介護の最終的な受皿として運営していく方針である一方、当該都道府県等の指導指針では、入居者やその家族から強い要望のある多床室が認められていないことから、当該指導指針が変更されない限り、届出は差し控えたいとしており、平成27年7月末現在で未届となっている。</p>
2	<p>当該都道府県等は、元入居者の親族からの通報により平成26年2月に当該施設の存在を把握し、立入検査等を通じて有料老人ホームの届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設は、入居者が入居サービスと介護等サービスの契約をそれぞれ別々の事業者と締結しており、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間で委託契約を締結していない（注）ことから、有料老人ホームには該当しないと主張している。</p> <p>なお、当該施設の設置者は、当該施設とは別の高齢者・障がい者向けサポート賃貸住宅を平成26年10月に開設しており、当該住宅についても27年7月末現在で未届となっている。</p>

	(注) 当該施設については、入居者と入居サービス提供者との間で締結する建物賃貸借契約書において、「本契約締結時に、介護等サービス提供者との間で、別途、生活支援サービス契約を締結するものとする」と規定されている。
3	<p>当該都道府県等は、平成 24 年 2 月、同年 10 月頃及び 25 年 7 月に当該未届施設を訪問するなどして届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設を運営する事業者は、「自宅で暮らすことのできない高齢者を安い料金で住ませ、本人も家族も喜んでいる。こんなに社会に貢献しているのに何が悪いのだ」として、当該都道府県等の行政指導に聞く耳を持たず、平成 27 年 7 月末現在で未届となっている。</p> <p>なお、当該事業者は、当該施設とは別の高齢者向けシェアハウスを平成 26 年 8 月頃に開設しており、当該シェアハウスについても 27 年 7 月末現在で未届となっていた（平成 28 年 6 月現在閉鎖）。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 1- (5) - ⑥ 未届施設における介護サービス事業所の併設・隣接状況

(単位：施設、%)

区 分	厚生労働省把握	当省把握	合 計
介護サービス事業所を併設・隣接して設置している	16 (66.7)	14 (56.0)	30 (61.2)
介護サービス事業所の事業者と未届施設の設置者が同一	12	8	20
介護サービス事業所を併設・隣接して設置していない	8 (33.3)	11 (44.0)	19 (38.8)
合 計	24 (100)	25 (100)	49 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

3 「併設」とは、同一建物に事業所がある場合を、「隣接」とは、同一敷地内で別棟の場合又は隣接する土地（道路を挟む場合を含む。）にある場合をそれぞれ指す。

図表 1- (5) - ⑦ 有料老人ホーム一覧表における未届の有料老人ホームの公表状況（平成 27 年 7 月末現在）

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
未届の有料老人ホームを公表している（ホームページ）	1 (3.4)
未届の有料老人ホームを公表していない	28 (96.6)
合 計	29 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 有料老人ホーム一覧表の公表対象となる 29 都道府県等について作成した。

3 () 内は、構成比を示す。

図表 1-(5)-⑧ 未届の有料老人ホームを公表していない主な理由

- ・ 平成 27 年 2 月の厚生労働省からの協力依頼に基づく有料老人ホーム一覧表の掲載施設には未届の有料老人ホームが含まれることとなるため、届出促進の指導に非協力的な未届施設はもとより、協力的な態度を示している未届施設の態度も硬化させるおそれがあり、未届施設の届出促進や指導監督に悪影響を及ぼすことを非常に懸念している。
- ・ 未届の有料老人ホームを公表することにより、例えば、届出促進の指導に非協力的な未届施設について、i)「未届の有料老人ホーム」として公表されることを事業継続に不利益な情報と捉え、有料老人ホームに該当しないなどとする当初の主張を更に強め、施設への立入りができなくなり、都道府県等として施設の運営状況を把握することが困難になる場合や、ii) 住所地特例の対象施設として公表されることで、都道府県等から介護保険法上のお墨付きを受けたと強弁し、届出促進の指導を拒絶する場合が考えられ、未届施設の届出促進や指導監督に悪影響を及ぼす事態を懸念している。
- ・ 本当に悪質な施設は、有料老人ホームに該当するか否かの特定から逃れ、結果として有料老人ホーム一覧表に掲載されない一方で、都道府県等が未届の有料老人ホームに該当すると判断したところについては、未届であることをもって利用者に非難されかねない状況になるのではないかとの意見が情報交換した都道府県等間であったため、公表を見送った。
- ・ 都道府県等が未届の有料老人ホームに該当すると判断しても、施設側がそれに納得しない限り、実際に公表を行うことは難しい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(5)-⑨ 未届の有料老人ホームを公表している都道府県等からの意見

- ・ 有料老人ホームであることの特定を終え次第、全て有料老人ホーム一覧表に掲載している。未届の有料老人ホームを公表することについて、未届の事業者に対して届出促進の指導で現地確認を行う際などに個々に説明し承諾を得ている。また、届出自体に難色を示す事業者に対しては、ある程度時間を掛けて制度等を説明し理解を得るとともに、必要に応じて有料老人ホームに該当する旨の通知文を送付するなどの対応を行った上で公表している。このような個別対応を十分に行った上で公表しているため、支障は生じていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(5)-⑩ 未届の有料老人ホームを公表したことによる効果

- ・ 未届の有料老人ホームの公表は、本来は有料老人ホームの利用者の利便を目的としたものではないが、未届の有料老人ホームをホームページで公表したことにより、ケアマネジャーから、「入居希望先の施設が未届であることが有料老人ホーム一覧表により確認できたが、安全面で入居させても大丈夫か」との問合せがあったことから考えると、入居に当たっての判断材料を利用者に提供できるという効果もあると考えられる。
また、未届の有料老人ホームを公表したことにより、i) これまで届出促進の指導に応じないとしてきた事業者が応じてくれることとなった、ii) 届出促進の指導に要する日数が 2、3 か月程度短縮したなど、届出促進の指導を行いやすくなったと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(5)－⑪ 包括センターが入居希望者に未届施設を紹介していた例

- ・ 都道府県等から有料老人ホームに関する情報提供はなく、届出施設か未届施設か把握していないため、入居希望者の経済的状況、身体的・精神的状況や他施設の空き状況を勘案して施設を紹介している。結果的に未届施設を紹介してしまったものもある。
- ・ 有料老人ホームの届出の有無については、マスコミ報道があってから関心を持ち始めたのが実態である。都道府県等から情報提供はなく、届出施設か未届施設か把握していないので、未届施設だから紹介しないという対応はしてこなかった。
- ・ 虐待防止や安全性の確保等のためにも未届施設には紹介したくないという思いが強いが、有料老人ホームの定義や届出の有無の確認方法を承知していなかったことから、結果的に未届の疑いのある施設を入居希望者に紹介してしまったケースがある。
- ・ 施設を紹介する際、サービス内容や利用料金が利用者に合うか否かを特に意識しており、施設の届出状況にはこれまで全く関心を持っていなかった。
- ・ 都道府県等からは、有料老人ホームに関する情報提供はない。未届施設であったとしても、提供されるサービスと料金が釣り合っており、サービスが適切に実施されているのであれば入居希望者に紹介している。

(注) 当省の調査結果による。